

安来市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

安 来 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第 2 節 本計画の性格と役割	1
第 3 節 計画の期間	2
第 4 節 計画対象廃棄物	3

第 2 章 安来市の地域特性

第 1 節 安来市の位置・沿革	4
第 2 節 地域の概況	5
1. 自然環境	5
2. 社会環境	7
3. 都市環境	10
4. 生活環境	12

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節 ごみ処理の変遷	13
第 2 節 ごみ処理の現況	15
1. ごみ排出量の推移	15
2. ごみの性状	17
3. ごみの減量・再資源化の実績	18
4. ごみ処理システム	21
5. ごみの減量・再資源化・最終処分のまとめ	30
6. ごみ処理行財政の実績	31
第 3 節 関係法令の動向と上位計画	34
1. 関係法令の動向	34
2. 上位計画	35
第 4 節 周辺市町村の状況	39
第 5 節 ごみ処理の課題	41

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	ごみ処理の目標	42
1.	基本理念	42
2.	基本方針	42
3.	既定計画における目標値とその進捗	43
4.	ごみの将来見込み量	44
5.	目標値の設定	45
第2節	ごみ処理の主体	49
第3節	排出抑制・3Rの推進計画	50
1.	環境教育の推進（市民・事業者に対する広報・啓発活動）	51
2.	3Rの推進	55
第4節	分別収集計画	63
1.	分別収集の基本方針	63
2.	分別収集の区分	63
3.	その他分別収集の検討項目	64
第5節	収集運搬計画	65
1.	収集区域の範囲	65
2.	収集運搬体制	65
3.	収集運搬の量	65
4.	収集運搬に関する施策	66
第6節	中間処理計画	69
1.	中間処理体制	69
2.	中間処理の量	70
3.	中間処理に関する施策	70
第7節	最終処分計画	73
1.	最終処分体制	73
2.	最終処分の量	73
3.	最終処分に関する施策	74
第8節	その他の計画及び施策	75
1.	適正処理に関する施策	75
2.	その他の施策	77

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 水環境、水質保全に関する状況	79
1. 水環境	79
2. 水質保全の状況	79
第2節 生活排水処理の現状と課題	80
1. 生活排水処理の流れ	80
2. 生活排水処理施設整備の状況	81
3. 処理形態別人口	83
4. 収集運搬の状況	84
5. 中間処理・資源化・最終処分の状況	85
6. し尿等の処理に係る経費	88
7. 生活排水処理に関する課題	89
第3節 生活排水処理基本計画	90
1. 基本理念	90
2. 基本方針	90
3. 生活排水処理の目標	91
4. 生活排水の処理主体	91
5. 生活排水を処理する区域及び人口	91
6. 生活排水処理施設整備事業方針	94
7. 生活排水の適正処理推進施策	95
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	97
1. 排出抑制・再資源化計画	97
2. 収集運搬計画	97
3. 中間処理計画・最終処分計画	99
第5節 その他の事項	100
1. 災害廃棄物処理	100
2. その他諸計画との整合	100

第6章 計画の進行管理

第1節 計画進行管理手法	101
第2節 計画進行管理指標	101

第 1 章

計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。

さらに、策定に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて策定する基本構想との整合（同条第3項）に加え、関係する他の市町村計画との調和（同条第4項）が必要とされている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3では、一般廃棄物処理計画には、基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の実施のために必要な「一般廃棄物処理実施計画」を位置づけており、各々所定の事項を定めるものとしている。

安来市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、以上に基づき策定するものであり、具体的内容については、廃棄物処理法第6条第1項の規定及びそれに基づく「ごみ処理基本計画策定指針」、「生活排水処理基本計画策定指針」によるものとした。

第2節 本計画の性格と役割

本計画は、安来市（以下「本市」という。）が、一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示すとともに、今後の環境行政執行のための目安を示したものである。

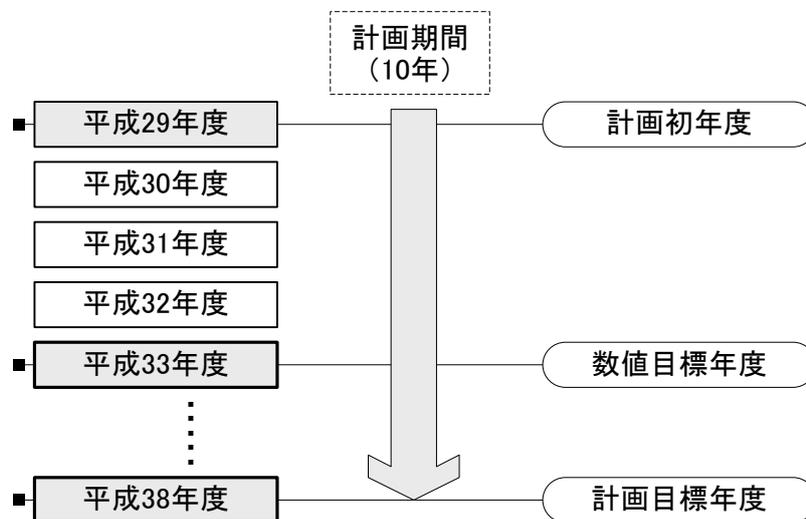
したがって、今後、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって具体的な行動計画を検討・策定し、実効性のあるごみ減量施策や生活排水処理施策を展開していくとともに、循環型社会の形成を目指した新たな一般廃棄物処理システムを確立させていくものである。

第3節 計画の期間

「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」によると、長期計画の目標年度は、概ね10～15年とされていることから、本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10カ年計画とするものとした。また、概ね5年ごとに改訂することとして、数値目標を5年後の平成33年度に設定した。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜、見直しを行うものとする。

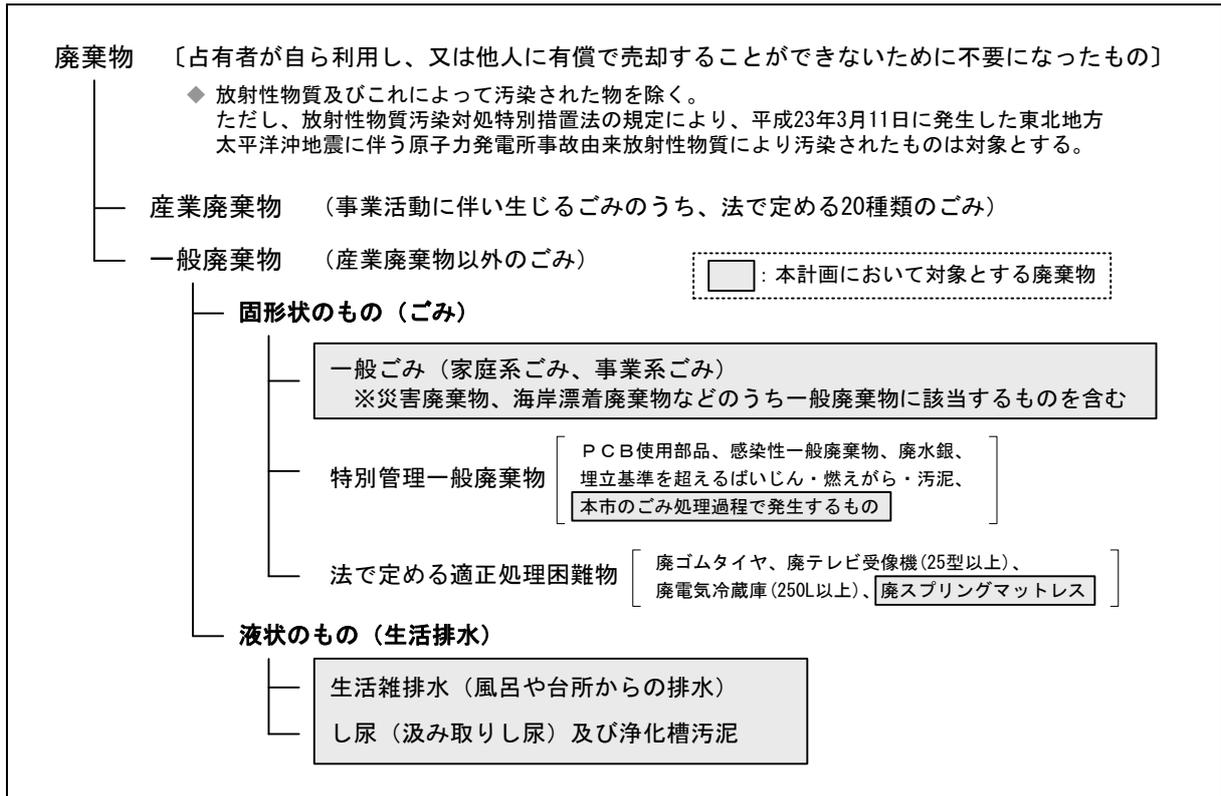
図表 1-3-1 計画期間



第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-4-1に示すとおり、一般廃棄物のうち固形状のものである「ごみ」及び液状のものである「生活排水」とする。なお、これらのうち本市による処理・処分が困難であるものは対象外とし、これらの取り扱いについては図表1-4-2に示すとおりとする。

図表 1-4-1 本計画の対象廃棄物



図表 1-4-2 本計画において対象外とするごみとその取り扱い

区分	取り扱い
PCB使用部品	製造メーカー等に引き渡すこととする。
集じん灰	専門業者に引き渡すこととする。（本市のごみ処理過程で発生するものを除く）
廃水銀	専門業者に引き渡すこととする。
医療廃棄物	医療機関もしくは専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機については、許可業者への引き渡し、指定場所への持ち込み及び販売店引取りとする。
パソコン	製造者等の引取りとする。
その他本市で指定する受入しないごみ	以下のごみは取り扱わず、販売店もしくは専門処理業者に引き渡すこととする。 ・バイク、タイヤ、鉛バッテリー、消火器、ガスボンベ、薬品、オイルなど ・灯油、塗料、ボイラー、除雪機、農機具、農業用ハウス・ビニールなど ・石、土砂など その他、有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発生するもの、本市の処理施設の管理または処理作業に支障をきたす恐れのあるもの。

第 2 章

安来市の地域特性

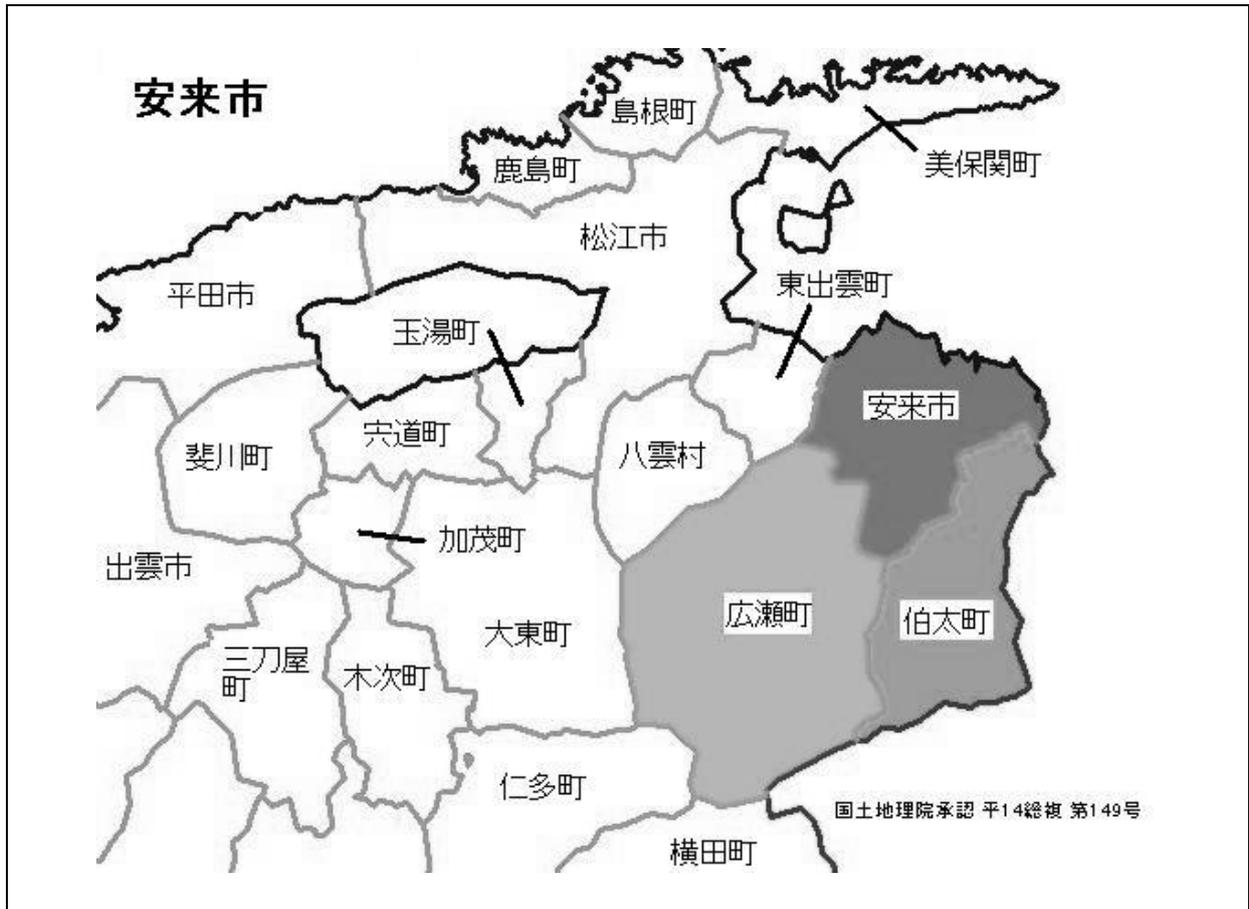
第1節 安来市の位置・沿革

1. 安来市の沿革

本市は、旧安来市・旧広瀬町・旧伯太町が平成16年10月1日に合併して誕生した新「安来市」である。

本地域は、古くから存在した数多くの集落が、明治時代の市制・町村制の施行や昭和時代の町村合併促進法の施行、並びに平成時代の市町村合併特例法により現在の範囲で形成されている。

図表 2-1-1 旧市町位置図



1-2 気象

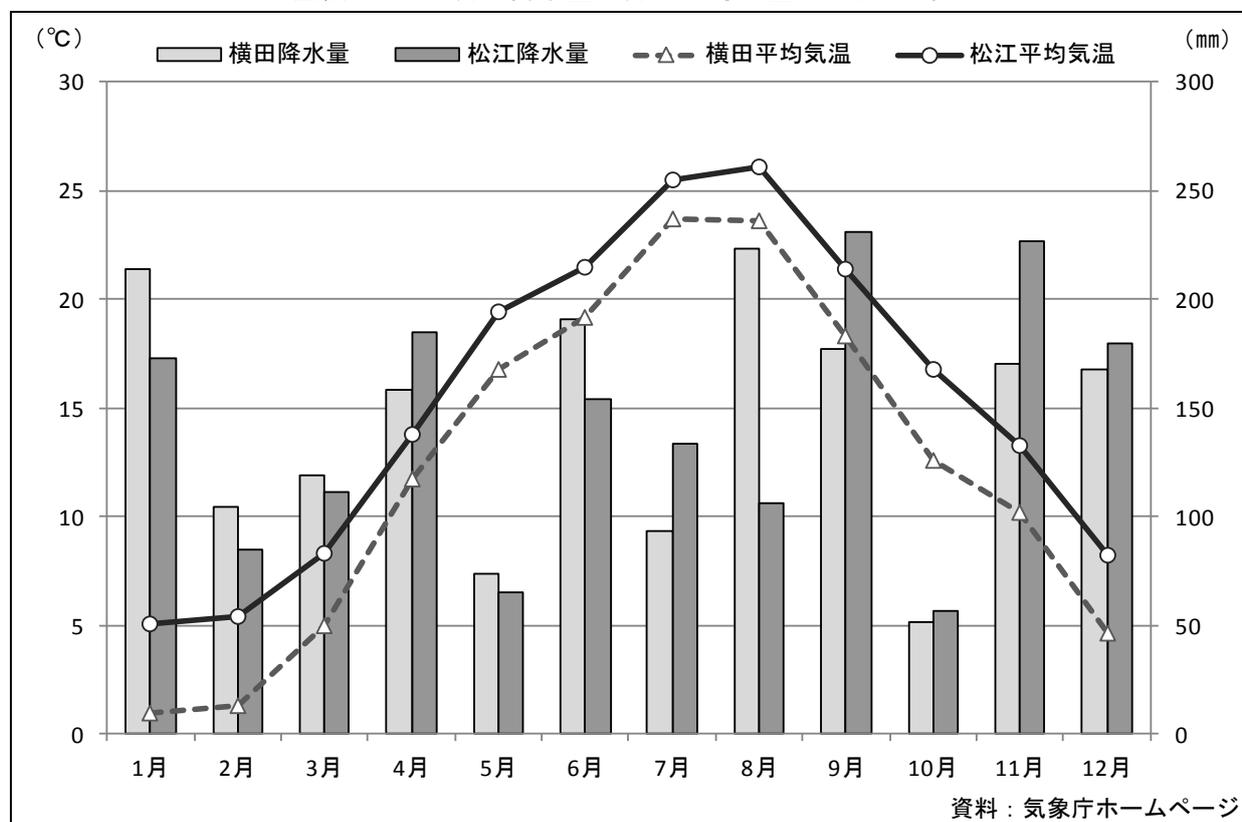
本市管内の近年の平均気温は12～15℃、平均降水量は1,800～1,900mmとなっている。気候は山陰特有の低温多湿で日照時間も短い。特に冬季は降水が多く、積雪もある。

図表 2-2-2 気象概要

観測所名 年月	横田地域気象観測所					松江地域気象観測所				
	気温(℃)			降水量 (mm)	積雪 (cm)	気温(℃)			降水量 (mm)	積雪 (cm)
	平均	最高	最低			平均	最高	最低		
平成23年	12.0	34.7	-11.4	2136.5	698	15.0	35.6	-4.2	1975.5	166.0
平成24年	11.8	34.6	-9.9	1659.0	704	15.1	36.3	-3.4	1561.5	91.0
平成25年	12.4	34.5	-11.0	1965.0	319	15.4	35.9	-3.1	2035.0	35.0
平成26年	11.7	34.8	-8.1	1892.0	509	14.9	36.0	-2.3	1818.5	85.0
平成27年	12.3	35.2	-7.6	1744.5	478	15.4	35.7	-2.4	1706.0	45.0
1月	1.0	10.7	-7.1	214.0	126	5.1	8.6	2.2	173.0	20.0
2月	1.3	11.7	-5.5	104.5	117	5.4	9.4	1.9	84.5	16.0
3月	5.0	23.2	-7.6	119.0	27	8.3	13.3	4.0	111.5	0.0
4月	11.7	27.4	-2.6	158.5	0	13.8	18.6	9.2	184.5	0.0
5月	16.8	29.4	4.7	73.5	0	19.4	25.4	14.2	65.0	0.0
6月	19.2	29.7	8.0	191.0	0	21.5	26.2	17.9	154.0	0.0
7月	23.7	34.5	13.7	93.5	0	25.5	29.1	22.6	133.5	0.0
8月	23.6	35.2	13.8	223.5	0	26.1	30.4	23.2	106.0	0.0
9月	18.3	27.5	8.7	177.0	0	21.4	25.5	18.3	231.0	0.0
10月	12.6	24.6	0.6	51.5	0	16.8	21.6	12.1	56.5	0.0
11月	10.2	21.1	-0.6	170.5	12	13.3	16.9	10.0	227.0	0.0
12月	4.6	15.9	-4.3	168.0	43	8.2	11.8	4.9	179.5	0.0
平成23年～27年平均	12.0	34.8	-9.6	1879.4	541.6	15.2	35.9	-3.1	1819.3	84.4

資料：気象庁ホームページ

図表 2-2-3 月別降水量・月別平均気温（平成27年）



資料：気象庁ホームページ

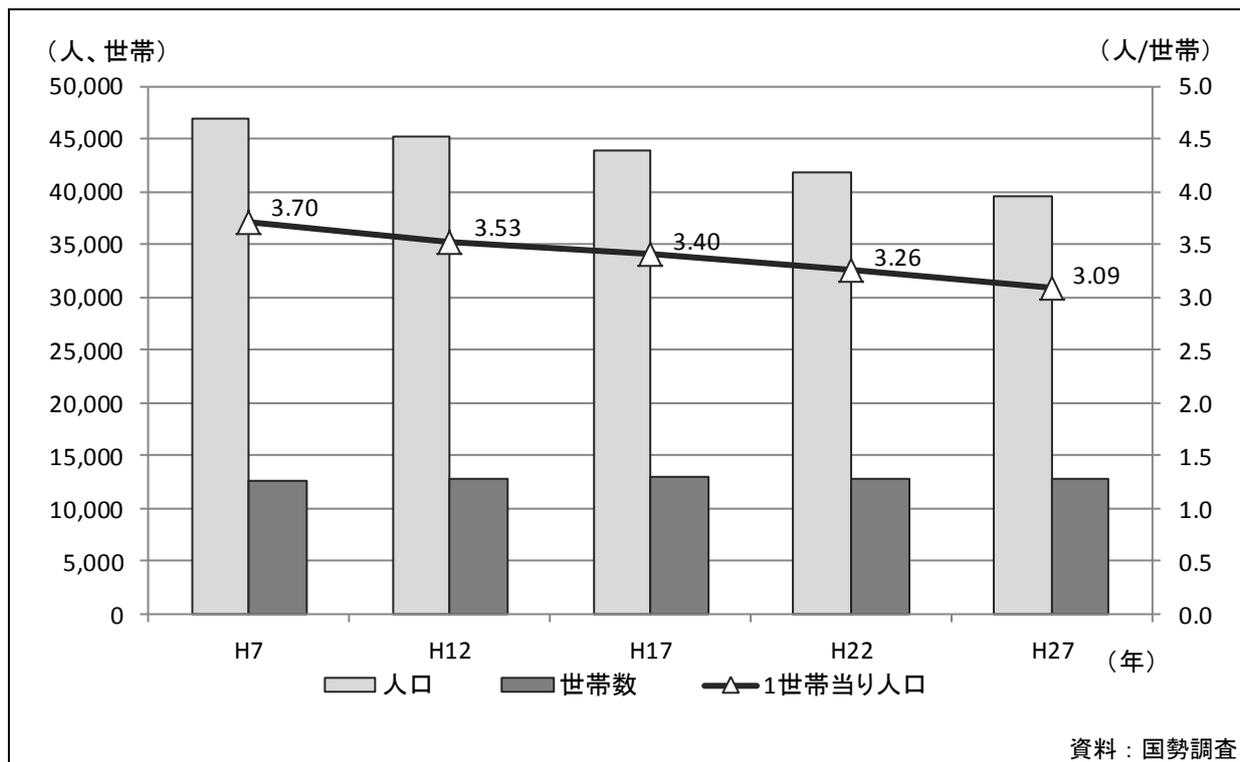
2. 社会環境

2-1 人口および世帯数

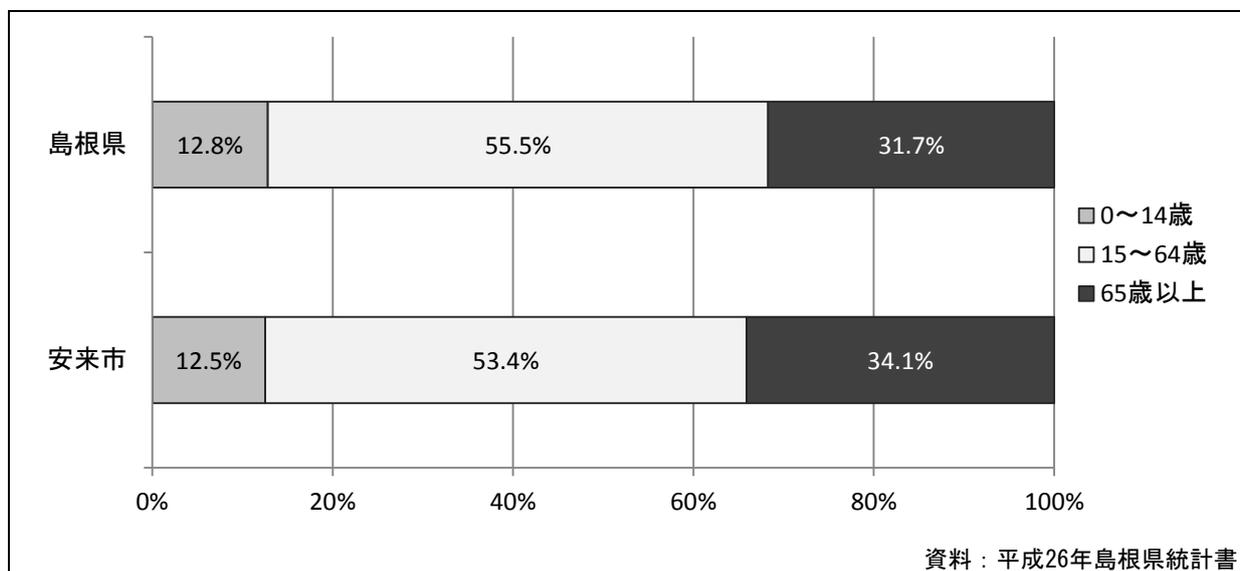
人口・世帯数はそれぞれ、平成27年10月1日現在で39,553人・12,796世帯であり、人口は年々減少しているものの世帯数は横ばいのため、一世帯当たり人口は年々減少し、核家族化の傾向が見られる。

年齢別では、65歳以上の老人人口が35%弱を占め、島根県合計と比べ65歳以上の割合が高い。

図表 2-2-4 人口および世帯数の推移



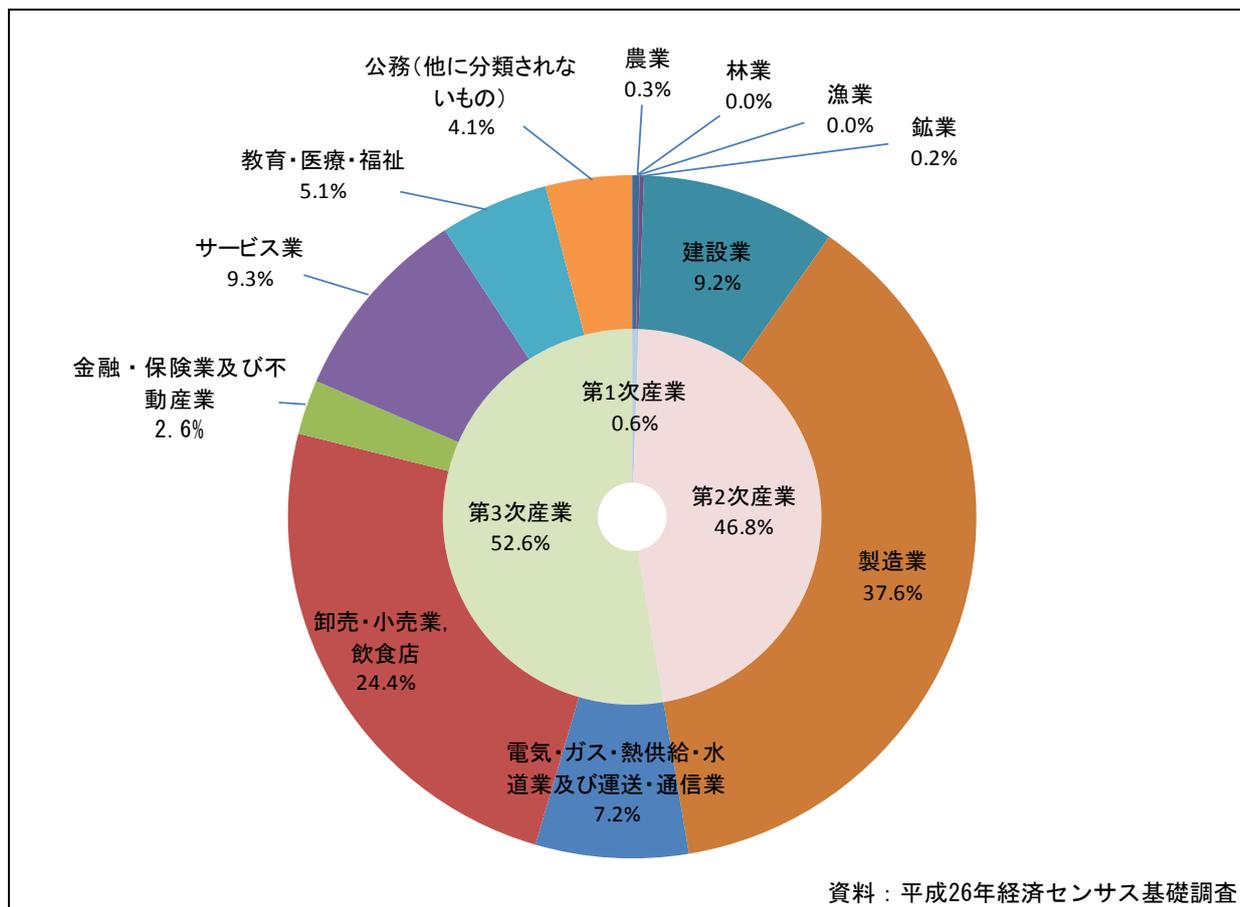
図表 2-2-5 年齢階層別人口割合（平成26年10月1日現在）



2-2 産業

第3次産業の割合が52.6%と最も多く、次いで第2次産業の46.8%、第1次産業の0.6%となっている。小分類別では、製造業（37.6%）卸売・小売業・飲食店（24.4%）が高い割合を示している。

図表 2-2-6 産業別従業者数の推移（平成26年）



2-3 観光

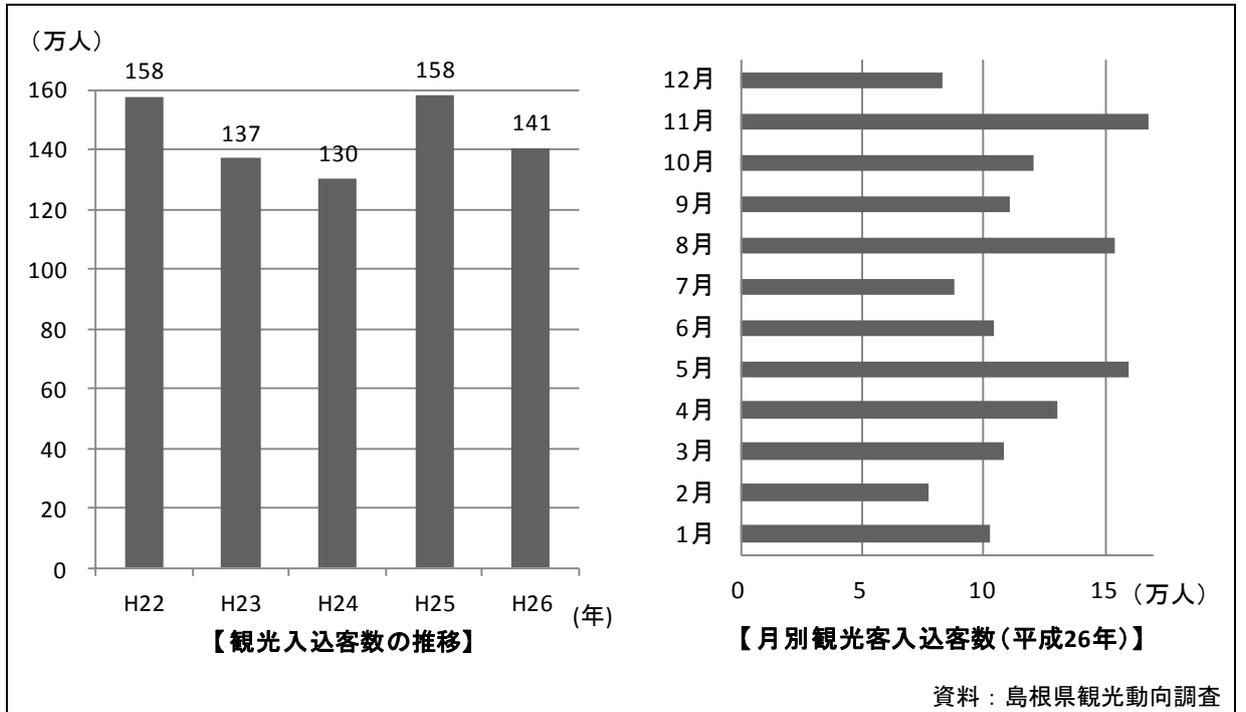
本市への観光客総数については、年間を通して5月、11月の観光客が多くなっている。特に多くの観光客が訪れている観光地は、「足立美術館」、「清水寺」があげられる。

図表 2-2-7 施設別観光客入れ込み客数

観光施設名	H22	H23	H24	H25	H26
足立美術館	591,816人	519,972人	438,392人	658,325人	540,251人
和鋼博物館	13,261人	8,370人	8,869人	10,116人	9,090人
清水寺	300,100人	207,600人	243,800人	246,900人	238,400人
鷺の湯温泉	166,048人	154,649人	155,635人	160,678人	158,570人
夢ランドしらさぎ	138,038人	134,287人	133,981人	142,428人	138,939人
安来節演芸館	102,890人	97,874人	80,392人	94,035人	87,697人
広瀬耕センター	27,857人	24,191人	23,734人	22,982人	24,035人
歴史民俗資料館	4,074人	3,656人	3,586人	4,346人	4,280人
月山の湯憩いの家	33,485人	34,090人	35,283人	34,886人	26,552人
富田山荘	47,423人	32,526人	26,372人	28,058人	26,185人
山佐ダム	2,666人	2,389人	3,554人	4,164人	4,302人
比田温泉健康増進施設	44,762人	39,137人	37,386人	39,675人	38,757人
金屋子神話民俗館	865人	734人	679人	811人	954人
チューリップ祭	5,000人	15,000人	32,000人	21,000人	18,000人
上の台緑の村	8,742人	10,123人	9,366人	12,952人	11,387人
やすぎ月の輪まつり	62,000人	60,000人	55,000人	80,000人	54,000人
やすぎ刃物まつり	29,000人	26,500人	15,700人	20,200人	24,200人
合計	1,578,027人	1,371,098人	1,303,729人	1,581,556人	1,405,599人

資料：島根県観光動向調査

図表 2-2-8 観光客入れ込み客数の推移



3. 都市環境

3-1 土地利用状況

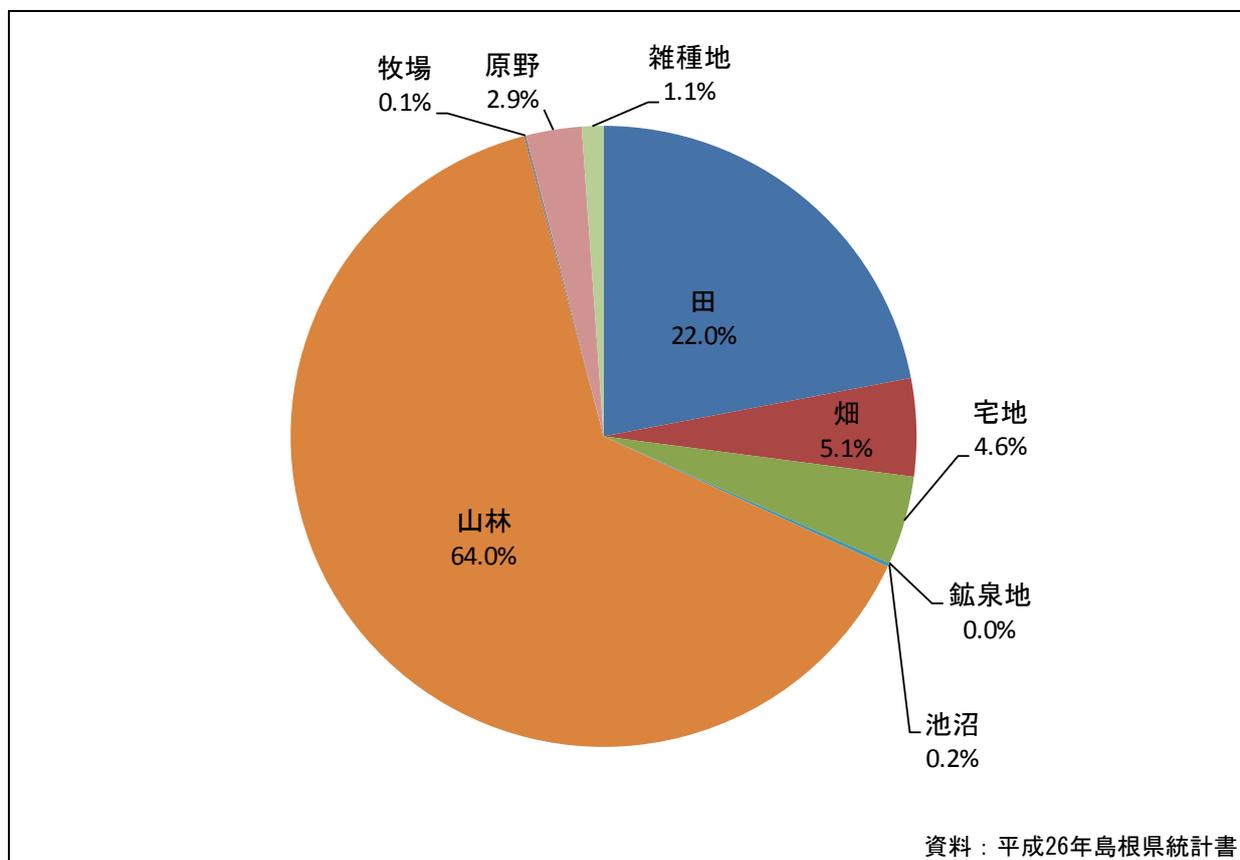
本市管内の民有地のうち、山林が約64%を、次いで田が約22%を占めている。

図表 2-2-9 地目別面積（平成26年1月1日現在）

地目	面積	割合
田	4,132,000 m ²	22.0%
畑	956,300 m ²	5.1%
宅地	8,67400 m ²	4.6%
鉱泉地	0 m ²	0.0%
池沼	37,200 m ²	0.2%
山林	12,028,100 m ²	64.0%
牧場	19,600 m ²	0.1%
原野	539,600 m ²	2.9%
雑種地	210,700 m ²	1.1%
合計	18,790,900 m ²	100.0%

資料：平成26年島根県統計書

図表 2-2-10 地目別面積割合



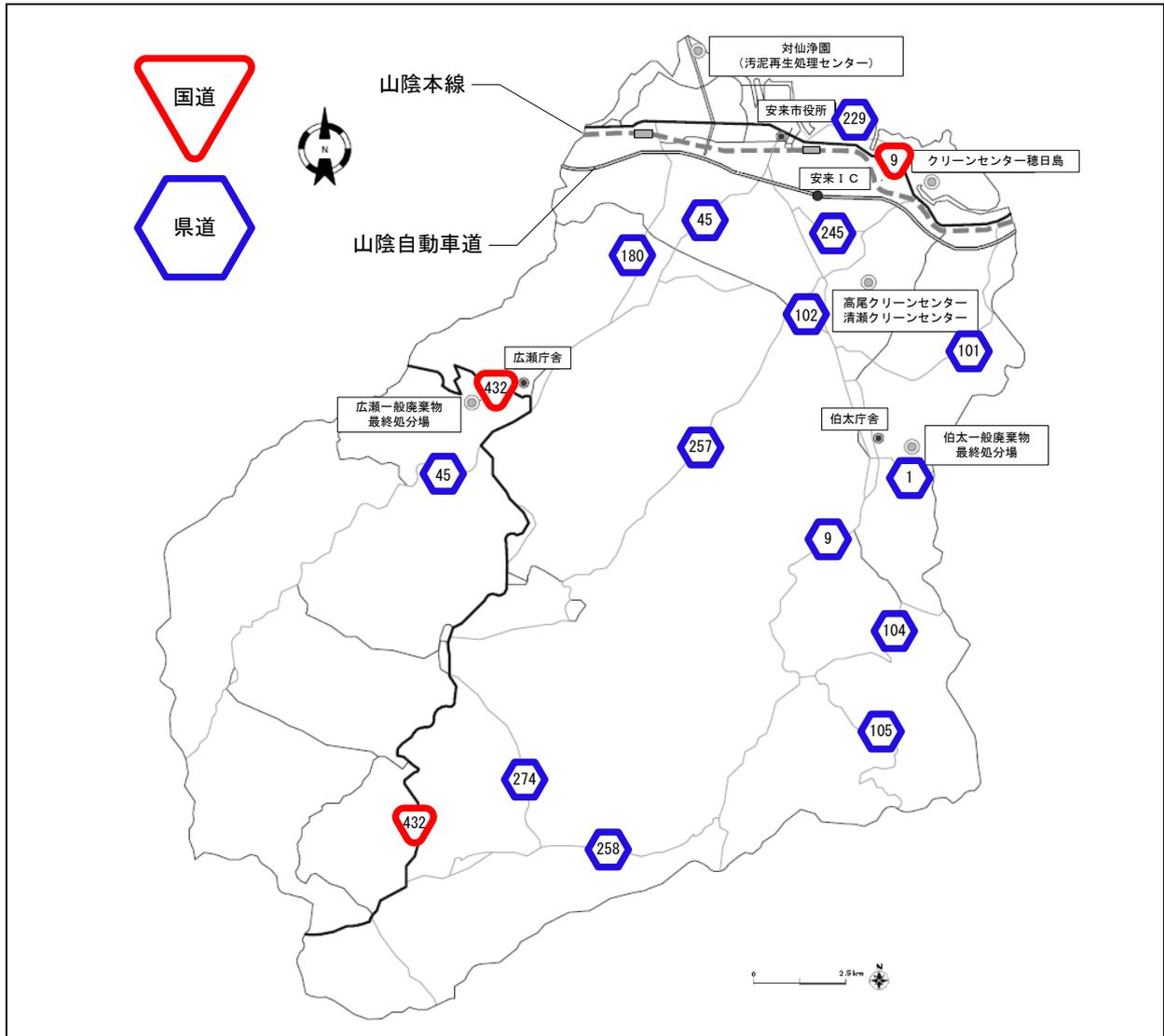
3-2 交通網

本市の北部では、山陰自動車道が整備・横断しており、安来インターチェンジから松江方面、鳥取県米子方面への移動に利用されている。

また、山陰自動車道に沿った形で国道9号線と、広瀬地域を縦断する国道432号線が整備されており、国道から県道が分岐している。

なお、市北部には山陰本線が整備されており、松江駅、米子駅へと繋がっている。

図表 2-2-11 交通網



図表 2-2-12 道路整備の状況(平成26年4月1日現在)

	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道	44,711m	44,711m	100.0%	44,711m	100.0%
県道	152,664m	112,514m	73.7%	152,629m	100.0%
町道	985,395m	525,437m	53.3%	759,217m	77.0%
計	1,182,770m	682,662m	57.7%	956,557m	80.9%

資料：平成26年島根県統計書

4. 生活環境

4-1 水道

本市における水道（上水道・簡易水道・専用水道）の普及率は98.3%である。

図表 2-2-13 水道の普及状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

行政区域内人口	給水人口	普及率
40,032 人	39,361 人	98.3%

資料：水道統計調査

4-2 汚水処理施設整備状況

汚水処理は公共下水道、集落排水処理施設および合併処理浄化槽により行われており、その普及率は85.4%である。

図表 2-2-14 汚水処理施設整備状況（平成 27 年 3 月 31 日）

行政区域内人口	処理人口	普及率
40,632 人	34,683 人	85.4%

資料：島根県下水道推進課

第 3 章

ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の変遷

本市は、旧安来市、旧広瀬町および旧伯太町の1市2町の新設合併により、平成16年10月1日に誕生した市である。本市の廃棄物処理行政におけるこれまでの歴史の変遷については、図表3-1-1に示すとおりである。

図表3-1-1 廃棄物処理行政の主な変遷

年月	主な歴史の変遷	
	地域	トピックス
昭和61年2月	旧伯太町	伯太一般廃棄物最終処分場竣工
昭和63年3月	旧広瀬町	広瀬一般廃棄物最終処分場竣工（前処理施設）
平成3年3月	旧伯太町	伯太一般廃棄物最終処分場施設整備（伯太農産廃棄物処理施設） ※現「伯太一般廃棄物最終処分場前処理施設」
平成3年3月	旧広瀬町	広瀬一般廃棄物最終処分場竣工（最終処分場）
平成3年11月	旧安来市	不燃物の4種分別を導入
平成5年3月	旧安来市	高尾クリーンセンター及びクリーンセンター穂日島竣工
平成6年7月	旧安来能義広 域行政組合	清瀬クリーンセンター竣工
平成14年4月	旧安来市	15種分別を導入
平成16年10月	全地域	旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町の新設合併により、安来市が誕生
平成18年4月	全地域	ごみ分別区分の統一（16種分別）
平成18年11月	全地域	伯太一般廃棄物最終処分場施設整備（水処理施設）
平成19年3月	全地域	清瀬クリーンセンター積替施設竣工 広瀬一般廃棄物最終処分場施設整備（水処理施設等）
平成19年4月	全地域	可燃ごみの焼却処理民間委託開始
平成25年3月	全地域	汚泥再生処理センター（対仙浄園）竣工

◆可燃ごみの処理

- ・市町村合併以前より、旧安来能義広域行政組合（構成市町村：旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町）による広域処理を行っていた。
- ・同組合では、平成6年度に焼却施設（清瀬クリーンセンター）を整備し、可燃ごみの焼却処理を行ってきたが、市町村合併を契機に同組合が解散（平成16年9月30日）したため、新生安来市による同施設の事務および施設の所有権の承継により、引き続き清瀬クリーンセンターにて可燃ごみの処理を行っていた。
- ・新たな可燃ごみ処理体制の検討及び構築が完了するまでの暫定措置として、平成19年度より可燃ごみの民間業者への焼却処理委託を開始した。これにあわせて、休止した清瀬クリーンセンターの敷地内に民間業者へ可燃ごみを移送のための積み替え中継施設を整備し、平成18年

度末に竣工している。

◆その他のごみ処理

- ・可燃ごみ以外のごみについては、市町村合併以前より、旧市町による単独処理が行われており、合併以前に整備された施設（粗大ごみ処理施設、最終処分場施設）が存在することから、市町村合併後においても、暫定的に同様の処理体制を採用している。ごみ処理の詳細については後段において別途説明を行っているが、概略については以下に示すとおりである。
- ・安来地域（旧安来市管内）では、平成4年度に竣工した粗大ごみ処理施設（高尾クリーンセンター）にて金属類および粗大ごみ等の処理を行っており、資源化が困難な破碎残渣および処理残渣については、同じく平成4年度に竣工した最終処分場施設（クリーンセンター穂日島）にて埋立処分を行っていたが、現在は広瀬地域の最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。
- ・広瀬地域（旧広瀬町管内）では、昭和62年度に竣工した最終処分場前処理施設（広瀬一般廃棄物最終処分場前処理施設）にて缶類の圧縮処理を行っており、資源化が困難なごみおよび焼却残渣については、平成2年度に竣工した最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。
- ・伯太地域（旧伯太町管内）では、平成2年度に竣工した廃棄物処理施設（伯太一般廃棄物最終処分場前処理施設）にて缶類の圧縮処理を行っており、資源化が困難なごみおよび焼却残渣については、昭和60年度に竣工した最終処分場施設（伯太一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っていたが、現在は広瀬地域の最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。

◆その他（分別区分）

- ・旧安来市では、平成3年11月より、不燃物の『4種分別』を導入していたが、平成14年4月からは、さらにリサイクルの推進を図るため、可燃ごみを含めて『15種分別』が導入されることとなった。
- ・一方、旧広瀬町および旧伯太町では、それぞれに『13種分別』が採用されていたことに鑑み、新生安来市として、リサイクルの推進を図ることを目標に、平成18年4月より、ごみの分別方法を統一するとともに、『16種分別』を導入している。

第2節 ごみ処理の現況

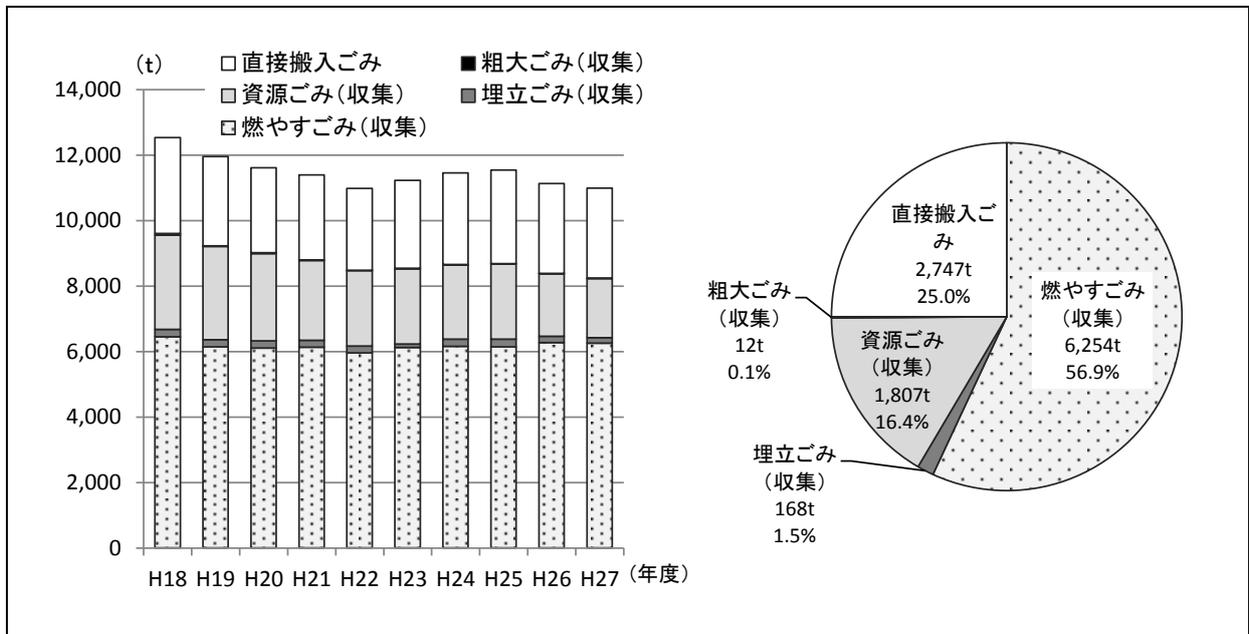
1. ごみ排出量の推移

本市において排出されるごみ量の推移は図表3-2-1に示すとおりである。過去10ヶ年の推移では、概ね減少傾向を示しており、平成22年度から増加に転じたものの平成26年度以降は再度減少傾向となっている。平成27年度のごみ排出量は、平成22年度とほぼ同量である。

また、平成27年度のごみ排出量は10,988tであるが、その内訳は、燃やすごみが56.9%、埋立ごみが1.5%、資源ごみ*が16.4%、粗大ごみが0.1%、直接搬入ごみが25.0%となっている。

近年においては、出版物や新聞等を主とした紙媒体の発行部数が減少するなどの影響もあり、資源ごみの占める割合が年々減少しているのが特徴である。

図表3-2-1 ごみ排出量の推移と収集形態別割合（平成27年度）

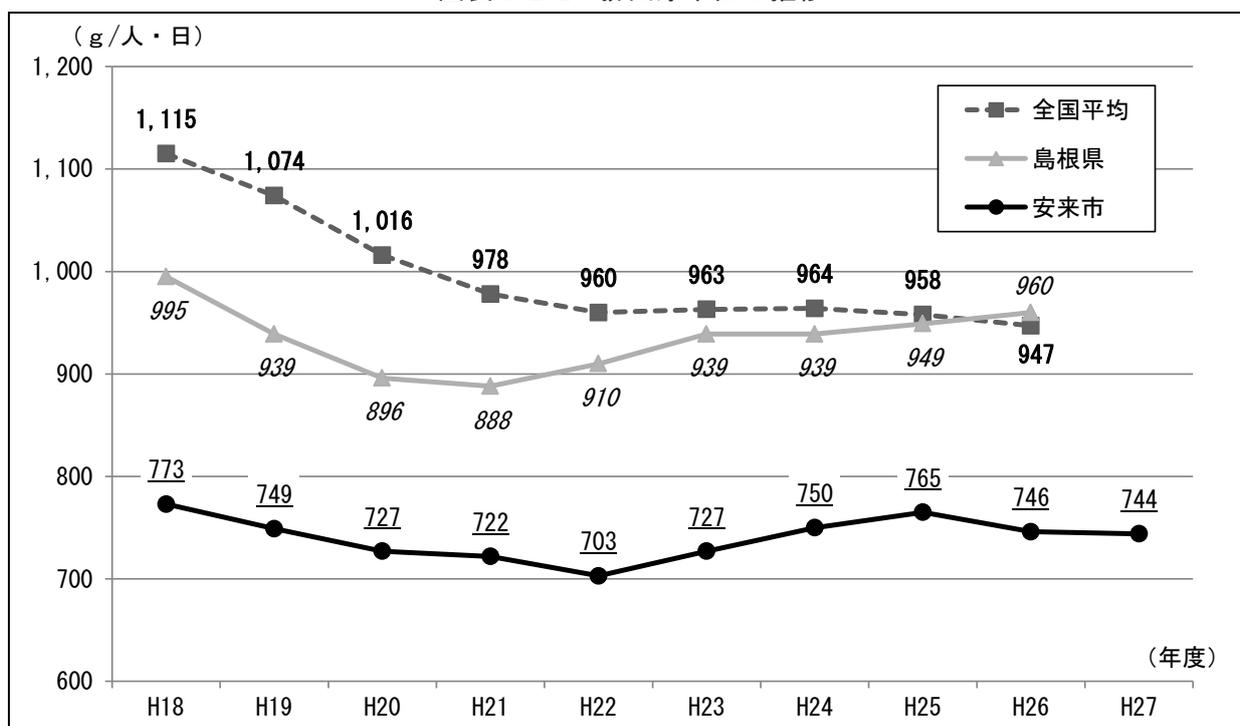


資源ごみとは、平成18年4月に導入した16種分別のうち、リサイクルすることを目的に分別収集される①その他の紙類、②缶類(飲料用)、③金属類、④ペットボトル、⑤プラスチック類、⑥ビン類(飲食用)、⑦新聞・新聞チラシ、⑧書籍・雑誌・冊子、⑨ダンボール、⑩衣類、⑪牛乳パック、⑫蛍光管・体温計、⑬板ガラスの総称とする。

ごみ排出量を市民一人一日当たりの排出量（以下「排出原単位」という。）に換算した場合、本市の排出原単位は、平成27年度において約744g/人・日となる（図表3-2-2）。

これは、島根県平均の960g/人・日（H26）に比べ低い水準であるが、近年緩やかな増加傾向にある。

図表 3-2-2 排出原単位の推移

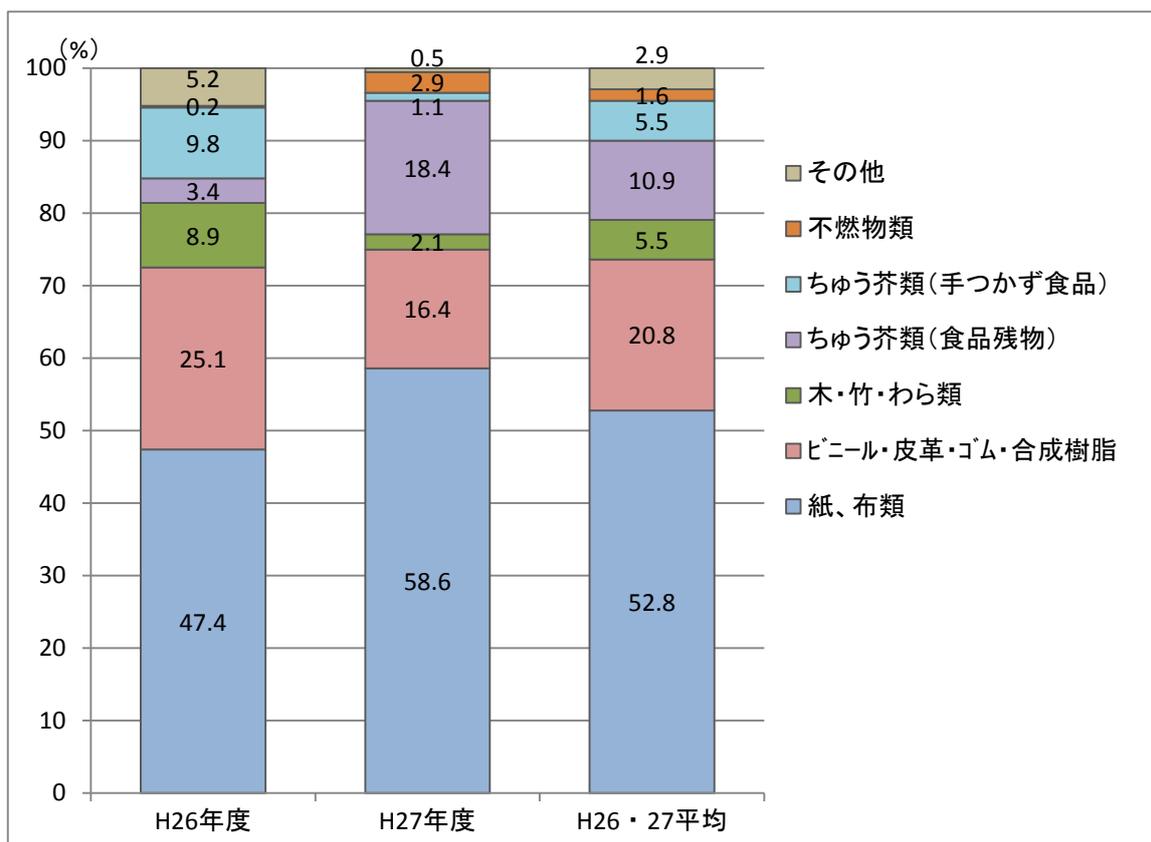


2. ごみの性状

平成26年度及び平成27年度の燃やすごみの種類組成（乾ベース）をみると、約半分が紙・布類となっている。次いで多いのはビニール・皮革・ゴム・合成樹脂で約20%、さらに生ごみが約15%と続く。

生ごみについては、賞味期限切れ等で食材として使われずにごみに排出された手つかず食品も分類しており、全体の約5%、生ごみ中の約1/3を占めている。

図表 3-2-3 燃やすごみの種類組成割合（乾ベース）



3. ごみの減量・再資源化の実績

3-1 行政主体の減量・再資源化

(1) 燃やすごみ等の減量・再資源化

本市では、市民や事業者に対して啓発等を行いごみの減量を推進している。また、燃やすごみは民間業者へ委託しており、焼却処理によって約94%を減容している。

燃やすごみの処理残渣として排出される焼却灰及びばいじんは、全量をセメント原料として資源化を行っている。

(2) 分別収集による再資源化

本市では、再資源化が可能なごみを資源ごみとして分別収集し、直接資源化または選別、異物除去、圧縮・梱包等を行ったうえで再資源化を行っている。また、粗大ごみを分別収集し、破碎・選別処理等によって金属等の資源物を回収している。

図表 3-2-4 行政主体の再資源化実績

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
紙類 (t)	1,754	1,721	1,602	1,235	1,160	1,195	1,102	1,035	862	743
紙パック (t)	0	0	0	7	6	6	6	6	5	4
紙製容器包装 (t)	0	8	7	173	166	158	179	138	162	154
金属類 (t)	366	307	258	271	224	214	179	176	204	220
ガラス類 (t)	299	278	261	246	125	163	128	178	106	101
ペットボトル (t)	59	58	54	52	53	49	48	46	40	38
容器包装プラスチック (t)	537	535	508	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類 (t)	0	0	0	473	454	470	464	437	423	436
布類 (t)	44	91	99	49	50	52	53	42	42	62
焼却灰・飛灰のセメント原料化 (t)	0	0	0	594	567	603	582	572	605	474
その他 (t)	263	140	140	212	225	257	278	0	229	261
合計 (t)	3,322	3,138	2,929	3,312	3,030	3,167	3,019	2,630	2,678	2,493

3-2 市民・事業者主体の減量・再資源化

(1) 生ごみ堆肥化による排出抑制

本市では「安来市生ごみ堆肥化装置設置費補助事業」を実施し、市民が生ごみ堆肥化装置を購入した際の費用を一部補助してきた。平成16年10月の合併前では旧安来市において昭和62年度から補助事業を実施しており、合併後となる平成17年度以降の累計補助件数は525件である。

これによって、市民が主体的に行うごみの減量化と有効利用の促進が図られてきている。

図表 3-2-5 生ごみ堆肥化装置設置費補助実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
非電気式	22	31	37	32	15	22
電気式	74	29	37	36	34	18
計	96	60	74	68	49	40
	H23	H24	H25	H26	H27	累計
非電気式	27	14	12	12	11	235
電気式	18	16	8	13	7	290
計	45	30	20	25	18	525

図表 3-2-6 安来市生ごみ堆肥化装置設置費補助事業の概要

補助対象	補助率		
	装置の種類	補助率	補助限度額
1. 市内に住所を有する世帯であること 2. 市内の販売店で購入した装置であること 3. 電源を必要とするものについては、過去 5 年以内に補助金の交付を受けていないこと 4. 電源を必要とするものについては、過去 5 年以内に補助金の交付を受けた機器を故障で買い替えるとき 5. 電源を必要としないものについては、過去 3 年以内に 2 基までの補助金の交付を受けていないこと	電源を必要としない装置	購入金額の 1/2	5 千円
	電源を必要とする装置	購入金額の 1/3	2 万 5 千円

(2) 集団回収による再資源化

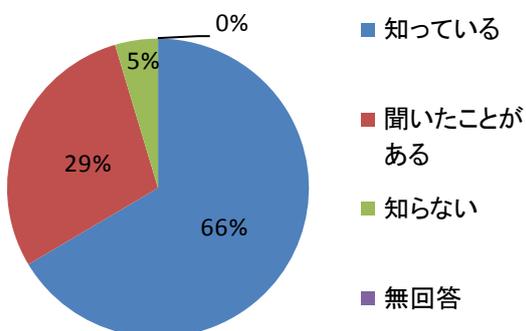
平成 16 年度の合併以前には市民が行う集団回収に対する助成金制度を設けていたが、現在では助成金制度はとりやめている。そのため、集団回収の実態は把握できていない。

(3) 店頭回収による再資源化

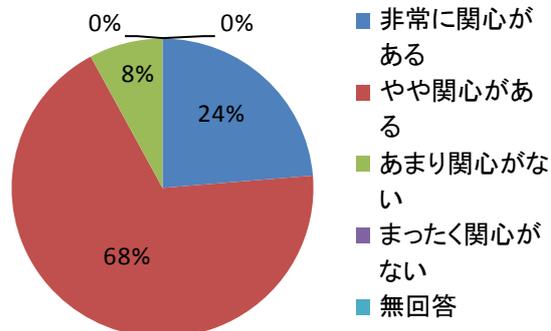
本市管内に所在する事業者のうち、島根県が実施する「しまねエコショップ」制度の認定店やごみ問題に関心の高い優良な事業者では、食品トレイや牛乳パックの店頭回収が行われており、事業者が独自にリサイクルルートの確立に努めている。

市民の声（アンケート調査結果：平成28年11月実施／200件配布・回収率76.5%）

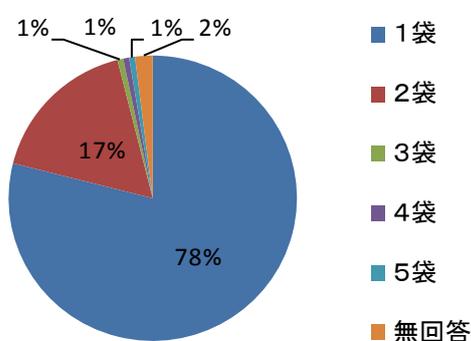
3Rについて



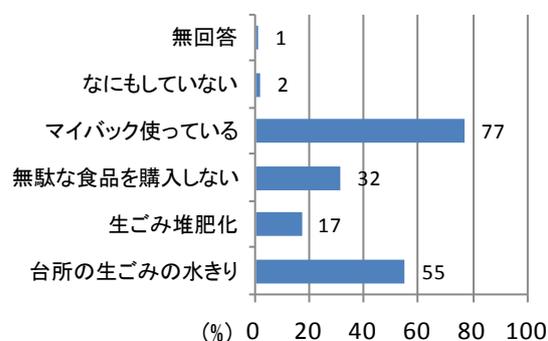
ごみの減量やリサイクルへの関心



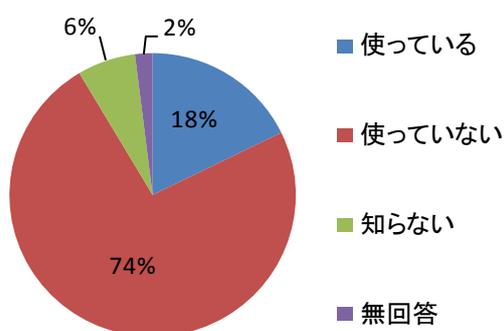
可燃ごみ1回に出す平均袋数



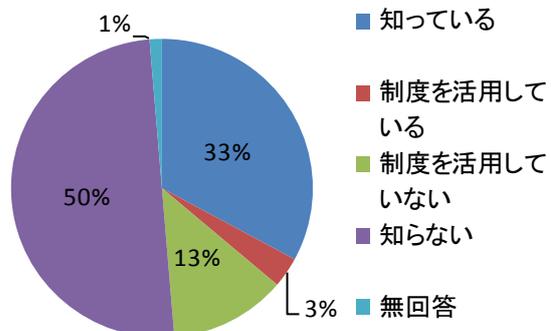
ごみ減量のために家庭で実践していること



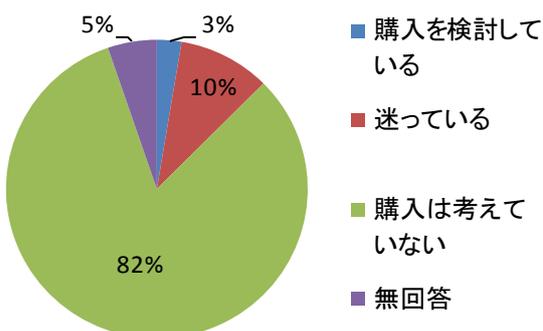
生ごみ堆肥化装置について



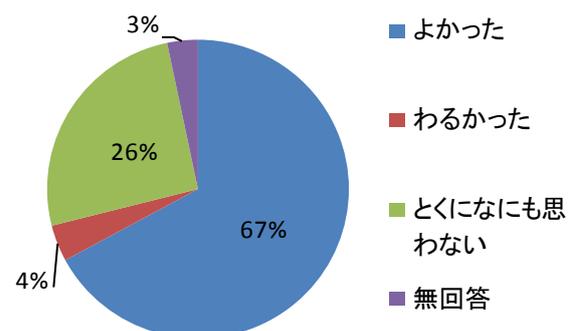
生ごみ堆肥化装置設置費補助金制度について



今後の生ごみ堆肥化装置の購入について



プラスチック類の収集回数変更について



4. ごみ処理システム

4-1 ごみの排出形態と分別区分

(1) 分別区分

本市の分別区分及び対象品目例は図表3-2-7、排出方法は図表3-2-8に示すとおりとなっている。

本市では、平成16年度の合併に伴い、旧市町村ごとに違っていた分別区分を平成18年4月に16種分別に統一し、現在もその体制を継続している。

図表3-2-7 本市の分別区分（家庭系）

ごみ分別区分	対象品目例	具体例
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類 ・皮革・繊維類 ・リサイクルできない紙類 ・草・木類 ・その他 	食べ残し、調理くず、果実の皮、魚のあら、貝殻、鳥の骨 など 靴、靴、帽子、シーツ、ぬいぐるみ、古着にならない衣類 など 防水加工してある紙、銀紙、感熱紙、紙とビニールの混合物、酒パック、紙パック(500ml未満)、臭いの強い紙 など 落ち葉、刈り草、選定枝、木くず など 汚れたプラスチック、紙おむつ、固めた天ぷら油 など
資源ごみ	その他の紙類	・雑がみ 書類、包装紙、封筒、紙箱(縦横 30cm未満)、紙袋 など
	缶類(飲料用)	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール缶 ・アルミ缶 スチール缶 アルミ缶、ボトル缶
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・金属が多く含まれる物 ・金属とプラスチックの混合物 ・電気製品類 ・刃物類 ・電池類 缶詰など金属製の缶や容器、時計、鍋、工具、カセットコンロのガス缶 など おもちゃ、電卓、フロッピーディスク、ライター、ビデオテープ など 収集袋に入る電気製品 包丁、カッター、はさみ、針、釣針 など 乾電池、充電式電池、ボタン電池 など
	ペットボトル	・飲料用ボトル ジュース、コーヒーお茶などの飲料用ボトル
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・プラマークがある物 ・プラスチックだけでできている物 お菓子の袋、ボトルラベル、調味料や食品容器、洗剤容器 など パケツ、ポリタンク、卵パック、キャップ、CD、発砲トレイ など
	ビン類(飲食用)	・飲食用ビン ジュース、インスタントコーヒー、海苔、調味料、飲み薬 などのビン
	新聞・新聞チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・新聞紙と一緒に届いた折込チラシ 新聞紙 新聞の折り込みチラシ
	書籍・雑誌・冊子	・書籍・雑誌・冊子 本、漫画、週刊誌、辞典、パンフレット など
	ダンボール	・ダンボール ダンボール、紙箱
	牛乳パック	・紙パック 牛乳、乳飲料、ジュースなどの紙パック
	衣類	・衣類 シャツ、ズボン、スカート、セーター、着物 など
	蛍光管・体温計	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管・電球 ・体温計 直管型、丸型の蛍光管、電球(球の直径が 3cm以上) 水銀を使用している体温計、温度計、湿度計、血圧計
	板ガラス	・板ガラス 枠の付いていない板状のガラス
埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶器・ガラス製品 ・その他 陶器やガラス製の食器類、花瓶、割れたガラス、割れビン など 食用品以外のビン(化粧品のビンなど)、鏡、ホース など	
粗大ごみ	・粗大ごみ 自転車、扇風機、ストーブ、机、ベビーカー、布団 など	

図表 3-2-8 ごみ出しの注意事項と排出方法（家庭系）

ごみ分別区分	ごみ出しの注意事項	排出方法		
燃やすごみ	生ごみは水切りをする シーツや衣類は縦横 30 cm以下に切る 金属はできるだけ取り除く 剪定枝は、枝の直径 1cm以下、長さ 30cm以下 木くずは、厚さ 1 cm以下、縦横 30 cm以下	指定袋(黄色)		
資源ごみ	その他の紙類	指定袋(無色透明) 自治会名、氏名を記入		
	缶類(飲料用)		ビニール、テープや取手など紙以外の物は取り除く ボトル缶のキャップは取り除く「キャップは金属類」 たばこの吸殻など、中に物が入っている物を出せない	
	金属類		ガス缶などは必ず穴をあけ、ライターは必ず使い切る 家電リサイクル対象品、パソコンは出せない 刃物は紙箱か厚紙などに包み、収集袋に「刃物あり」と記入 電池類はできるだけ別の袋に小分けしてから収集袋に入れる	
	ペットボトル		キャップとラベル、取手付きのペットボトルは、プラスチック類	
	プラスチック類		シャンプーなどのポンプアップノズルは「金属類」 少しでも金属製品があれば「金属類」 ビニール紐など長さが長い物は 30cm程度に切る	
	ビン類(飲食用)		金属キャップは「金属類」 割れた物は「埋立ごみ」	
	新聞・新聞チラシ		新聞紙と折込チラシは一緒に束ねる 折込チラシ以外のチラシは「その他の紙類」	市販の紙ひもで束ねる 自治会名、氏名を記入
	書籍・雑誌・冊子		ビニールなど紙以外のケースやカバーは必ず取り除く ホッチキスなどで綴じていない物は「その他の紙類」	
	ダンボール		ガムテープ、金具、伝票はできるだけ取り除く 金や銀が吹付けてある物は、「燃やすごみ」 縦横 30cm未満の紙箱などは、「その他の紙類」	(リサイクルステーション)
	牛乳パック		洗って、乾かしてから出す 500ml未満の紙パック、酒パックなど内面がアルミコートされている物は「燃やすごみ」	
	衣類	下着、靴下、マフラー、スカーフ、ネクタイ、帽子や汚れた衣類は「燃やすごみ」		
	蛍光管・体温計	電球の直径が 3cm未満の物、LEDタイプは「埋立ごみ」 保護紙は付けず、割れた物は中の見える袋に入れて出す 水銀を使用している物は温度等の表示部分が銀色です 電子体温計、電子温度計などは「金属類」 温度表示部分が赤いアルコール式の温度計は「埋立ごみ」	(リサイクルステーション)	
板ガラス	網ガラス、ガラスにアルミや木の枠がついている物を出せない 適度な紙箱に入れ、ひもで結んで出す			
埋立ごみ	割れている物はできるだけ紙箱などに入れ、指定袋に「割れガラスあり」などと記入 ホースなど長さが長い物は、概ね 30cm以下に切る	指定袋(無色透明) 自治会名、氏名を記入		
粗大ごみ	部品などの分解を行わず、そのままの状態を出す ストーブなど燃料を使用するものは必ず燃料を抜く 布団など大きさのある物は丸めて 2~3 か所をひもで結ぶ 次の 4 点は自己搬入 ・成人男性が一人で運べないもの ・長さ 2mを超えるもの ・ガラスなど割れ物が使われているもの ・衛生用品	収集券を貼る 申込による戸別収集 または施設搬入		

排出方法については、燃やすごみ、埋立ごみ及び資源ごみのうちその他の紙類、缶類、金属類、ペットボトル、プラスチック類、ビン類には指定袋制度を導入しているほか、粗大ごみは申込制による戸別収集を行っており、排出の際は収集券を購入し貼ることとしている。

また、衣類、蛍光管・体温計、板ガラスについては、市内25箇所に設置しているリサイクルステーションに排出することとしている。

図表 3-2-9 ごみの搬入ができる本市施設と搬入方法

分別区分	出し方	清瀬クリーンセンター	高尾クリーンセンター	広瀬一般廃棄物最終処分場 伯太一般廃棄物最終処分場
燃やすごみ	中の見える袋	○		
その他の紙類		○		
缶類（飲料用）			○	○
金属類			○	○
ペットボトル			○	○
プラスチック類			○	○
ビン類（飲食用）			○	○
新聞・新聞チラシ	紙ひも		○	
書籍・雑誌・冊子			○	
ダンボール			○	
牛乳パック			○	
衣類	中の見える袋		○	
蛍光管・体温計	そのまま		○	○
板ガラス			○	○
埋立ごみ	中の見える袋		○	○
粗大ごみ	そのまま		○	○
畳			○	
剪定枝	※1		○	
木くず	※2		○	
ペットなどの小動物	※3	○		

※1 直径1cmを超える枝は全て切り落とす。長さ2m以内、直径50cm以内に束ねる。

※2 長さを概ね60cm以下にする。太さ厚さは制限ない。

※3 ペットが亡くなった場合は、原則として飼い主で対応、市に処理を委託した場合遺骨の受け取りなどは不可。

(2) 収集頻度

収集頻度は図表3-2-10に示すとおりであり、資源ごみのうち衣類、蛍光管・体温計、板ガラスについてはリサイクルステーションに随時排出可能としているほか、粗大ごみは申込制の戸別収集を行っている。

図表 3-2-10 ごみの収集頻度

ごみ分別区分		収集頻度	曜日等	
			A地区	B地区
燃やすごみ		週2回	月木	火金
資源ごみ	プラスチック類	週1回	水	
	その他の紙類	月2回	第1・3水	第2・4水
	ダンボール	月1回	第3火	第1木
	缶類（飲料用）		第1火	第3木
	ビン類（飲食用）	第2火		
	ペットボトル		第4火	第2木
	新聞・新聞チラシ			
	金属類			
	書籍・雑誌・冊子			
	牛乳パック			
	衣類	随時（リサイクルステーション）		
	蛍光管・体温計			
板ガラス				
埋立ごみ		月1回	第2火	第4木
粗大ごみ		申し込みによる戸別収集 収集は1世帯年2回まで 1回3個まで		

※事業系ごみの収集を依頼するには、市に申請の上「事業系ごみ収集券」の購入が必要。

(3) 処理手数料等

本市では、指定袋制度及び収集券を導入しており、施設搬入手数料とあわせて図表3-2-11及び3-2-12に示すとおり市民にごみ処理費用の一部負担をお願いしている。

図表 3-2-11 収集指定袋・粗大ごみ収集券価格

分別区分	色	種類	1枚あたり価格（税抜）
燃やすごみ	黄色半透明 （青文字）	大 45ℓ	43円
		中 30ℓ	34円
		小 15ℓ	24円
資源ごみ 埋め立て	無色透明 （青文字）	大 45ℓ	34円
		中 30ℓ	29円
		小 15ℓ	24円
粗大ごみ		収集券	477円
事業系ごみ	水色	収集券	95円

図表 3-2-12 市の施設への搬入手数料

区分	搬入手数料（税抜）	
	100kgまで	100kgを超える物
家庭系ごみ	381円	+50kgごとに191円加算
事業系ごみ	1,524円	+50kgごとに762円加算

4-2 ごみの中間処理と処分

(1) ごみ処理の流れ

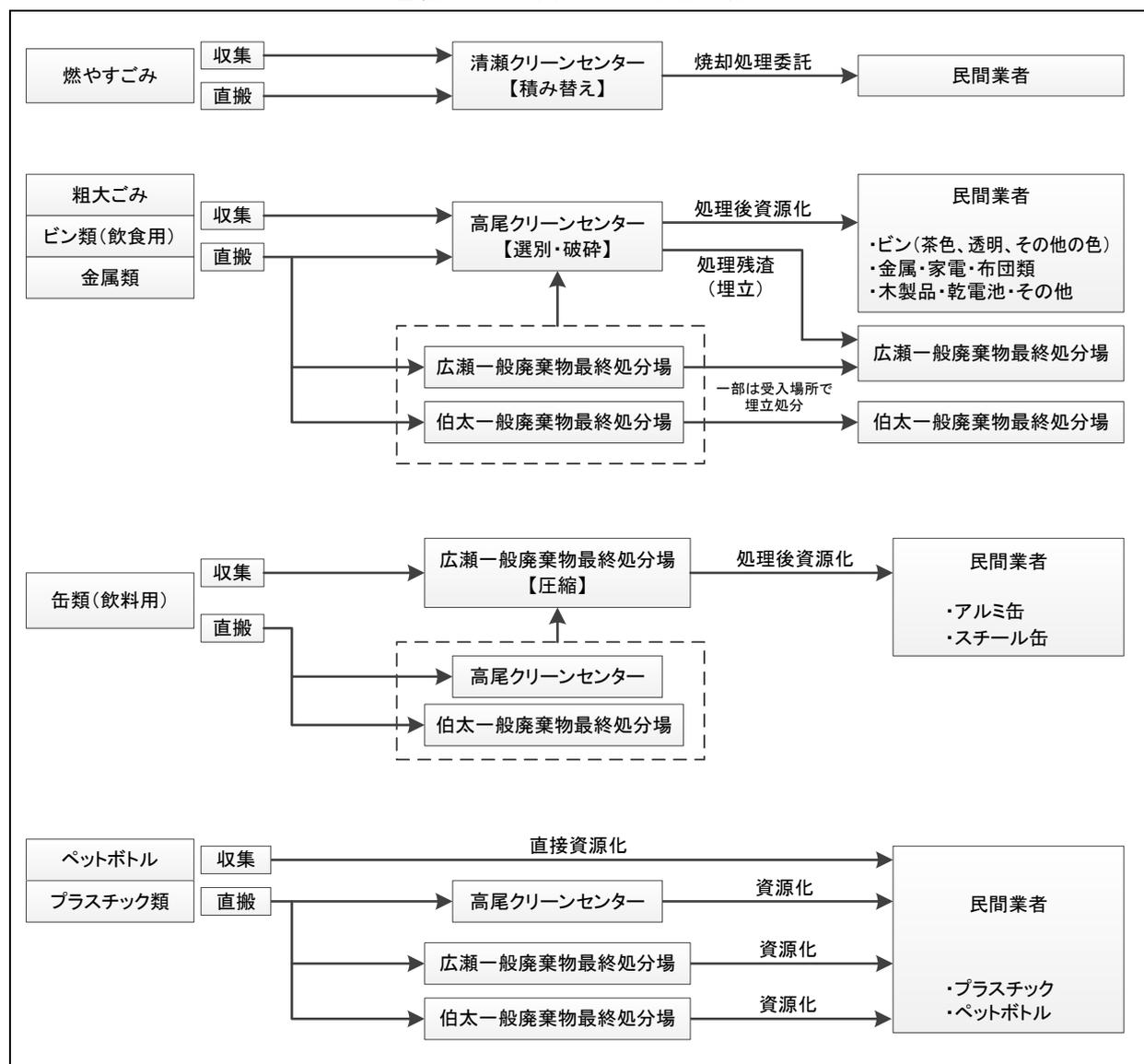
本市におけるごみ処理フローについては、図3-2-13に示すとおりである。

燃やすごみについては、民間業者への委託処理を行っており、清瀬クリーンセンターを中継・積替施設としている。燃やすごみの処理残渣として発生する焼却灰及びばいじんについては、セメント原料化による資源化が行われている。

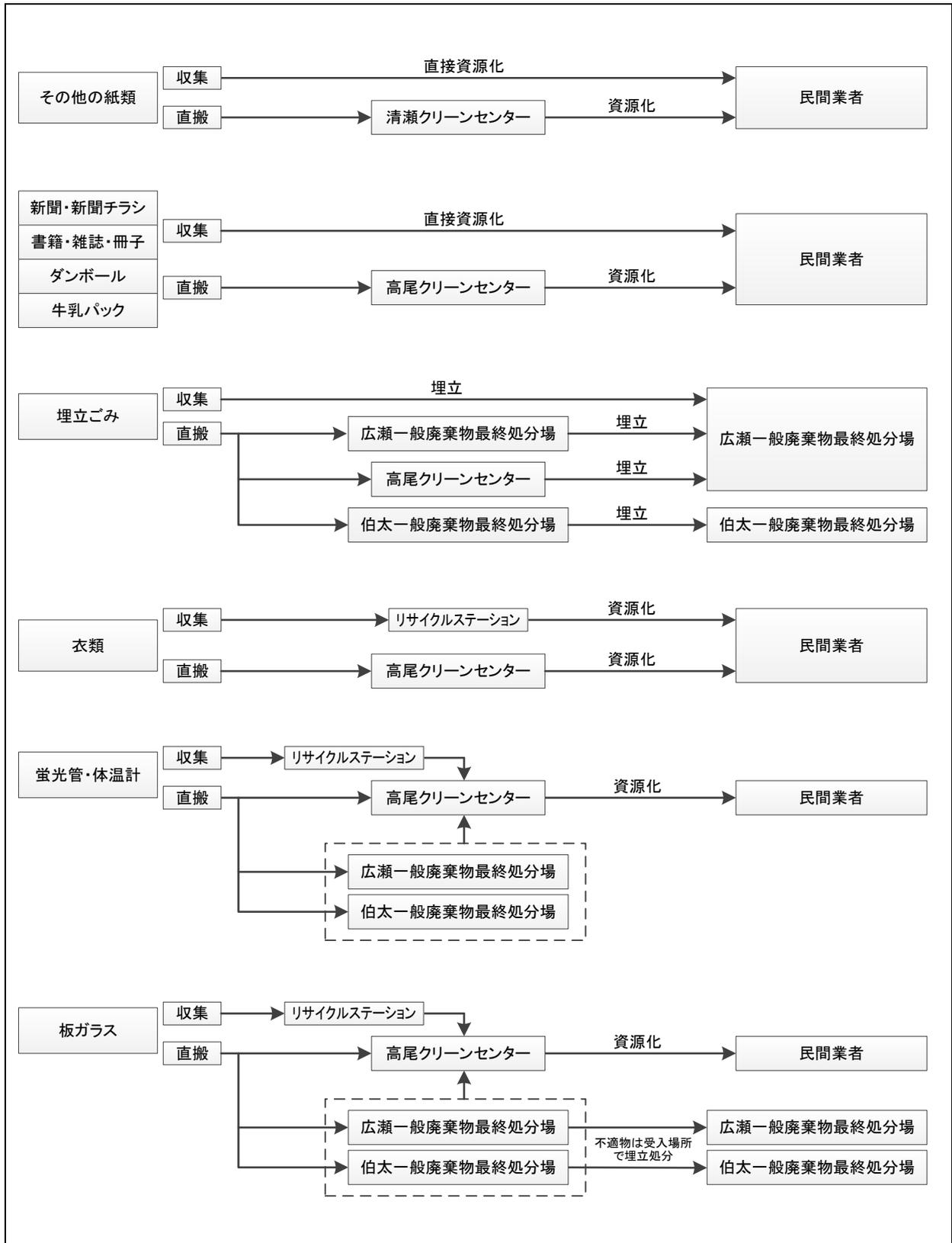
燃やすごみ以外のごみについては、粗大ごみ及び金属類を高尾クリーンセンターにて破碎選別処理を行い、回収した資源物は民間業者へ引き渡し、残渣は広瀬一般廃棄物最終処分場に埋立処分している。また、ビン類は高尾クリーンセンターにおいて色選別を行い、缶類は広瀬一般廃棄物最終処分場の前処理施設にて選別圧縮処理を行っている。

埋立ごみは、破碎処理等の中間処理を行うことなく、直接最終処分場への埋立処分を行っている。その他のごみについては、直接資源化または各施設で一時保管後に資源化を行っている。

図表 3-2-13(1) ごみ処理の流れ



図表 3-2-13(2) ごみ処理の流れ



(2) 処理施設の概要

① 中間処理施設

本市が管理する中間処理施設の概要は図表3-2-14に示すとおりである。

本市では平成19年度から燃やすごみの処理は民間業者に委託しており、それまで処理を行っていた清瀬クリーンセンターは運転を休止している。

資源ごみ及び粗大ごみは、高尾クリーンセンター、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）及び伯太一般廃棄物最終処分場（前処理施設）の3つの施設で処理を行っている。高尾クリーンセンターでは金属類及び粗大ごみの破碎選別処理とビン類の色選別を行っている。また、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）では缶類の選別圧縮処理を行っている。

図表 3-2-14 中間処理施設の概要

施設名	清瀬クリーンセンター【休止】	高尾クリーンセンター
所在地	清瀬町 10-1	清瀬町高尾 497-3
竣工	平成6年7月	平成5年3月
処理対象	(燃やすごみ)	金属類、粗大ごみ、ビン類
処理能力	52t/日 (26t/16h×2 炉)	20 t /日 (5h)
処理方式	准連続燃焼式流動床炉	破碎, 選別 (磁力選別, トロンメル, 風力選別, アルミ選別), 減容固化
施設名	広瀬一般廃棄物最終処分場 (前処理施設)	伯太一般廃棄物最終処分場 (前処理施設)
所在地	広瀬町下山佐 1473-3	伯太町東母里 2387-6
竣工	平成3年3月	平成3年3月
処理対象	缶類	缶類
処理能力	4.5 t /日	6.9 t /日
処理方式	選別, 圧縮	選別, 圧縮

② 積替え施設

燃やすごみ処理の民間委託に伴い、本市では収集した燃やすごみを大型運搬車（10tパッカー車）に積み替え、委託先まで移送するための中継施設を整備している。

中継施設は清瀬クリーンセンター内に整備し、概要は図表3-2-15に示すとおりである。

図表 3-2-15 積替え施設の概要

施設名	清瀬クリーンセンター
所在地	清瀬町 10-1
敷地面積	約 4,300m ²
竣工	平成19年3月
対象	燃やすごみ
排出能力	1 m ³ /分
排出方式	回転式排出ゲート+排出コンベア

③ 最終処分場

本市では一般廃棄物の最終処分を担う施設として、広瀬一般廃棄物最終処分場、伯太一般廃棄物最終処分場及びクリーンセンター穂日島の3つを管理運営しており、概要は図表3-2-16に示すとおりである。

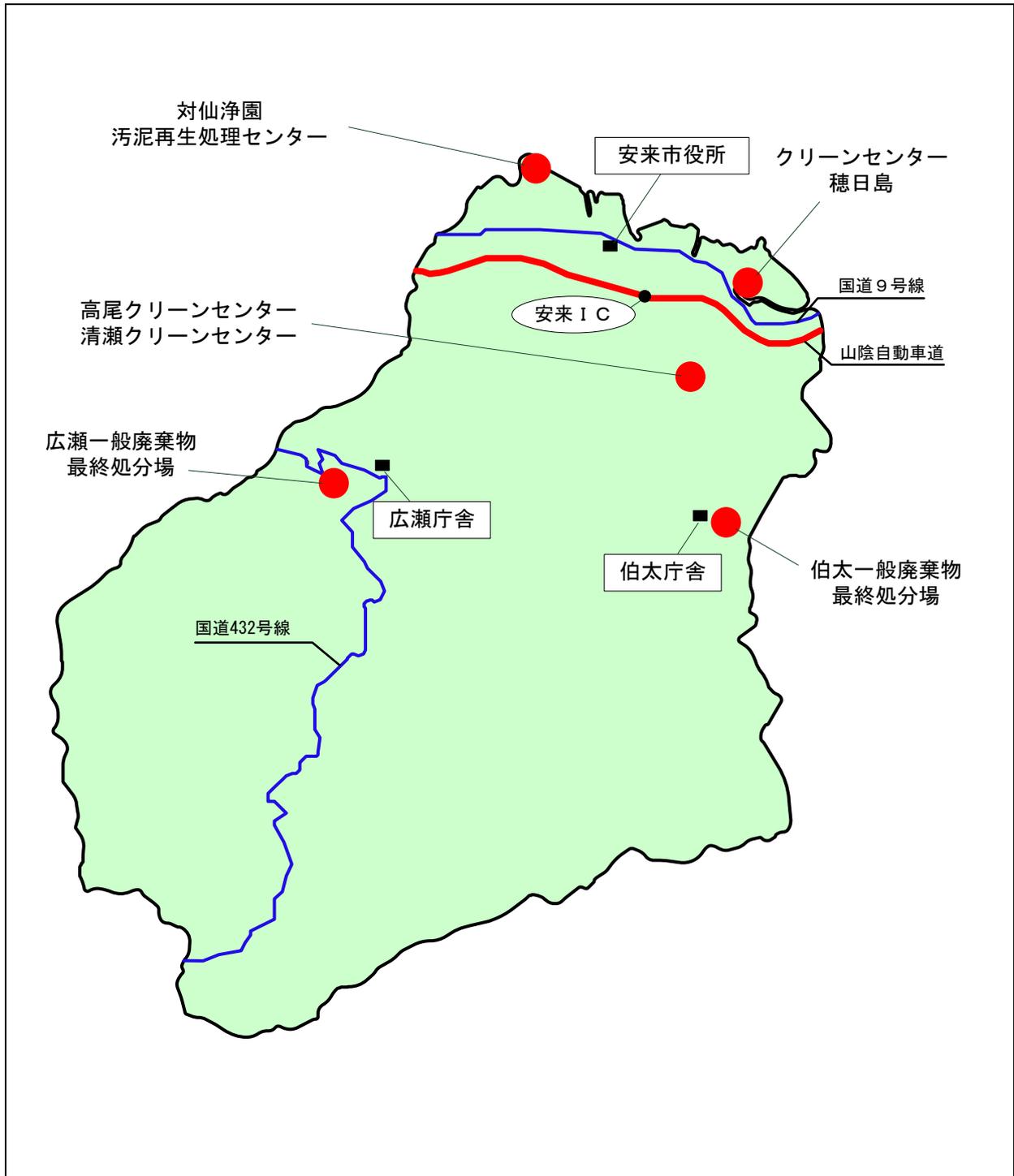
広瀬一般廃棄物最終処分場では、埋立ごみの分別区分で収集したごみ及び高尾クリーンセンターで発生する中間処理残渣を埋立している。伯太一般廃棄物最終処分場では、現在は資源化しているその他の色のビン類を平成27年度末まで埋立していた。また、伯太一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター穂日島は、残余容量が残っているものの現在ごみの搬入は行っていない。埋立場の状況等を鑑み計画のとおり順次埋立処分を行う。

図表 3-2-16 最終処分場の概要

施設名	広瀬一般廃棄物最終処分場	伯太一般廃棄物最終処分場	クリーンセンター穂日島
所在地	広瀬町下山佐 1473-3	伯太町東母里 2387-6	穂日島町 491
竣工	平成3年3月	昭和61年2月	平成5年3月
埋立対象	焼却灰、埋立ごみ、不燃物	焼却灰、埋立ごみ、不燃物	焼却灰、埋立ごみ、不燃物
埋立面積	4,100 m ²	9,979 m ²	19,000 m ²
埋立容量	25,157 m ³	21,032 m ³	53,115 m ³
残余容量	7,526 m ³	5,438 m ³	38,436 m ³

※残余容量はいずれも平成27年度末時点の容量

図表 3-2-17 施設の位置

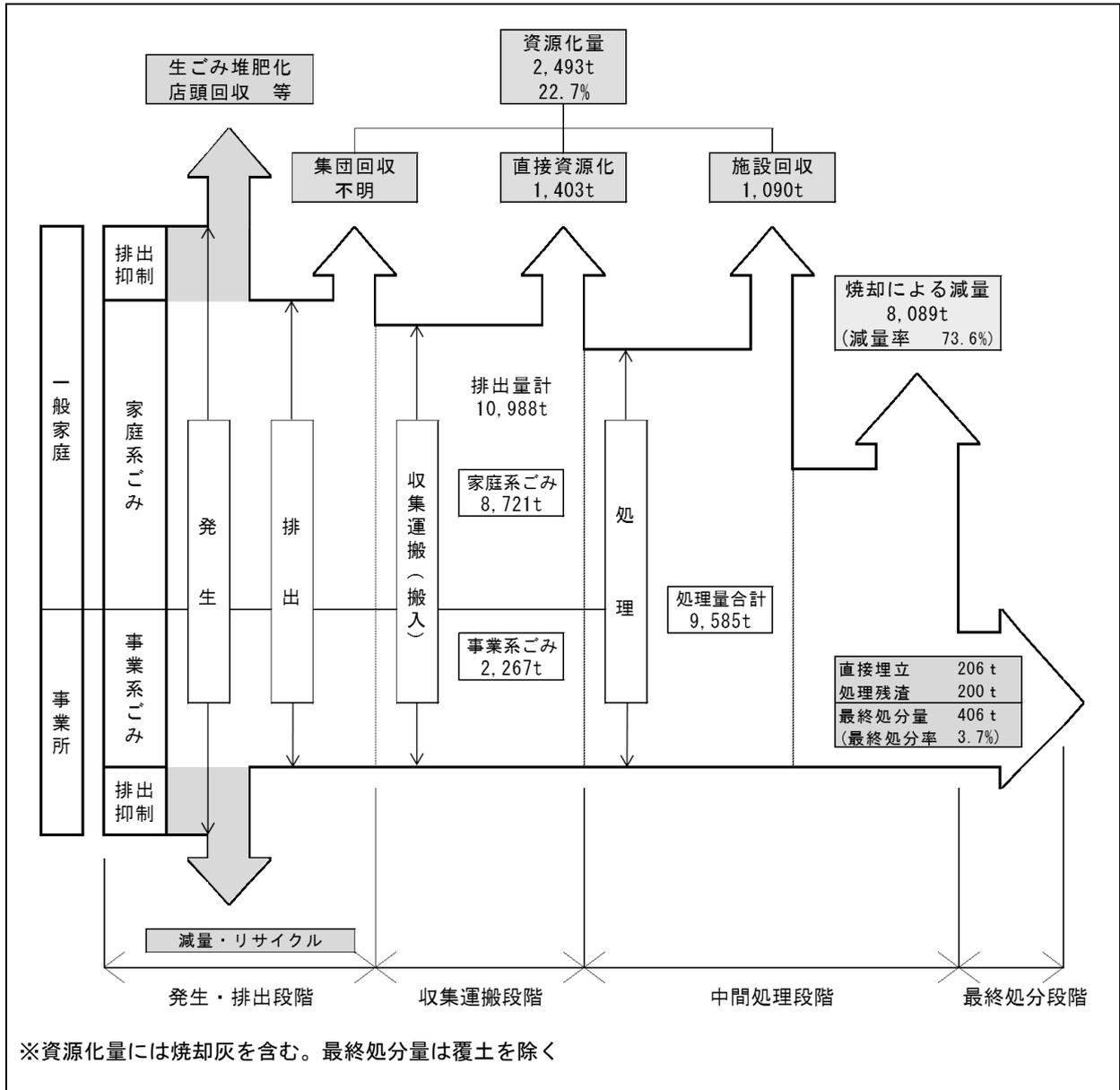


5. ごみの減量・再資源化・最終処分まとめ

これまでに示した各々の施策等によるごみ減量・資源化量について、ごみの発生・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の段階別に示すと、図表3-2-18のとおり整理することができる。

これによると、平成27年度における本市のリサイクル率は約22.7%、減量化率は約73.6%である。また、最終処分率は約3.7%であり、中間処理の推進および資源化の促進により、最終処分率は低く抑えられている。

図表 3-2-18 ごみ減量・再資源化・最終処分のまとめ（平成27年度）

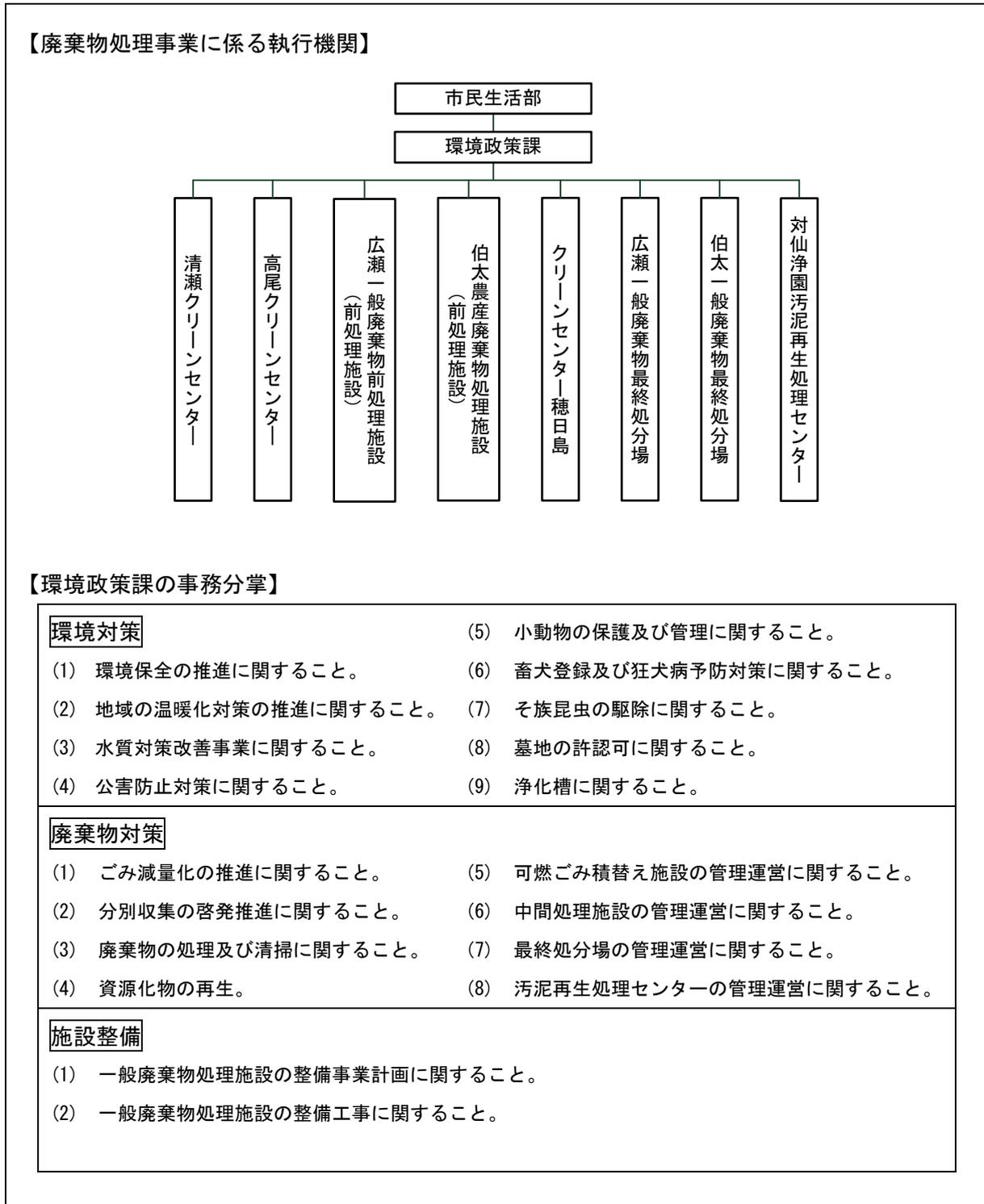


6. ごみ処理行財政の実績

6-1 環境行政の組織

廃棄物処理事業に係る本市の執行機関及び担当課である環境政策課の事務分掌については、図表3-2-19に示すとおりである。

図表3-2-19 廃棄物処理事業に係る執行機関と事務分掌（平成28年4月1日現在）



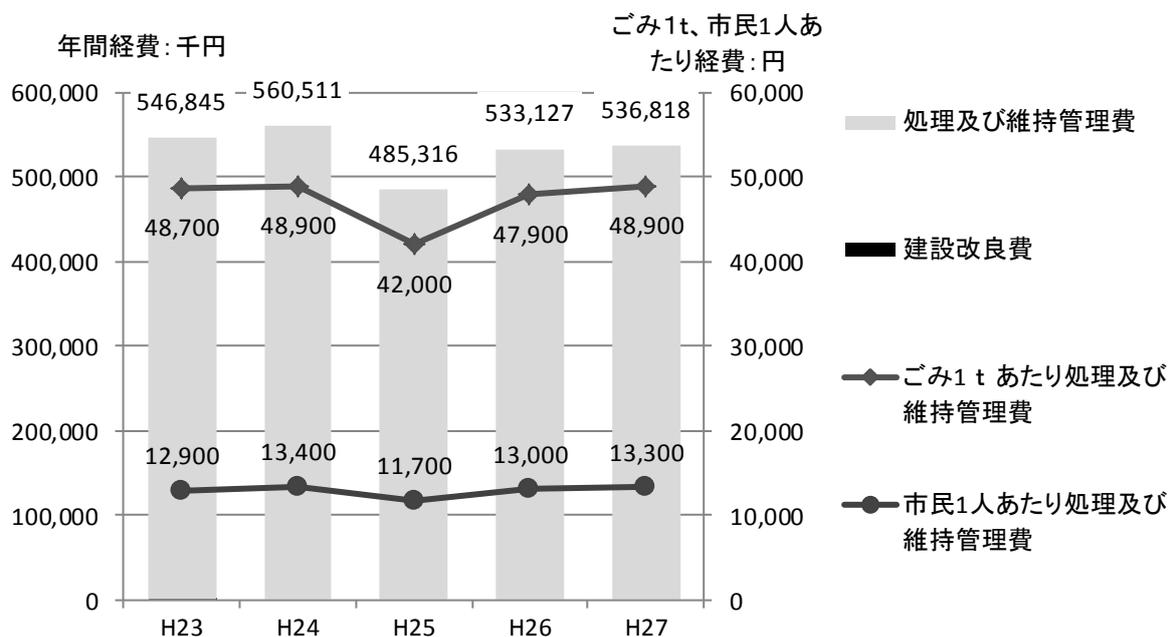
6-2 ごみ処理経費

ごみ処理に係る年間経費は、概ね5～6億円の範囲で概ね横ばいで推移しており、平成27年度の経費は約5.4億円となっている。

ごみ1tあたりの処理及び維持管理費をみると、5万円/t下回る程度で推移しており、市民1人あたりの年間処理及び維持管理費では概ね13,300円/人となっている。

図表 3-2-20 ごみ処理に要する経費等の推移

			H23	H24	H25	H26	H27
建設改良費	工事費	千円/年	420	0	0	0	0
	調査費	千円/年	0	0	0	0	0
		千円/年	420	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	千円/年	55,637	51,374	22,223	23,139	23,052
	処理費	千円/年	22,733	59,852	25,946	41,161	50,539
	車両等購入費	千円/年	0	0	0	0	0
	委託費	千円/年	464,458	449,285	437,147	468,827	463,227
	調査研究費	千円/年	3,597	0	0	0	0
	千円/年	546,425	560,511	485,316	533,127	536,818	
合計	千円/年	546,845	560,511	485,316	533,127	536,818	
ごみ1tあたり処理及び維持管理費	円/t	48,700	48,900	42,000	47,900	48,900	
市民1人あたり処理及び維持管理費	円/人	12,900	13,400	11,700	13,000	13,300	



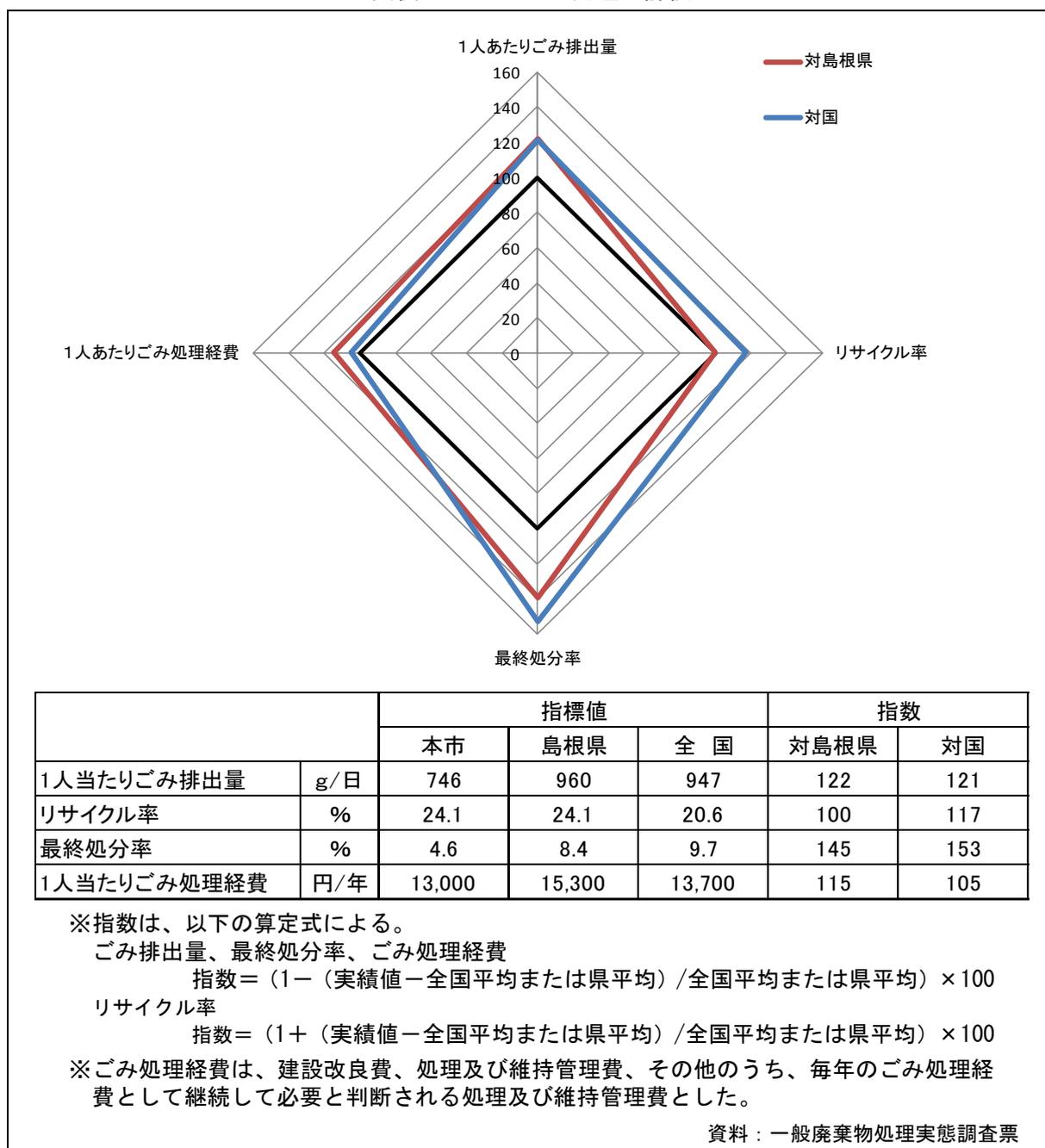
資料：一般廃棄物処理事業実態調査票

6-3 ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、平成26年度実績を基に4つの指標（排出量、再資源化率、最終処分率、ごみ処理経費）について、全国平均、島根県平均と比較して評価した。具体的には、全国平均値あるいは島根県平均値を100として本市値を指数化し、レーダーチャート図として示した。なお、レーダーチャートに示される四角形が大きいほど良好な状況にあることを示す。

本市の評価は、4つの指標のうち全国平均、島根県平均を下回るものがなく、非常に良好なごみ処理が行われている。

図表 3-2-21 ごみ処理の評価



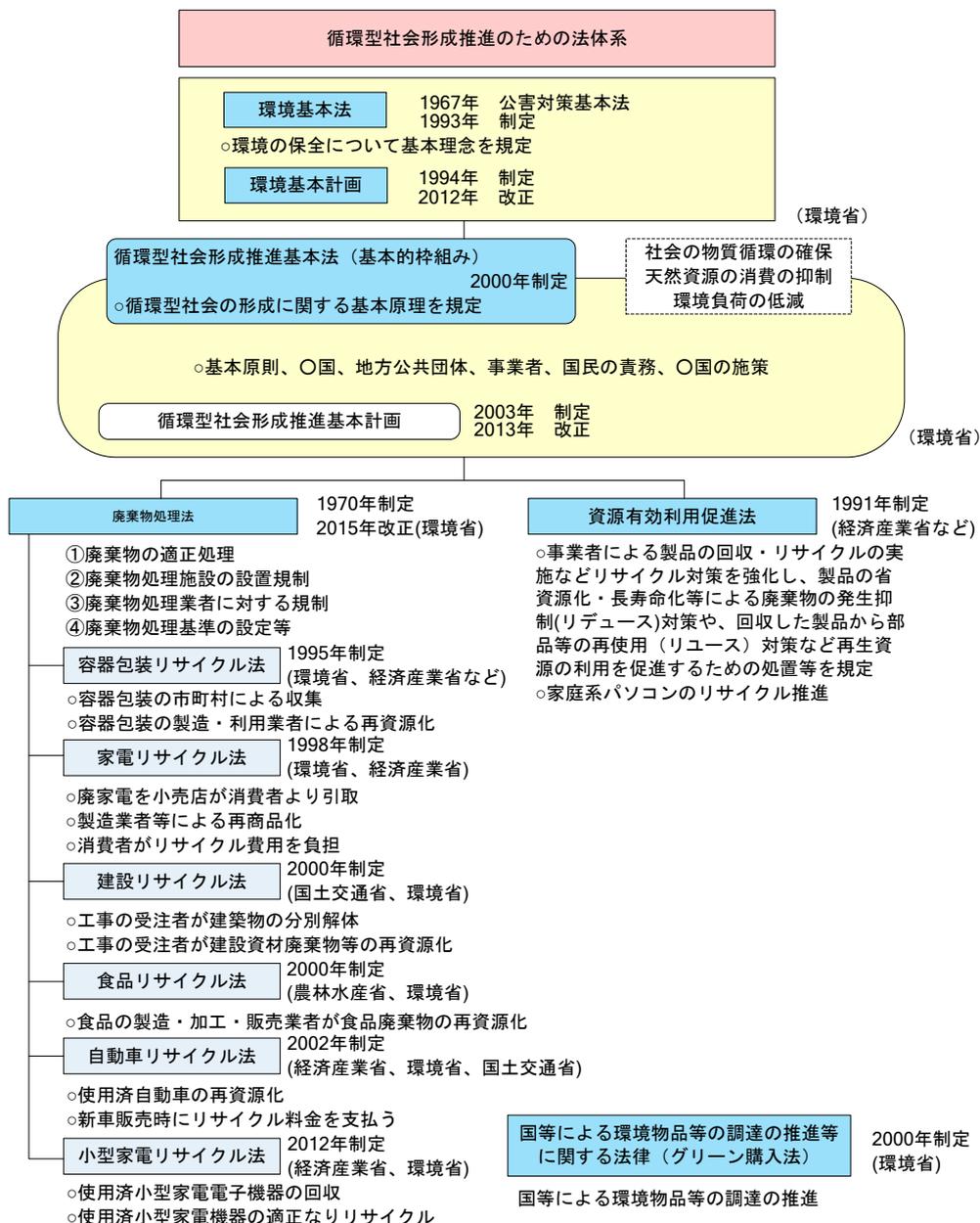
第3節 関係法令の動向と上位計画

1. 関係法令等の動向

国においては、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年においては、東日本大震災における災害廃棄物問題を契機に、廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項が追加されている。

図表 3-3-1 循環型社会形成推進のための法体系



2. 上位計画

2-1 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づき平成13年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定された。

その後「基本方針」は平成17年5月に一部改正、平成22年12月、平成28年1月に変更がなされ、平成32年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化および最終処分目標量について示されている。なお、一般廃棄物に係る数値目標については、図表3-3-2に示すとおりであり、平成24年度ごみ排出量に対し、平成32年度に約12%削減、再生利用量を27%に増加したうえで、最終処分量を平成24年度から約14%削減する。また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとすることを目標としている。

図表 3-3-2 基本的な方針に基づく減量化・再生利用・最終処分量目標(概要)

一般廃棄物の減量化の目標量	「第3次循環型社会形成推進基本計画」に目標等を踏まえ、平成32年度を目標年度として進めていく。	
一般廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用率を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。		
	H24年度 (基準年)	H32年度 (目標値)
排出量	4,523 万トン	約 12%削減(対H24 比) (約 4,000 万トン)
再生利用	約 21%	約 27%
最終処分	465 万トン	約 14%削減(対H24 比) (約 400 万トン)
家庭系ごみ排出量 (1人1日あたり)		500 グラム

2-2 循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画

平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に完全施行された。国においては、同法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定。なお、平成20年3月には第2次計画、平成25年3月には第3次計画を策定し、新たな取組目標が示された。

この循環基本計画では、ごみを減らすための具体的な取組の目標として、一人一日当たりのごみ排出量を25%削減していくことを掲げている。

図表 3-3-3 循環型社会形成推進基本法における取組指標

(循環型社会形成推進基本計画第3章第2節「取組指標」より抜粋)

(2) 一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約1,185グラム、平成22年度 約976グラム

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減（約500グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約660グラム、平成22年度 約540グラム

② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減（約1,170万トン）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約1,799万トン、平成22年度 約1,297万トン

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定する。

2-3 第3期しまね循環型社会推進計画

島根県では、平成28年3月に新たな循環型社会推進計画「第3期しまね循環型社会推進計画（平成28～32年度）」の策定を行っている。

第3期しまね循環型社会推進計画の概要は、以下のとおりである。

図表 3-3-4 第3期しまね循環型社会推進計画

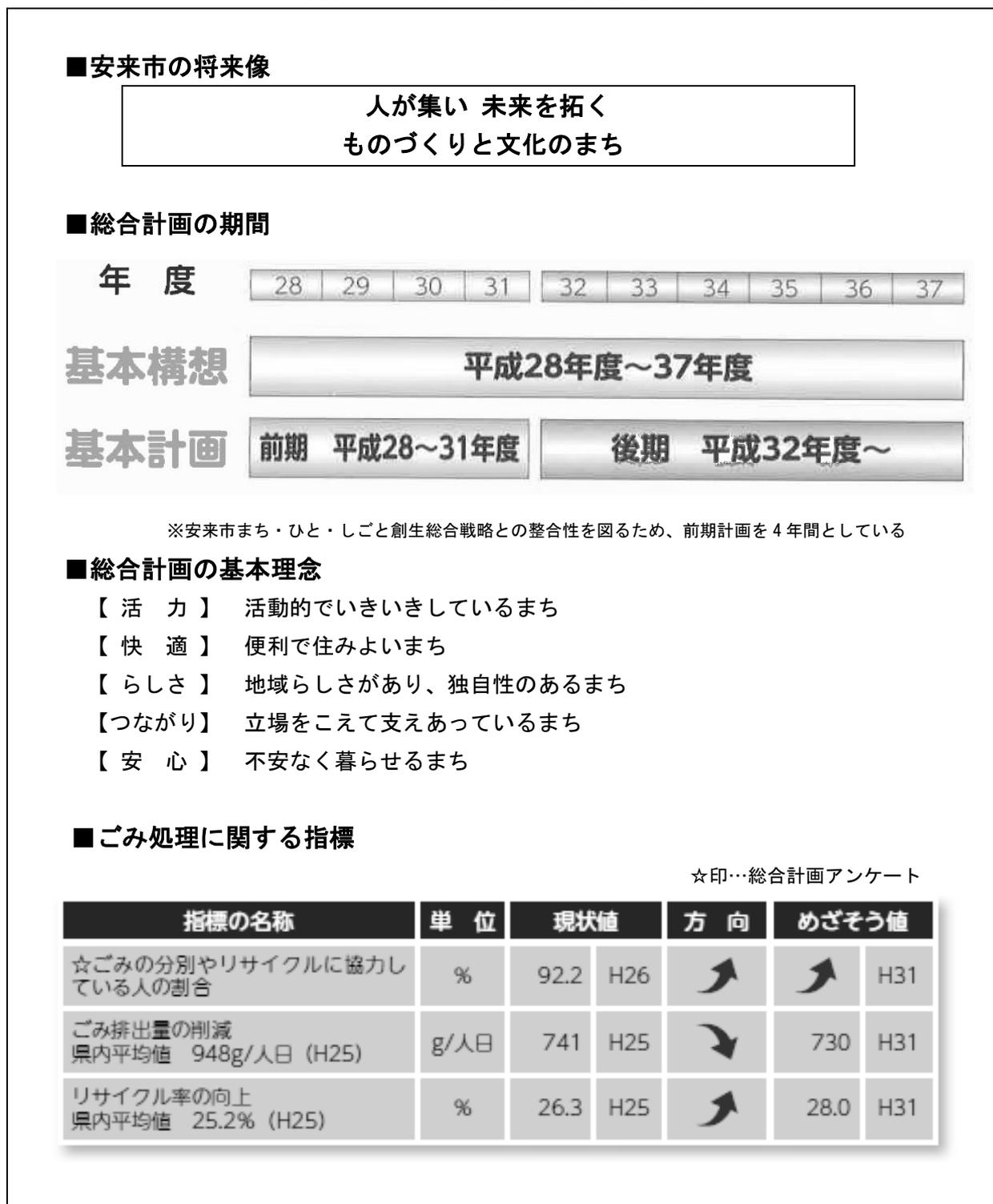
■重点施策			
次世代を担う子どもへの環境教育	子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「物を大切に使う習慣」を具体的な行動を通じて身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。		
リサイクル商品の研究開発、販路の拡大	排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル促進や循環産業の育成・創出を図ります。		
省資源・省エネ行動による2R（リデュース・リユース）の促進強化	循環型社会を構築するための、省資源・省エネ・3R推進の普及啓発の推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換を目指して、2Rの推進強化に取り組みます。		
■目標値（一般廃棄物）の見直し			
	基準年 25年度	目標年 32年度	目標内容
年間排出量（千t）	247 【100%】	235 【95%】	平成32年度の排出量を基準年に対して5%以上削減する。
リサイクル率（%）	25	25	平成32年度の再生利用率25%以上を維持する。
年間最終処分量（千t）	22 【100%】	20 【88%】	平成32年度の最終処分量を基準年に対して12%以上削減する。
■市町村の役割～一般廃棄物処理の責任を担います～			
<p>市町村は、区域内の一般廃棄物について廃棄物処理法に基づく責任を担うことから、一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。</p> <p>その際、市町村は、住民と直接対する地方行政の現場において、社会的合意を得、説明責任を果たしながら、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。また、市町村は循環型社会形成のための様々な取組について、島根県と連携を図りながら住民や事業者に対してその規範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。</p>			
資料：島根県ホームページ			

2-4 第2次安来市総合計画

本市では、新たな課題・ニーズに的確に対応しながら、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として、平成18年3月に『安来市総合計画』を策定している。

平成28年3月で『安来市総合計画』の終期を迎えたことから、新たな10年間の道しるべとなる『第2次安来市総合計画』を平成28年3月に策定している。

図表 3-3-5 第2次安来市総合計画の概要



第4節 周辺市町村の状況

島根県内（隠岐島嶼部を除く）の可燃ごみ処理は、多くが複数の市町村が共同で処理を行う広域処理によって行われており、単独市町村で処理を行っているのは松江市及び奥出雲町である。

一方、資源ごみや不燃系ごみの処理は単独で処理を行っている市町村が多く、広域処理は雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）、邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町）及び鹿足郡不燃物処理組合（吉賀町、津和野町）のみとなっている。

図表 3-4-1 可燃ごみ処理体制の状況（平成 27 年度）

自治体	処理体制	施設状況	
松江市	単独（溶融）	エコクリーン松江：255t/日 (H22)	
安来市	民間委託（焼却）	安来市清瀬クリーンセンター：52t/日 H19より休止	
奥出雲町	単独（焼却）	仁多可燃物処理センター：20t/日 (S56)	
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合 (ごみ燃料化)	雲南エネルギーセンター：30t/日 (H11)
	掛合・吉田	雲南市・飯南町事務組合 (中継施設方式で出雲市へ委託処理)	いいしクリーンセンター：15t/日 (H15)
飯南町			
出雲市	共同（溶融）	出雲エネルギーセンター：218t/日 (H15)	
大田市	中間処理後、出雲市へ委託処理	大田可燃物中間処理施設：45t/日 (H14)	
川本町	邑智郡総合事務組合（焼却）	邑智クリーンセンター：12t/日 (H10)	
美郷町			
邑南町			
江津市	浜田地区広域行政組合（溶融）	エコクリーンセンター：98t/日 (H18)	
浜田市			
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合 (焼却)	益田地区広域クリーンセンター：62t/日 (H19)	
吉賀町			
津和野町			

図表 3-4-2 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況（平成 27 年度）

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独	西持田リサイクルプラザ：16t/日（H10） 川向リサイクルプラザ：64t/日（H14） エコステーション松江：59t/日（H14） 姫津クリーンセンター：11t/日（H10）休止（H23）
安来市		単独	安来市高尾クリーンセンター：20t/日（H5） 安来市広瀬一般廃棄物前処理施設：4t/日（H3） 安来市伯太農産廃棄物処理施設：6.9t/日（H3）
奥出雲町		単独	仁多クリーンセンター：7t/日（H11）
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ：12.5t/日（H16）
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター：2.4t/日（H15）
飯南町			
出雲市		単独	平田不燃物処理センター：20t/日（S63） 佐田クリーンセンター：3t/日（H6） 出雲クリーンセンター：50t/日（H7） 出雲リサイクルセンター：72t/日（H8） 斐川クリーンステーション：13t/日（H8）
大田市		単独	大田不燃物処理場：25t/日（S59） 大田リサイクルセンター：4t/日（H13） 温泉津一般廃棄物処分場：3t/日（H5） 仁摩一般廃棄物処分場：4t/日（H10） 大田市容器包装リサイクルセンター：2t/日（H23）
川本町	美郷町 邑南町	邑智郡総合事務組合	邑智クリーンセンター リサイクルプラザ：5t/日（H11） リサイクルセンター：1.7 t/日（H16）
美郷町			
邑南町			
江津市		単独	島の星クリーンセンター：14t/日（H7） 江の川リサイクルセンター：2.8t/日（H14）
浜田市		単独	浜田市不燃ごみ処理場：20t/日（H4） 民間処理施設
益田市		単独	益田市リサイクルプラザ：16t/日（H15）
吉賀町	津和野町	鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ：6.1t/日（H16）
津和野町			

第5節 ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状における課題・問題点を以下のとおり抽出した。

ごみの発生抑制とリサイクル意識向上
<ul style="list-style-type: none">・ごみの市民1人1日平均排出量は、島根県内の市では2番目に少なく、島根県平均を2割以上下回っており、これまでの取組によりごみの排出抑制は進んでいる。一方で、平成22年度以降は増加傾向を示していることから、ごみの排出抑制により一層努める必要がある。・本市のリサイクル率は、平成21年度をピークに低下傾向が続いていることから、広報等によって市民及び事業者のリサイクル意識の高揚を図る事が必要である。
燃やすごみ処理体制の検討
<ul style="list-style-type: none">・現在、燃やすごみは民間事業者に全量処理委託している。処理責任の観点からも燃やすごみの安定的な処理体制の構築は必要であり、中長期的な視点に立って、施設整備等について調査・検討を行うことが必要である。
市民の利便性に配慮した既存処理施設の利活用
<ul style="list-style-type: none">・本市内には平成16年度合併前の旧市町村から引き継いだ複数の処理施設が存在しており、ごみの直接持込の受付や一時保管、一部種類のごみ処理等を行っている。本市が展開するごみ処理施策において有効に利用できるよう、市民の利便性に配慮したうえで総合的な施設の利活用方法を検討する必要がある。
最終処分体制の再構築
<ul style="list-style-type: none">・本市が所有する最終処分場は、合併により3施設を管理していることから、現有施設の効率的な運用計画等を見直し、最終処分の管理・運営を検討する必要がある。
新たな法制度への対応
<ul style="list-style-type: none">・「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年6月に公布され、水銀に関する水俣条約の発効日に施行されることとなっている。これを受けて、廃棄物処理法施行令等、大気汚染防止法等が順次改正される見通しとなったことから、家庭等に保管されている水銀使用製品（退蔵品）について回収を進めるなど、適正な分別収集について進める必要がある。

第 4 章

ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の目標

1. 基本理念

本計画におけるごみ処理の基本理念は以下のとおりとする。

市民・事業者・行政 みんなで構築する循環型社会

2. 基本方針

ごみ処理における本市の基本方針は、既定計画を継承し以下のとおりとする。

■ 環境教育の推進

環境問題に対する市民の意識向上を図り、ごみ問題に積極的に取り組んでいただくよう、生涯学習の一環として、環境学習を推進する。

■ 3Rの推進

3R運動(リデュース：発生抑制, リユース：再使用, リサイクル：再生利用)を推進することで、処理処分量を最小化する。

■ 適正処理の推進

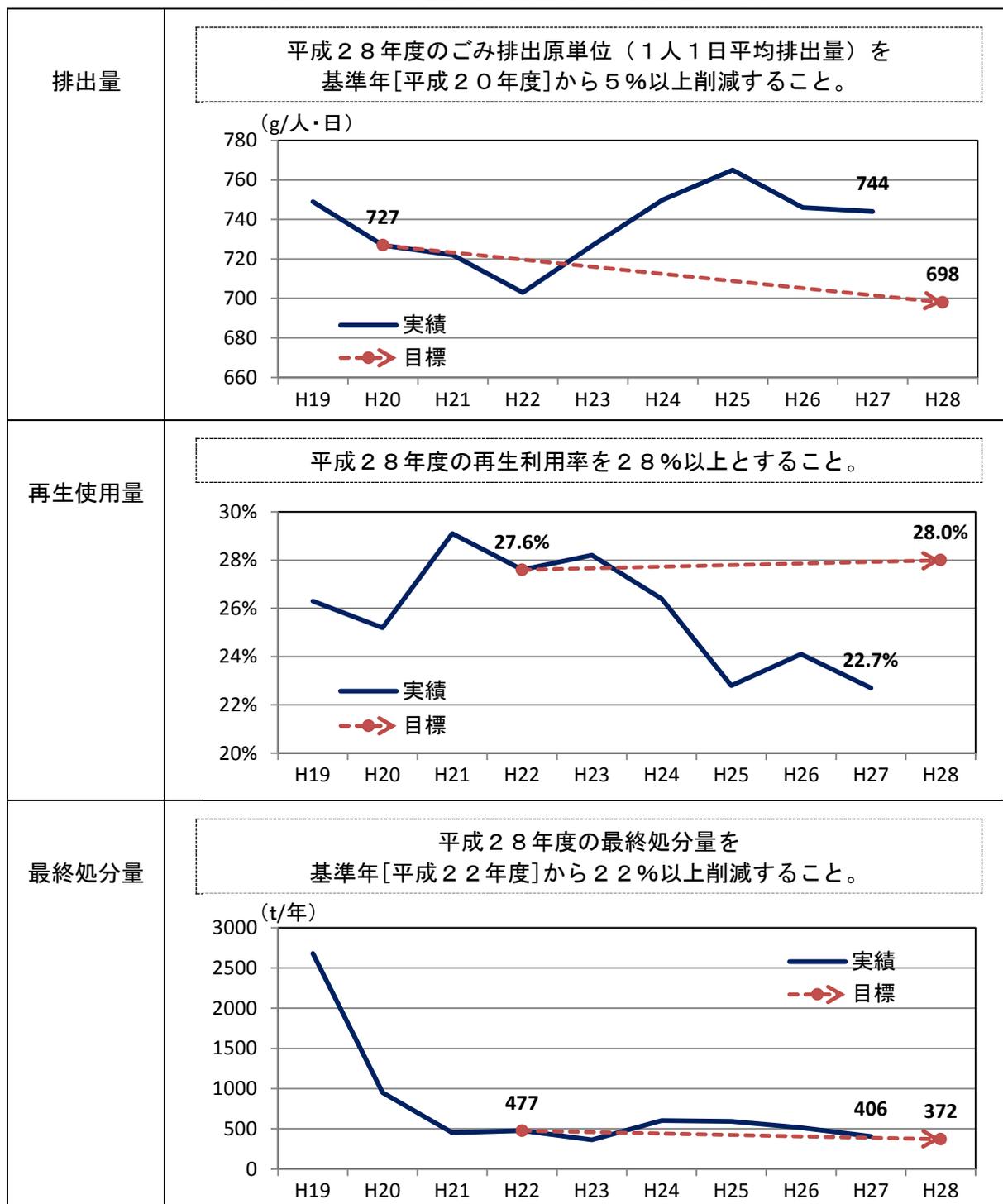
環境負荷の少ない適正処理を推進するとともに、災害廃棄物や在宅医療系廃棄物の処理体制の構築を図る。

3. 既定計画における目標値とその進捗

既定計画では、排出量、再生利用量、最終処分量について図表4-1-1に示すとおり目標値を設定し、それに対する実績の推移はグラフに示すとおりである。

最終処分量においては概ね目標を達成する見込みと言えるが、一方で、排出量（ごみ排出原単位）は平成23年度以降上振れ、再生使用量（リサイクル率）は平成24年度以降下振れしており、目標値の達成は困難な状況にある。

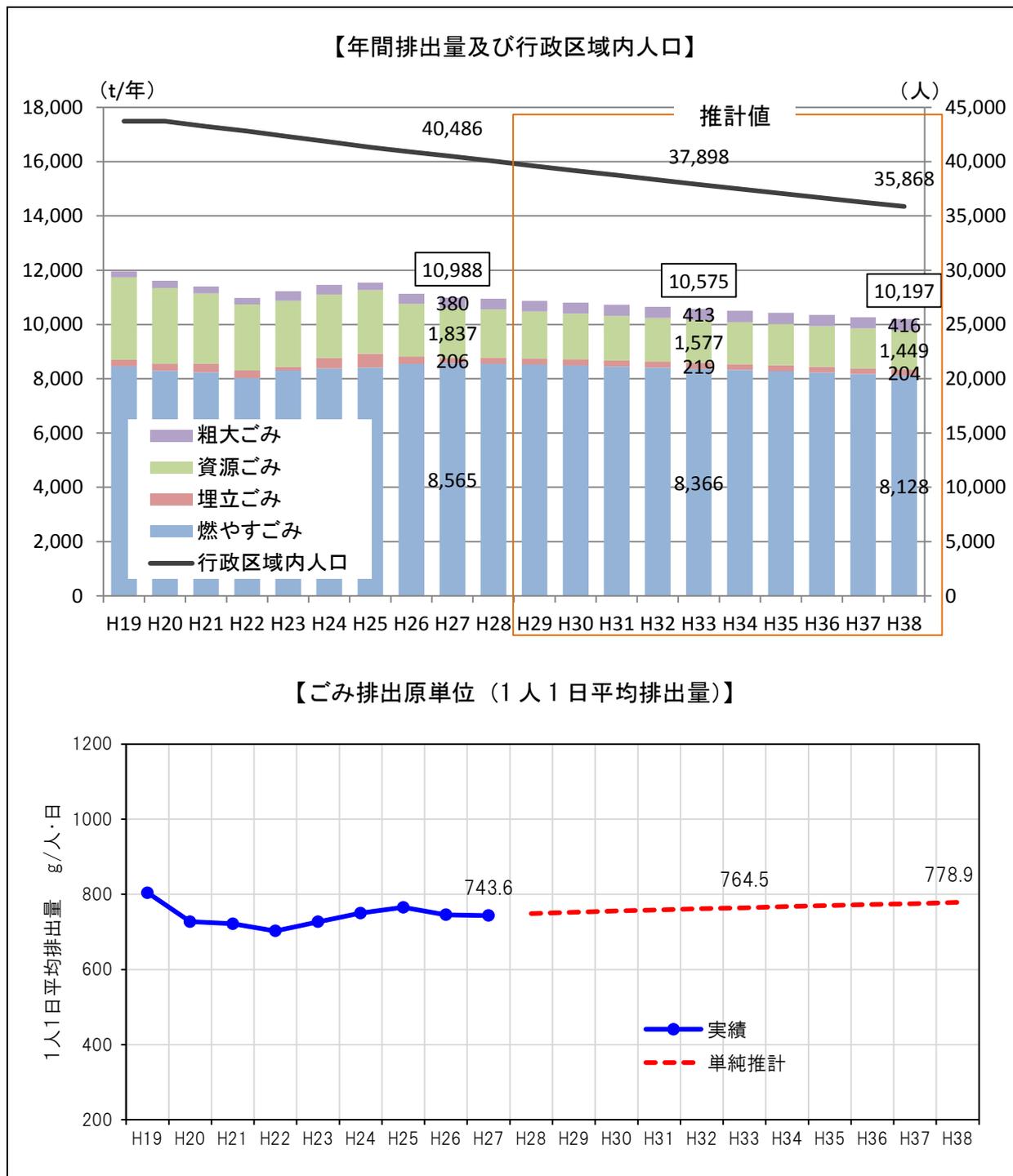
図表 4-1-1 既定計画の数値目標と実績値の比較



4. ごみの将来見込み量

現状の排出状況を前提にごみの将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）、ごみ排出原単位は微増するものの、人口の減少に伴って年間排出量は減少していくものと予測される。

図表 4-1-2 ごみ及び行政区域内人口の将来見込み（単純推計）



5. 目標値の設定

5-1 目標値の設定方針

本市のごみ排出原単位は全国平均及び島根県平均を大きく下回っており、これまでのごみ発生抑制・減量の取組の効果が現れていると考えられる。国や島根県など上位計画においては、ごみ排出量を大きく削減する目標となっており、本市の現状に当てはめると非常に厳しい目標設定と言える。一方で、本市のごみ排出原単位は近年増加する傾向にあることもうかがえている。

以上の状況を踏まえ、本計画における目標値の設定は、上位計画に一定の配慮をしつつ本市の現状を踏まえたうえで、「ごみ排出削減」と「分別徹底による資源物増加」の2つの視点から、数値目標年度にて達成することを前提に設定するものとした。

計画目標年度における目標値は、5年後を目途とした本計画改定の際に、進捗状況を検証したうえで必要に応じて見直すものとする。

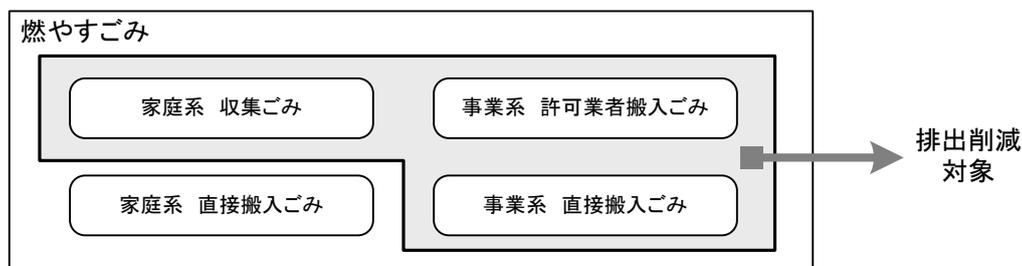
5-2 目標値

(1) 排出削減目標

削減対象

本市管内で排出されるごみのうち、燃やすごみ（可燃ごみ）はごみ排出量全体の約80%を占めており、ごみの大部分を占めている。また、近年増加傾向となっているのは主に燃やすごみであることから、排出削減の対象は燃やすごみとする。

なお、燃やすごみの排出形態のうち、家庭から清瀬クリーンセンターへの直接搬入されるごみは量がわずかであるため、具体的には家庭系の収集ごみ、事業系の許可搬入ごみ及び直接搬入ごみに排出削減目標を設定する。



目標量

排出削減の目標量は次のとおりとする。

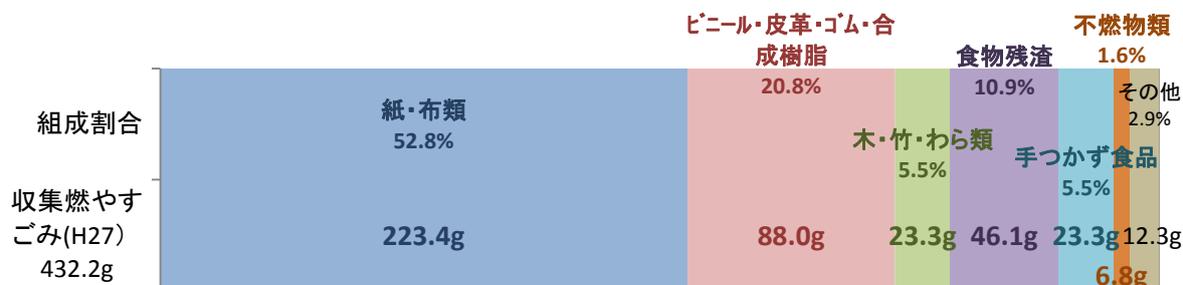
図表 4-1-3 排出削減の目標量

	【現 状】 平成 27 年度	【数値目標年度】 平成 33 年度	【計画目標年度】 平成 38 年度
家庭系収集ごみ (1人1日平均排出量)	423.2 グラム	400.0 グラム	(386.8 グラム)
事業系許可業者搬入ごみ (1日平均排出量)	4.84 トン	4.25 トン	(3.98 トン)
事業系直接搬入ごみ (1日平均排出量)	1.27 トン	1.15 トン	(1.08 トン)

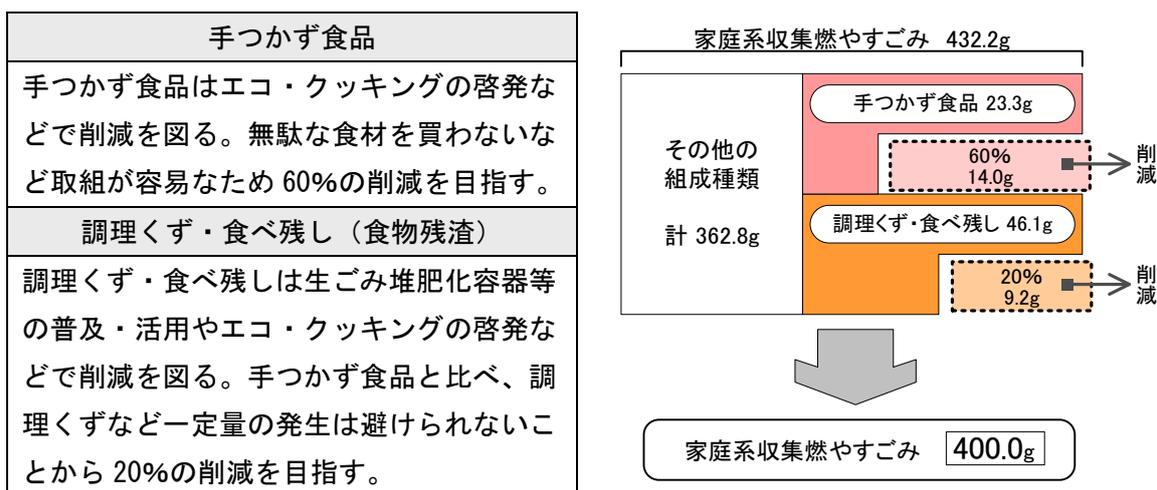
排出削減の目標量設定

■家庭系収集燃やすごみ

家庭系収集燃やすごみについては、生ごみ（ちゅう芥類）を対象として削減を図るものとする。具体的には「手つかず食品」と「調理くず・食べ残し」を対象とし、それぞれに目標量を設定する。燃やすごみに含まれている生ごみの量は、燃やすごみの組成調査結果平成 26～27 年度平均（P17 図表 3-2-3 参照）を前提とすると次のとおりである。

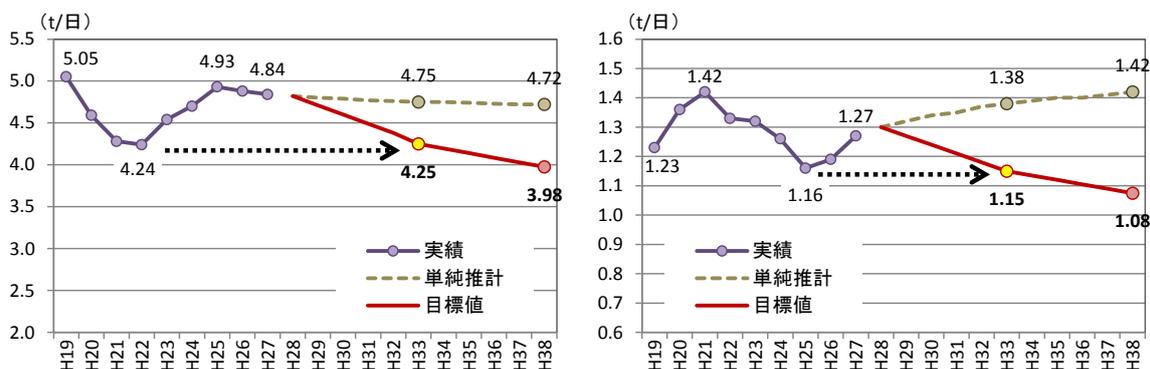


燃やすごみ中の手つかず食品、調理くず・食べ残しの量に、それぞれ目標とする削減率を乗じることで目標量を算定する。



■事業系許可業者搬入燃やすごみ・自己搬入燃やすごみ

事業系燃やすごみについては、1日平均排出量の実績をみると、許可業者搬入ごみは平成 22 年度、自己搬入ごみは平成 25 年度を下限としてそれを境に増加に転じている。排出削減の目標量は、それぞれ排出量が下限となった実績の量程度とする。



(2) 分別徹底による資源物増加

分別対象

家庭から排出される燃やすごみの中には、生ごみの他に紙類、木、布類、革、プラスチック、ゴムなど様々なものが含まれている。この中には、資源ごみとして排出できるものも一定量含まれている。そこで、家庭系収集燃やすごみに排出されているごみのうち、紙類（古紙・その他の紙類）及びプラスチック類を対象として分別の徹底を推進し、燃やすごみではなく資源ごみへ排出することに目標を設定する。



目標量

分別徹底による資源物増加（資源ごみの増加）の目標量は次のとおりとする。

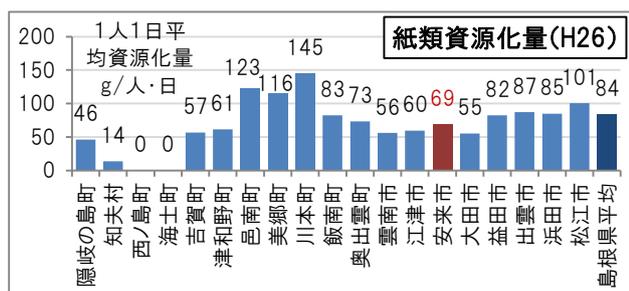
図表 4-1-4 分別徹底による資源物増加の目標量

	【数値目標年度】 平成 33 年度	【計画目標年度】 平成 38 年度
紙類（古紙・その他の紙類） （1人1日平均排出量）	+15.0 グラム	(+22.5 グラム)
プラスチック （1人1日平均排出量）	+5.0 グラム	(+7.5 グラム)

分別徹底による資源物増加の目標量設定

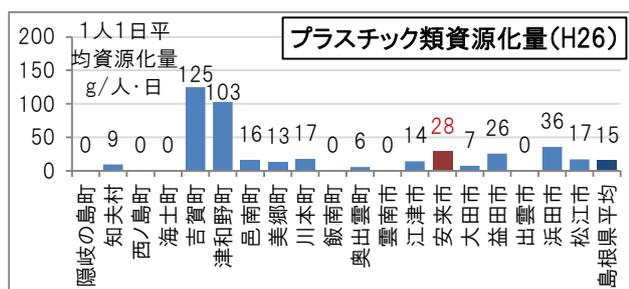
■紙類（古紙・その他の紙類）

本市の紙類資源化量は、島根県内の市部の中では少ない方であり、島根県平均も下回っている。資源化量の多い市部（80g/人・日以上）の平均は 89g となるが、古紙類は新聞雑誌の発行部数減少等により、今後大きな増加を見込むことは難しいため、島根県平均程度まで増加（+15.0g/人・日）するよう分別の徹底を目指す。



■プラスチック

本市のプラスチックの資源化量は、島根県内の自治体の中では比較的多い方である。一方で、本市よりも資源化量の多い自治体も複数存在することから、プラスチックの資源化量が 5g 増加するよう分別の徹底を目指す。



5-3 数値目標のまとめ

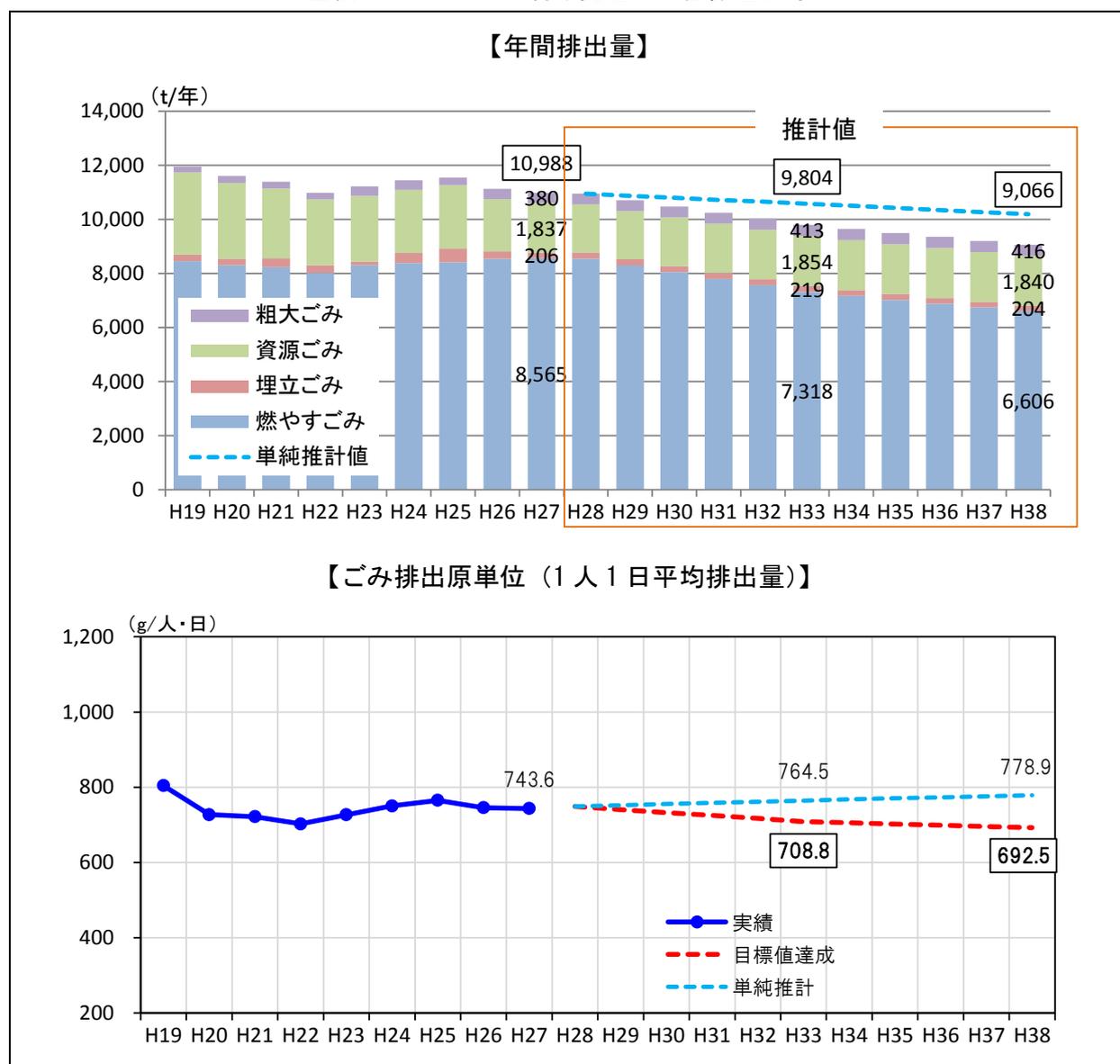
本計画における数値目標は、排出抑制、リサイクル、最終処分について、以下のとおりとする。

本計画の数値目標年度（平成33年度）において、排出抑制目標はごみ排出原単位：709グラム、再生利用目標はリサイクル率：25.5%、最終処分目標は最終処分量：394トンを目指すものとする。

図表 4-1-5 本計画の数値目標

	指標	現 状 平成 27 年度	数値目標年度 平成 33 年度	計画目標年度 平成 38 年度
排出抑制	ごみ排出原単位	744 グラム	709 グラム	(693 グラム)
再生利用	リサイクル率	22.7%	25.5%	(27.1%)
最終処分	最終処分量	406 トン	394 トン	(377 トン)

図表 4-1-6 ごみの将来見込み（目標達成時）



第2節 ごみ処理の主体

本市管内から排出されるごみについて、排出から処理・処分に至る工程ごとの主体について明確化する。

■排出段階

排出段階におけるごみ発生抑制、再資源化については、ごみの排出者である市民・事業者が主体として行うものとする。適正処理の観点からもごみの発生抑制を推進する必要があることから、本市は排出者の取組に必要となる支援等を行い、協働してごみの発生抑制を行うものとする。

■収集・運搬

排出から収集段階までは市民との接点ともなるため、家庭系ごみについては現状どおり本市が主体となって行うものとする。

事業系ごみについては、原則として事業者が主体となり、自らの責任により行うものとする。

■処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は、本市（本市が処理を委託する民間業者も含む）が主体となって行うものとする。

ただし、本市が取り扱わないとしている処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

排出者	排出抑制	収集運搬	中間処理	最終処分	再資源化	
					排出段階	処理段階
【家庭系ごみ】 市民	市民	本市	本市	本市	市民	本市
【事業系ごみ】 事業者	事業者	事業者 (本市)	事業者 本市	事業者 本市	事業者	事業者 本市

※委託処理の場合も本市の処理主体として含む。

第3節 排出抑制・3Rの推進計画

数値目標を達成するため、優先的に取り組むべきはごみの発生・排出抑制である。また、3Rによる資源循環の推進も循環型社会の構築には欠かせないものである。

排出抑制・3Rの推進には、市民や事業者のごみ問題等への正しい理解や環境意識の向上といった人づくりが重要となる。さらに、市民や事業者が主体的に排出抑制・3Rの取組を実践することが必要である。

本市においては、市民、事業者、行政が協働して排出抑制・3Rの推進に取り組むこととして、以下に示す施策を重点的に展開していくものとする。

排出抑制・3Rの推進に関する施策の体系

1. 環境教育の推進 (市民・事業者に対する広報・啓発活動)	施策1	環境意識向上のための啓発	
	施策2	環境学習プログラム等の活用	
	施策3	環境家計簿活用の推進	
	施策4	タウンミーティングの開催	
	施策5	表彰制度の導入	
	施策6	出前講座の推進	
	施策7	ごみ処理施設の見学受入	
	施策8	環境美化の推進	
	施策9	グリーンコンシューマーの育成	
	施策10	環境イベントを通じた啓発	
	施策11	3Rについての啓発	
2. 3Rの推進	Reduce (リデュース) 発生抑制	施策12	リユース食器の普及・啓発の推進
		施策13	レジ袋の削減・マイバッグ持参の推進
		施策14	簡易包装の推進
		施策15	食品ロス削減の推進
		施策16	学校給食の生ごみ減量化・資源化
		施策17	生ごみ堆肥化の推進
	Reuse (リユース) 再使用	施策18	長期使用に対する取組支援
		施策19	エコ・マネー制度の推進
		施策20	排出事業者への抑制指導強化
	Recycle (リサイクル) 再生利用	施策21	フリーマーケット開催への支援
		施策22	公共施設でのデポジット商品の販売促進
		施策23	店頭回収の推進
		施策24	しまねエコショップ認定制度の推進
		施策25	分別に関する説明会の開催
		施策26	グリーン購入の実践・促進
		施策27	新たなリサイクルの検討
		施策28	焼却灰の有効利用促進
		施策29	不燃物残渣の有効利用検討

1. 環境教育の推進（市民・事業者に対する広報・啓発活動）

◆ 施策1 環境意識向上のための啓発

学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などでの環境学習により、子供の頃から環境に対する意識の向上を図っている。また、地域の自治会や公民館活動では、住民を対象とした環境学習、実践活動が行われている。

これらの環境保全活動、勉強会等において、環境関連の啓発資料の提供・貸出や情報提供などの支援を行う。また、専門的な知識や経験談が必要な場合には（しまね環境アドバイザー制度を活用した）講師の斡旋などの支援も行う。

各主体の役割	【市民】 地域での勉強会、環境をテーマにした催しへ積極的に参加する。また、環境アドバイザー等を活用する。
	【行政】 地域での勉強会、環境関連の地域での取組事例等の情報を提供し、環境意識の向上を図る。

◆ 施策2 環境学習プログラム等の活用

学校教育などにおける教材として、島根県における「島根県環境学習プログラム」、「学校版エコライフチャレンジしまね」や、環境省が後援する「こどもエコクラブ」など様々な教材・プログラムが存在する。環境学習の際に、教材としてこれら既存のプログラム等の活用を推進する。

各主体の役割	【市民】 「こどもエコクラブ」など、子供を中心とした環境保全に関する活動に積極的に参加する。
	【行政】 幼児から中学生を対象に島根県が策定した「環境学習プログラム」を活用するとともに、こどもエコクラブ等地域活動での活用を推進する。

◆ 施策3 環境家計簿活用の推進

環境家計簿をつけることで、消費者自らが環境についての意識を持ち、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことが期待できる。これによって、市民の環境問題に対する意識向上、併せてごみ問題に対する意識向上を図ることができるため、市民に環境家計簿の活用を呼びかけるなど推進を行う。

※環境家計簿とは、特に決まった形式は無いが、毎月使用する電気、ガス、ガソリン、燃えるごみの量などに二酸化炭素（CO₂）を出す係数を掛けてその家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。

各主体の役割	【市民】 環境家計簿を活用し、生活行動の点検、見直しを継続的に行いながら環境やごみ問題についての意識を持つ。
	【行政】 各家庭で環境家計簿を活用するよう呼びかける。

◆ 施策4 タウンミーティングの開催

ごみの排出者かつ排出抑制・3Rの取組の主体である市民及び事業者と行政との意見・情報交換の場としてタウンミーティングを開催する。タウンミーティングにおいて、それぞれの立場からごみ排出抑制・3R等に関する課題点、不明点などを確認、解消する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 市民または事業者は、積極的にタウンミーティングに参加し、意見・情報の交換を行う。
	【行政】 市民・事業者との意見・情報交換の場としてタウンミーティングを開催する。市民・事業者から得られた課題、情報等については、本市の施策にフィードバックする。

◆ 施策5 表彰制度の導入

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組む市民または事業者を表彰し、公表を行うことで、新たにごみの減量やリサイクル活動に取り組む意欲を啓発する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 表彰されるように意欲的にごみの減量やリサイクル活動に取り組む。
	【行政】 ごみの減量化活動やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる市民または事業者に対して、表彰を行うとともに、広く公表する。

◆ 施策6 出前講座の推進

市民及び事業者の環境意識の向上を図るため、本市では平成28年度に『安来市のごみ量とその行方』『環境教室～地球温暖化について考えてみよう～』の2つの出前講座を実施した。これらの講座では申込者の希望に沿った柔軟な内容を提供している。今後も出前講座を継続して行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 環境学習の教材として出前講座を活用する。
	【行政】 学校向け、社会人向けに環境・ごみ問題に関する出前講座を実施する。

◆ 施策7 ごみ処理施設の見学受入

自らが出したごみの行方や処理状況、ごみの分別の重要性などを理解してもらうことを目的に、市民や事業者からなる団体を対象に、本市のごみ処理施設への見学を受け入れる。

各主体の役割	【市民】【事業者】 環境学習の教材としてごみ処理施設の見学を活用する。
	【行政】 学校学習、市民及び事業者からのごみ処理施設見学を受け入れる。

◆ 施策8 環境美化の推進

環境活動に取り組む市民団体等との連携強化及び協働体制の整備を行うとともに、地域清掃やポイ捨て防止キャンペーン等、地域の環境美化活動を支援する。

各主体の役割	【市民】 地域清掃、環境美化活動に積極的に参加する。
	【行政】 地域清掃支援やポイ捨て防止キャンペーン等の取組を推進する。

◆ 施策9 グリーンコンシューマーの育成

商品の購入や材料の調達において、リサイクル製品など環境負荷ができるだけ小さいものが優先的に選ばれ、グリーン調達、グリーン購入が積極的に行われるように、環境に配慮した製品の紹介や勉強会等を実施し、自然環境保全意識の高い消費者の育成を行う。

※グリーンコンシューマーとは
商品を購入する際、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことで社会を変えていこうとする消費者。
一例として、地産地消は、遠距離輸送する際にかかる大量の燃料・エネルギーを削減することができ、CO₂の排出を抑制することができることから、グリーン購入といえる。

各主体の役割	【市民】 勉強会に参加し、環境に配慮した製品についての知識を得る。地産地消商品を購入する。
	【事業者】 環境報告書を作成する。環境マネジメントシステムを導入する。地産地消商品を販売する。
	【行政】 勉強会等の実施により、自然環境保全意識の高い消費者の育成を図り、グリーン調達の促進を図る。

◆ 施策10 環境イベントを通じた啓発

ごみや地球温暖化、水環境など様々な環境問題に対する総合的な学習の場として、参加体験型のイベントを実施し、市民及び事業者の環境意識の啓発を行う。

本市では毎年9月に様々なテーマのもと、『やすぎ環境フェア』を開催している。

<p>『やすぎ環境フェア』の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内小学生による環境学習発表 ・ レジ袋販売収益金贈呈式 ・ 環境イラストコンテスト表彰式 ・ 環境〇×クイズ ・ フリーマーケット ・ 事業者等の環境関連コンテンツの出展 ・ 地元食材、リユース食器を使った食の出店 ・ 体験工作 ・ 講演会 など 	
---	--

各主体の役割	【市民】 環境イベントに積極的に参加し、体験を通じてごみ問題や3Rについて学習する。
	【事業者】 環境イベントへ協賛したり、コンテンツを出展するなどイベントの開催を支援する。
	【行政】 参加者に分かりやすく魅力のあるイベント内容とし、参加者が増えるよう開催情報などの広報を行う。

◆ 施策11 3Rについての啓発

3Rというキーワードについて、その意味や取組の意義、重要性などについて、パンフレット、冊子、ポスター、ホームページなど様々な媒体を通じて広く市民及び事業者にも周知し、自ら積極的に取り組んでもらえるよう啓発を行う。

各主体の役割	【市民】 パンフレット、冊子、ポスター等を活用し、3Rに関する情報を得る。
	【行政】 3Rに関して、パンフレット、冊子、ポスター等の作成・配布による啓発活動を強化する。

2. 3 Rの推進

2-1 Reduce（リデュース）：発生抑制

国においては、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。

◆ 施策12 リユース食器の普及・啓発の推進

イベント等で使用する食器を、使い捨ての食器から繰り返し使えるリユース食器への利用促進を図り、市民への意識啓発を図るとともに、ごみの減量化を推進する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 イベント等で積極的にリユース食器を利用するとともに、リユース食器の利用に協力し、ごみの減量化を図る。
	【行政】 行政が主体となって開催するイベント等で積極的にリユース食器を利用するとともに、その他のイベント等での利用促進を図る。

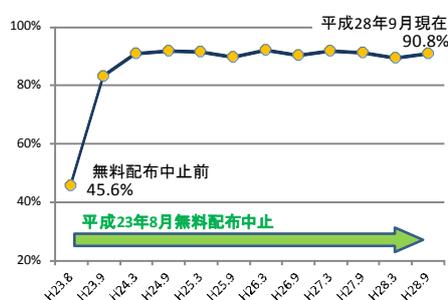
◆ 施策13 レジ袋の削減・マイバッグ持参の推進

本市では、「ごみの減量化」「資源節約」「温室効果ガスの削減」を目的に、協定を結んだ事業者の本市内店舗（平成28年度末現在：市内17事業者21店舗）にて平成23年9月からレジ袋の無料配布を取り止めており、レジ袋の有料販売で得た収益金については、地域の団体等に寄付するものとしている。

引き続き、販売店等の事業者と市民との協力を図りながらレジ袋無料配布中止を継続し、協力店舗の拡大及び市民と事業者の取組促進を図る。

各主体の役割	【市民】 買物の際はマイバックを持参し、レジ袋は断る。
	【事業者】 レジ袋の無料配布を中止し、顧客にマイバックの持参を呼び掛ける。
	【行政】 レジ袋無料配布の中止を推進する。

マイバッグ持参率の推移



◆ 施策 14 簡易包装の推進

ごみの減量に非常に効果的である商品の簡易包装化を推進する。この推進には販売店など事業者の協力が不可欠であるため、量り売りやばら売りなど簡易包装実施の呼びかけや協力を得られる事業者の募集などを行う。また、市民に対しては、量り売り、ばら売り商品を優先的に購入するよう啓発を行う。

各主体の役割	【市民】 詰め替え商品を購入する。量り売り、ばら売り商品を購入する。
	【事業者】 量り売り、バラ売りを導入する。
	【行政】 市民・事業者に対して、簡易包装化を呼びかける。

◆ 施策 15 食品ロス削減の推進

近年、食品の無駄な廃棄が増え、ごみ処理や資源循環の観点からも社会問題となっていることから、事業者に対して食品ロス削減の協力を呼びかけるほか、市民に対して食べ残し削減やエコ・クッキングに取り組むよう啓発を行う。また、エコ・クッキングの具体的な取組事例等を紹介する。

各主体の役割	【市民】 食べきれないほどの食材を買わない、食べきれないほどの料理を作らない、残った食材はべつの料理に使うなど、エコ・クッキングを実践する。 外食時の注文の際には、料理の量を事前に確認したり、小盛メニューの利用、食べられない物があれば予め抜いてもらうなど、食べ残しが出ないよう心がける。
	【事業者】 飲食店ではーフサイズや小盛などのメニュー、持ち帰り可能なメニューを設定する。 小売店では食材を使い切るレシピの提案や、野菜のばら売りなどを行う。
	【行政】 食べ残しや未利用食品の廃棄が発生しないよう、ライフスタイルの見直しを促す。

◆ 施策 16 学校給食の生ごみ減量化・資源化

本市内の中学校等に給食を配食している給食センター「ハッピークック」において、発生する調理くずと給食残飯を、ハッピークック内に整備した生ごみ堆肥化装置にて減量化する。

減量化した後の堆肥は、民間業者に引き渡して肥料とし、各中学校の花壇等で使用する。

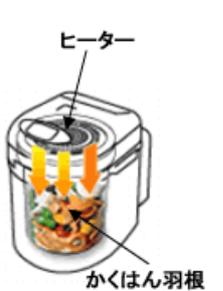
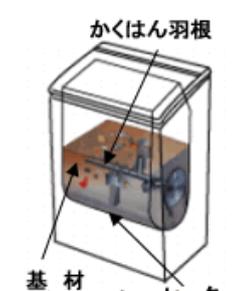
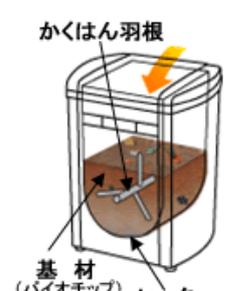
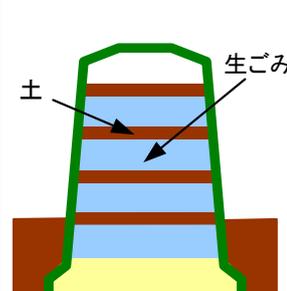
各主体の役割	【市民】 給食を残さず食べ、生ごみを出さないよう心がける。
	【行政】 堆肥化装置の適正な維持管理と肥料の利用先確保に努める。

◆ 施策 17 生ごみ堆肥化の推進

本市では、家庭から出る生ごみの堆肥化容器を購入する世帯に対し、補助金を交付する制度を設けている。補助制度は平成29年度まで継続し、その後は生ごみ堆肥化容器等の正しい使い方や堆肥の利用方法といった活用方法を広報するなど、生ごみ堆肥化容器等の普及啓発と継続利用を推進する。

各主体の役割	【市民】 生ごみ堆肥化容器を積極的に活用し、生ごみの減量に努める。
	【行政】 市民が生ごみ堆肥化容器等を購入する際に、購入費用の一部補助を行う（平成29年度まで）。また、市民に生ごみ堆肥化容器等の活用方法などについてPRする。

◇生ごみ処理機等の種類（日本電気工業会HP等より）

乾燥式	バイオ式	ハイブリッド式	生ごみ堆肥化容器 (コンポスト、ボカシ)
ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し減量・減容させる	基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させる。 微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。	送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。 その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。	筒状のプラスチック容器などを庭に埋め込んで生ごみを入れ、電気を使わず微生物の働きで生ごみを分解、減量・減容させる。
			

◆ 施策 18 長期使用に対する取組支援

使用製品を長期使用できる環境づくりのため、市内の修理店舗の情報を広く市民に提供したり、壊れてしまった物の新たな活用方法等の情報提供を行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 修理のきく物は、修理して使うなど、長期使用に努める。
	【行政】 使用製品を長期間使用できるよう、市内の修理店等の情報を提供したり、活用法を指導する取組を促進する。

◆ 施策 19 エコ・マネー制度の推進

レジ袋の拒否、トレイ等の持参により得られるポイントを集め、特典が得られるエコ・マネー制度の導入を推進する。

エコ・マネー制度の導入によって、市民はごみの減量やリサイクル活動に対しインセンティブを得ることができ、3Rの取組が意欲的に行われることが期待できるが、これを推進するためには、販売店など事業者の協力が不可欠である。そのため、エコ・マネー制度導入への呼びかけや協力を得られる事業者の募集などを行う。また、市民に対しては、エコ・マネー制度導入店舗を周知とエコ・マネー制度利用の呼びかけを行う。

各主体の役割	【市民】 エコ・マネー制度導入店舗を積極的に活用する。
	【事業者】 エコ・マネー制度を導入する。
	【行政】 エコ・マネー制度導入への協力を事業者に呼びかけるとともに、市民に対してエコ・マネー制度の周知と利用を推進する。

◆ 施策 20 排出事業者への抑制指導強化

一定規模以上のごみを排出する事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量等に関する計画書の作成・届出など求めたりするなど、ごみの排出抑制を指導し、事業系ごみの削減を図る。

各主体の役割	【事業者】 ワンベスト運動の実施など、目標を定めてごみの排出抑制に努める。 ※ワンベスト運動とは、A4・B5判1枚に必要事項を要約し無駄な紙の抑制を図ること。
	【行政】 排出事業者への抑制指導を強化する。

2-2 Reuse（リユース）：再使用

Reuse（リユース）：再使用は、循環基本法において2番目に重要とされている取組である。

市民または事業者に対し、発生してしまった不用品の再使用方法等の情報提供を行い、再使用を啓発する。

◆ 施策2.1 フリーマーケット開催への支援

フリーマーケットは不用品の再利用に非常に有効な手段であることから、フリーマーケットが企画される場合は、開催場所の提供や開催情報の広報を行うなど、開催に向けた支援を行う。

各主体の役割	【市民】 フリーマーケットを活用する。
	【事業者】 フリーマーケットの開催企画や開催場所の提供を行う。
	【行政】 フリーマーケットへの支援として、場所の提供、広報等による市民への情報提供等を行う。

◆ 施策2.2 公共施設でのデポジット商品の販売促進

公共施設で商品販売を行う場合は、できる限りデポジット制度を利用したリターナブルビン等の再利用可能商品の販売を推進する。

また、市民に対してはリターナブルビン等やビンの回収について周知を図るとともに、事業者に対しても市民へリターナブルビン等についての情報提供などを行うよう協力を依頼する。

各主体の役割	【市民】 リターナブルビン等を利用した飲料などを購入した際は、容器の回収に協力する。
	【事業者】 デポジット制度による再利用可能商品の取り扱いをするとともに、市民に対して制度等についての情報提供を行う。
	【行政】 公共施設での商品の販売は、リターナブルビン等の再利用可能商品の販売を促進する。 市民に対してリターナブルビン等の回収について周知を図る。

2-3 Recycle (リサイクル) : 再生利用

Recycle (リサイクル) : 再生利用は、循環基本法において3番目に重要とされている取組である。再生利用するためには、ごみの中から資源化できるものを選別する必要があるため、排出段階での、市民または事業者の分別の徹底が必要不可欠である。

市民または事業者に対し、再生利用を行うための分別徹底を啓発する。

◆ 施策23 店頭回収の推進

2006年の容器包装リサイクル法改正の際には、多様な回収ルートが確保されるよう店頭回収や集団回収を促進すべきとの指針が示されており、販売店等で実施されている食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収を推進する。

事業者に対しては店頭回収の開始や実施店舗、回収品目の拡大などについて協力を依頼する。市民に対しては、店頭回収への協力を呼びかける。

各主体の役割	【市民】 店頭回収に協力する。
	【事業者】 店頭回収を実施する。
	【行政】 販売店等への店頭回収への協力を呼びかける。 販売店での店頭回収事業について、市民に協力を呼びかける。

◆ 施策24 しまねエコショップ認定制度の推進

島根県が行っている「しまねエコショップ認定制度」の存在を事業者に対して啓蒙するとともに、活用を要請する。また、市民に対してエコショップ認定店舗の優先利用を啓発する。



※エコショップとは、「余分な包装をしない」「使った容器を回収する」「再生商品の販売」等5項目のうち3項目以上を積極的に取り組む店舗を県が認定する制度です。
5項目のうち4項目以上を満たすと、ゴールドエコショップとして認定されます。

各主体の役割	【市民】 しまねエコショップ認定事業者を優先的に利用する。
	【事業者】 しまねエコショップ認定制度を活用する。
	【行政】 販売店に対して、しまねエコショップ認定制度の存在を啓蒙するとともに、活用を要請する。

◆ 施策 25 分別に関する説明会の開催

ごみのリサイクルには、適正な分別排出が不可欠である。また、異物の混入により処理施設でトラブルが発生するなど、リサイクルに限らず適正処理の観点からも分別ルールの遵守は重要である。そのため、市民または事業者に対し、分別の目的、方法等について地区単位で説明会を実施し、分別排出・分別ルール遵守の徹底を啓発する。

各主体の役割	【市民】【事業者】 説明会に参加し、正しい理解のもと分別ルールを守ってごみの分別排出に努める。
	【行政】 分別排出が徹底されるよう、分別の目的、方法等について地区単位で説明会を実施する。

◆ 施策 26 グリーン購入の実践・促進

リサイクルが促進に繋がるように、市民または事業者に対しグリーン購入・調達への啓発に努めるとともに、庁内で使用する事務用品などの調達について、本市が率先してグリーン購入の実践に努める。

各主体の役割	【市民】【事業者】 グリーン購入・調達を実践する。
	【行政】 市民、事業者へのグリーン購入・調達の啓発を進めるにあたって、庁内で使用する事務用品等について再生商品の率先利用に努める。

◆ 施策 27 新たなリサイクルの検討

これまでリサイクルを行ってきた品目とは別に、新たなリサイクルについて検討を行う。具体的には、事業所から排出される生ごみを対象に、堆肥としてのリサイクルの可能性について施設整備を含めて検討していくものとする。また、その他のリサイクルの可能性についても検討していくものとする。

各主体の役割	【市民】 新たなリサイクルが始まった際には、分別排出やリサイクル品の利用などに協力する。
	【行政】 生ごみの堆肥化等について実施可能性を検討する。

◆ 施策 28 焼却灰の有効利用促進

ごみの焼却処理の結果発生する焼却灰は、セメント原料や路盤材としてリサイクルすることで最終処分量の削減とリサイクルの推進に大きく貢献することができる。現状において、本市管内から排出される燃やすごみは民間業者に処理を委託しているが、委託先の処理施設ではセメント原料化等により資源化を行っている。焼却灰については、引き続き委託処理することをもってリサイクルを継続するものとする。

各主体の役割	【市民】 処理施設の安定稼働のため、燃やすごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 焼却処理により発生する焼却灰を、セメント原料や路盤材等としてリサイクルする。

◆ 施策 29 不燃物残渣の有効利用検討

焼却灰同様に、中間処理後の不燃物残渣についても有効活用を検討する。

各主体の役割	【市民】 処理施設の安定稼働や有効利用物の品質のため、ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 中間処理残渣の有効活用を検討する。

第4節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

本市のごみ分別収集における基本方針は、以下のとおりとする。

分別収集によりマテリアルリサイクルと適正処理の推進を図る

2. 分別収集の区分

本市の現状の分別区分は16種分別としており、容器包装廃棄物の分別収集は全て実施している。また、古紙類、金属類、衣類、板ガラスなどリサイクルを前提とした分別区分を設定しているほか、水銀使用製品である蛍光管や体温計・温度計等も別途分別区分を設定している。

分別区分については、引き続き現状の16種分別を維持していくものとする。

図表 4-4-1 ごみ分別収集の区分（家庭系）

ごみ分別区分	対象品目例	
燃やすごみ	生ごみ、皮革・繊維類、リサイクルできない紙類、草・木、その他	
資源ごみ	その他の紙類	雑がみ
	缶類（飲料用）	スチール缶、アルミ缶
	金属類	刃物類、金属が多く含まれる物、金属とプラスチックの混合物、電気製品類、刃物類、電池類（乾電池、充電式電池、ボタン電池）
	ペットボトル	飲料用ボトル
	プラスチック類	プラマークがある物、プラスチックだけでできている物
	ビン類（飲食用）	飲食用ビン
	新聞・新聞チラシ	新聞紙、新聞紙と一緒に届いた折込チラシ
	書籍・雑誌・冊子	書籍・雑誌・冊子
	ダンボール	ダンボール
	牛乳パック	紙パック
	衣類	衣類
	蛍光管・体温計	蛍光管・電球、体温計（水銀使用の体温計、温度計、湿度計、血圧計）
	板ガラス	板ガラス
埋立ごみ	陶器・ガラス製品、その他	
粗大ごみ	粗大ごみ	

3. その他分別収集の検討項目

(1) 小型家電

国においては、循環型社会形成の推進を目的として、平成24年8月3日に「使用済小型電子機器再資源化促進法」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を成立させ、平成25年4月に施行している。

小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電4品目は対象外）とし、先行的に取り組みられているシステムを活かし、それが安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしている。そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっている。

本市の分別区分では、小型家電は「金属類」でその他の金属類と一緒に分別収集されており、小型家電だけの分別収集はしていないが、他自治体の先行事例における小型家電の回収方法としては、分別収集以外にもボックス回収（拠点回収）、ピックアップ回収など地域の実情に合わせて様々な方法が導入されている。

本市において、小型家電は一部を民間業者に引き渡しているが、現時点では認定事業者は県外事業者（中国地方では広島県、岡山県）のみである。法に基づく引き渡し（再資源化）は行っていない。なお、今後については、現在小型家電回収の認定事業者において島根県が登録されているため、処理方法を含めて検討を行うものとする。

(2) ボタン電池及び乾電池

今後施行される「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下「水銀汚染防止法」）に基づき、水銀の使用用途等が制限されることから、水銀使用製品の多くがごみとして排出されることが予想されている。国においても「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（平成27年12月）」を策定、公表しており、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計を主な対象として水銀使用廃製品の適正回収を推進している。

水銀汚染防止法では、第17条において「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と市町村の責務を規定している。

本市の分別区分では、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計は「蛍光管・体温計」の分別区分で既に分別回収している。

ボタン電池は「金属類」の分別区分で乾電池や小型家電、その他の金属類と一緒に分別収集して単独での分別収集はせず、処理施設で手選別をしたうえで資源化業者に引き渡している。ボタン電池については、業界団体による自主回収対象になっており、市町村の分別収集以外にも回収ルートが存在するため、ごみとしての排出状況を踏まえながら必要に応じて分別収集を検討するものとする。

また、乾電池についても、古い乾電池や海外製の乾電池にも水銀が使用された製品が存在しており、水銀が使用されていない乾電池との区別が難しいことから、水銀の使用、不使用にかかわらずできるだけ「乾電池」という区分でまとめて分別回収することが望ましいとされている。そのため、ボタン電池と併せて検討を行うものとする。

第5節 収集運搬計画

1. 収集区域の範囲

計画収集区域は、引き続き本市行政区域の全域とする。

2. 収集運搬体制

本市では、家庭系ごみは全て委託業者による収集運搬としている。燃やすごみについては、清瀬クリーンセンターの積替え施設で大型車両に積み替えた後に民間業者の施設へ運搬し、委託による処理を行っているが、大型車両による中継運搬についても委託している。

収集運搬体制については、分別区分ごとの収集頻度等も含め、今後も現状の体制を継続するものとする。

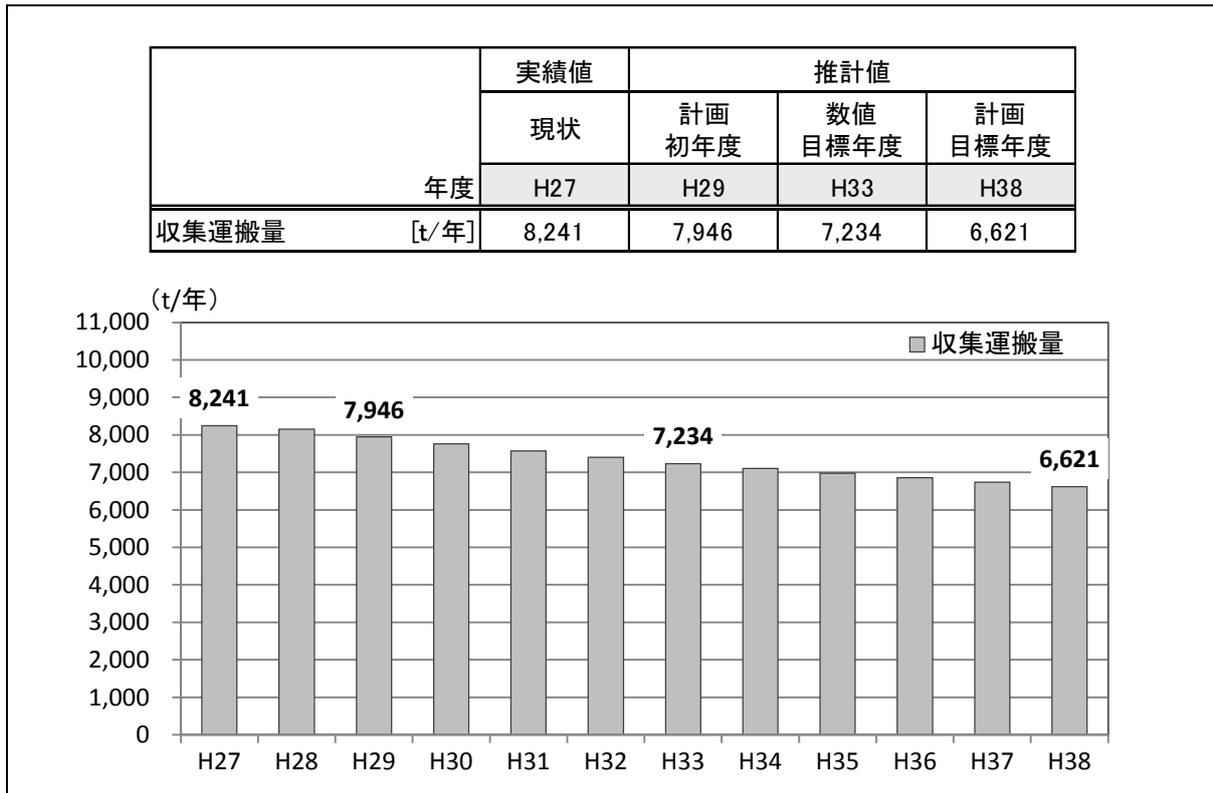
図表 4-5-1 ごみ分別区分ごとの収集頻度等（家庭系）

ごみ分別区分		指定袋等	収集頻度	曜日等		収集運搬 形態
				A地区	B地区	
燃やすごみ		指定袋（黄）	週2回	月木	火金	委託
資源 ごみ	プラスチック類	指定袋（無色）	週1回	水		委託
	その他の紙類		月2回	第1・3水	第2・4水	委託
	ダンボール		月1回	第3火	第1木	委託
	缶類（飲料用）	指定袋（無色）		第1火	第3木	
	ビン類（飲食用）	指定袋（無色）				
	ペットボトル	指定袋（無色）		第2火	第4木	委託
	新聞・チラシ			第4火	第2木	委託
	金属類	指定袋（無色）				
	書籍・雑誌・冊子					
	牛乳パック					
	衣類		随時 （リサイクルステーション）			委託
	蛍光管・体温計					
板ガラス						
埋立ごみ	指定袋（無色）	月1回	第2火	第4木	委託	
粗大ごみ	収集券の貼付	申込制戸別収集 (1世帯年2回/1回3個まで)			委託	

3. 収集運搬の量

収集運搬量の見込みは図表 4-5-2 に示すとおりである。

図表 4-5-2 収集運搬量の見込み量



4. 収集運搬に関する施策

収集運搬に関する施策の体系

- 施策 1 ごみ集積場における鳥獣対策
- 施策 2 ふれあい収集事業
- 施策 3 廃棄物集積場設置整備費補助事業
- 施策 4 インターネットを活用した粗大ごみ回収申込受付
- 施策 5 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可方針
- 施策 6 ごみ処理有料化の検討

◆ 施策 1 ごみ集積場における鳥獣対策

燃やすごみの収集については、犬、猫、カラス等の鳥獣による集積場の散乱が懸念される。ごみ収集はできるだけ早期に完了するよう努めるものとする。また、自治会等と連携し、ごみの時間外排出の抑制やネット等を用いた対策の実施などについても強化を図るものとする。

各主体の役割	【市民】 夜間からの排出や収集後の排出は行わない。
	【行政】 ごみ収集は早急に行い、集積場にごみが堆積する時間をできる限り短くする。

◆ 施策2 ふれあい収集事業

介護が必要な高齢者や身体障がい者など、ごみ出しが困難な市民にとって集積場によるごみの収集は負担が大きい方式である。また今後は、高齢化の進行等によりこうした市民の増加が予想されるため、ごみ出しが困難な市民への支援制度の整備に努める。

各主体の役割	【市民】 ごみ出しが困難な市民に対しては、地域住民で相互に協力しごみ出しに協力する。
	【行政】 介護が必要な市民や障害を持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について調査する。

◆ 施策3 廃棄物集積場設置整備費補助事業

家庭から排出される廃棄物を各自治会で適正に管理し、分別収集によるごみの再資源化の促進と収集業務の円滑化及び環境美化を図ることを目的として、地区内でごみ集積場を設置または整備する場合、その経費の1/2を補助する制度を設けている。

補助金の交付要件は次のとおりとしており、今後も制度を継続する。

廃棄物集積場設置整備補助金の交付要件	
①	自治会内で原則として隣接する5世帯以上の集合体ごとに1施設
②	ごみの収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置され、ごみ収集作業の効率化に資するもの
③	構造が屋根付きで、かつ、網などにより周囲が囲まれているもので、その1辺が開閉になっており、耐久性があるもの
④	設置費用の合計額が1万円以上のもの
※交付限度額は、最高15万円として集積場を利用する世帯数により変動する。	

各主体の役割	【市民】 環境美化および収集作業の効率化に資するため、集積場の適切な維持管理に努める。
	【行政】 ごみ収集の効率化や環境美化の推進のため、今後も制度を維持する。

◆ 施策4 インターネットを活用した粗大ごみ回収申込受付

市民の利便性を考慮し、粗大ごみの回収申込についてはホームページから申込を受け付けている。引き続きインターネットを利用した申込受付制度を継続する。

◆ 施策5 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可方針

一般廃棄物処理業（収集運搬業）に関する許可は、ごみの排出状況と現状における収集運搬許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものである。今後も本計画をもって、引き続きごみの減量化に取り組んでいくため、一般廃棄物処理業（収集運搬業）に関する許可については、原則として現状を維持し新たな許可は行わないものとする。

ただし、個別の事情により、再資源化を目的とした一般廃棄物や本市において処理することが困難な一般廃棄物が発生する場合には、一定の基準に基づき、収集運搬できる品目を限定した許可に限って、その可否を決定する。同様に、一般廃棄物の処理業に関することについてもその可否を検討することとする。

◆ 施策6 ごみ処理有料化の検討

本市が、燃やすごみ、資源ごみの一部品目、埋立ごみの排出に導入している指定袋制では、袋の料金はごみ処理費用の一部を料金に含んでいる。

今後は、市民のごみ処理に対する意識向上やごみ減量効果など経済性を含めたごみ処理手数料の改定について検討の可否を行っていくものとする。

第6節 中間処理計画

1. 中間処理体制

(1) 可燃ごみ処理

燃やすごみについては、平成18年度までは本市が管理している清瀬クリーンセンターにおいて焼却処理を行っていたが、平成19年度以降は、清瀬クリーンセンターでの処理は老朽化対策費用がかさむことから、費用対効果の検証を経たうえで広域化処理の条件整備までの暫定措置として民間業者への委託による処理を選択している。委託処理の開始にあたって、清瀬クリーンセンターに積替え施設を整備し、委託先の処理施設までは大型車による運搬を行っている。

今後の可燃ごみ処理の検討を進めるにあたり、可燃ごみの適正処理は、安全で安定的な運営が何よりも重要であり、慎重に進めていく必要があることから、引き続き、市民の利益を最優先に考え、処理経費及び長期的な安定処理の観点から、調査・検討を行うものとする。

(2) 資源ごみ・粗大ごみ処理

資源ごみ及び粗大ごみについては、高尾クリーンセンターにて粗大ごみ及び金属類の破碎選別処理及びビン類の選別処理、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）にて缶類の選別圧縮処理を行っている。これらの施設はいずれも建設から20年以上経過しており、効率的な施設運用の観点からは、耐用年数や立地を考慮したうえで集約化することが望ましいと考えられる。

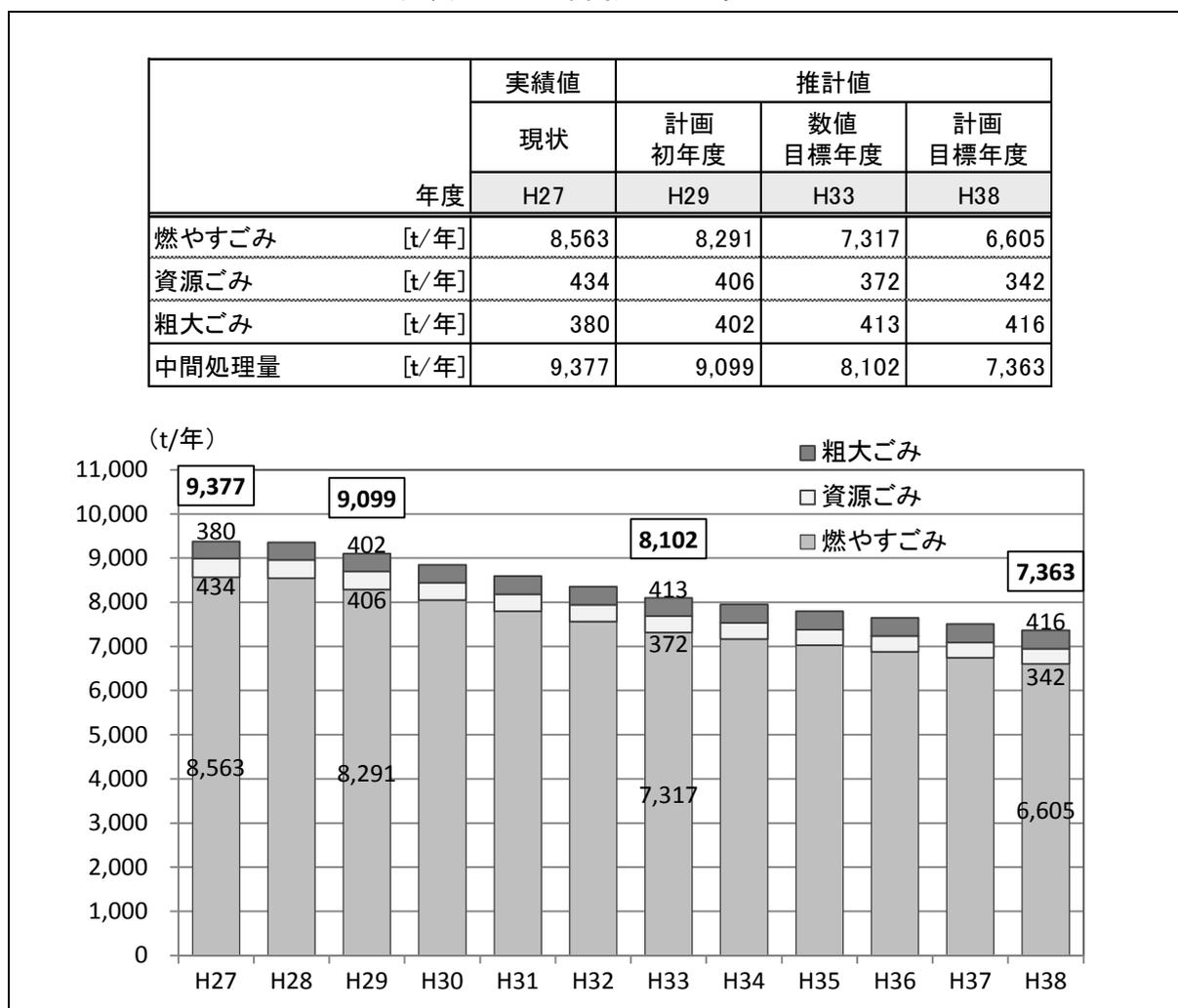
一方で、資源ごみ・粗大ごみの中間処理を行っている施設に伯太一般廃棄物最終処分場を加えた3つの施設では、一部のごみを除き市民のごみ直接搬入の受入施設となっているほか、一部の資源ごみについて資源化業者に引き渡しを行うまでの保管施設として稼働している。

施設集約によって維持管理の面では効率化が図れると考えられるが、市民の利便性が損なわれること等を考慮し、資源ごみ・粗大ごみの処理体制は、引き続き現状の体制を維持するものとする。

2. 中間処理の量

中間処理量の見込みは図表4-6-1に示すとおりである。

図表4-6-1 中間処理量の見込み



3. 中間処理に関する施策

中間処理に関する施策の体系

施策1 燃やすごみの委託処理

施策2 伯太ストックヤードの活用

施策3 処理施設の適正管理

施策4 新たなリサイクルのための施設整備検討

◆ 施策1 燃やすごみの委託処理

燃やすごみは、現在、民間業者への委託によって焼却処理し、衛生的に減容化を図るとともに処理残渣となる主灰や飛灰についてはセメント原料等として再資源化している。

引き続き、民間業者への委託による処理を行い、減容化、再資源化を図っていくものとする。

各 役 主 割 体 の	【行政】 適正な処理、資源化が行われるように委託業者の受入基準を遵守する。
----------------------------	--

◆ 施策2 伯太ストックヤードの活用

広瀬一般廃棄物最終処分場は残余容量が少なくなっており、埋立完了の時期が近づいている。埋立完了によって、広瀬一般廃棄物最終処分場では埋立処分を行うことができなくなり、不燃ごみ等の直接持込やその他のごみも含めた受入体制等に見直しが必要となる。

これを受け、広瀬一般廃棄物最終処分場の機能の一部移転措置として、伯太一般廃棄物最終処分場にストックヤードを整備し、埋立物や資源物の保管において活用を図るものとする。

なお、ストックヤードの整備は約90m²の規模で平成29年度に行う計画としている。

各 役 主 割 体 の	【行政】 ストックヤードの活用が効率的に実施できる運用体制とする。
----------------------------	--------------------------------------

◆ 施策3 処理施設の適正管理

粗大ごみや缶類、ビン類などの資源ごみは処理施設で破碎や選別、圧縮などの処理をしたうえで資源物の回収等を行っている。

安定した資源物の回収を行うため異物が混入しないよう分別徹底の推進に努めるとともに、施設での設備トラブル等を防ぐため計画的な施設の保守管理を行う。また、燃やすごみについても、委託先の処理施設において安定した処理が行えるように、異物の混入をできるだけ減らし、分別徹底の推進に努めるものとする。

各 主 体 の 役 割	【市民】 処理施設の安定稼働や有効利用物の品質のため、ごみに異物を混ぜないように分別を徹底する。
	【行政】 施設の適正管理及び分別徹底の推進に努める

◆ 施策4 新たなリサイクルのための施設整備検討

本市では、古紙類、缶類、ビン類、金属類、容器包装プラスチック、ペットボトル、衣類のほか、古紙類以外のざつ紙類や容器包装プラスチック以外のプラスチック、板ガラスなど様々なごみを資源物として回収している。

現状においても多くのリサイクルに取り組んでいるが、今後、資源循環をより一層推進するため、新たなリサイクルとして、生ごみなどを対象としたリサイクルの実施について検討する。

生ごみ
生ごみは燃やすごみ中の15%程度を占めている。生ごみは水分を多く含むごみであり、水分は焼却処理において余分なエネルギーを必要とする要因となる。一方で、分別して堆肥化することで、ごみ排出量削減、焼却効率の向上、堆肥としての活用が可能である。

第7節 最終処分計画

1. 最終処分体制

本市が管理・運営している最終処分場は、広瀬一般廃棄物最終処分場、伯太一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター穂日島の3施設である。クリーンセンター穂日島には現在ごみの搬入は行っておらず、また、伯太一般廃棄物最終処分場は直接搬入された不燃ごみなど一部のごみの埋立に止まっており、現状における主な最終処分施設は広瀬一般廃棄物最終処分場である。

最終処分場は容量に限りのある施設であり、新たな施設整備にも時間を要するため、長く使っていく必要がある一方で、埋立完了後の跡地利用も期待できる施設である。また、広大な最終処分場は維持管理に労力や費用を要するため、埋立が完了しないまま3つの最終処分場を長期間に渡り維持管理することは非効率的な体制であると言える。

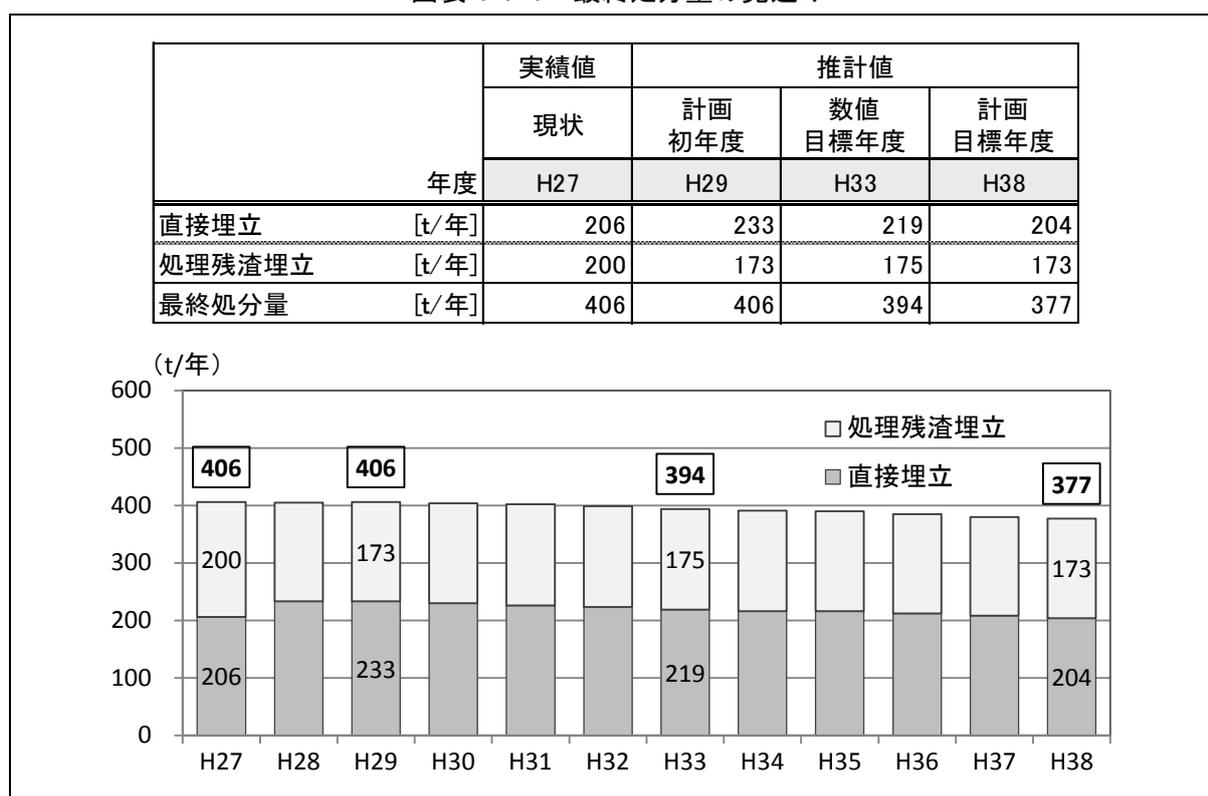
広瀬一般廃棄物最終処分場は3施設の中では最も規模が小さいことから、維持管理の観点からも優先的に埋立を完了させる施設とし、今後の最終処分体制としては現状の広瀬一般廃棄物最終処分場への集中的な埋立を継続する。また、広瀬一般廃棄物最終処分場の埋立完了後は、次に施設規模の小さい伯太一般廃棄物最終処分場を優先的に埋め立てるものとする。

2. 最終処分量

最終処分量の見込みは図表4-7-1に示すとおりである。

これまでの取組によって本市管内から排出されたごみの最終処分量は大きく削減されており、今後は横ばいで推移する見込みである。

図表 4-7-1 最終処分量の見込み



3. 最終処分に関する施策

最終処分に関する施策の体系

施策 1 埋立対象物の削減

施策 2 最終処分場の適正管理

◆ 施策 1 埋立対象物の削減

本市では16種分別の導入及び燃やすごみ委託処理業者による焼却残渣の資源化（セメント原料化等）により、最終処分場への埋立対象量を大きく削減している。

しかしながら、最終処分場の容量は有限であり、有効に使用していく必要があることから、引き続き燃やすごみの委託処理による資源化を行うとともに、ごみの排出抑制や分別徹底、リサイクルの啓発に努め、埋立対象物の最小化を推進していくものとする。

各主体の役割	【市民】【事業者】 積極的なごみの減量や分別徹底を行い、最終処分場の延命化に協力する。
	【行政】 市民、事業者の処分場延命化に対する意識啓発・協力を推進するため、最終処分場の役割や現状などについて情報発信する。

◆ 施策 2 最終処分場の適正管理

最終処分場は廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理が必要であり、埋立終了後も浸出水や埋立物の状態が廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合するまで維持管理が必要となる。

よって、引き続き、廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとする。

各主体の役割	【行政】 廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を行い、施設周辺地域の環境保全に努める。
--------	---

第8節 その他の計画及び施策

その他の計画及び施策の体系

1. 適正処理に関する施策	施策1 不法投棄対策 施策2 在宅医療廃棄物対策 施策3 周辺環境のモニタリング結果等の公表 施策4 水銀使用製品の適正排出の啓発
2. その他の施策	施策5 災害廃棄物対策 施策6 ボランティア清掃ごみ回収支援 施策7 地球温暖化防止対策 施策8 廃棄物処理施設整備基金

1. 適正処理に関する施策

◆ 施策1 不法投棄対策

不法投棄は、環境美化や有害物質の拡散防止の側面からも防止することが重要である。不法投棄に対しては、配布用の啓発看板を作成して市民や自治会に活用してもらうほか、市民を主体とした日常的な監視パトロールを実施するなど、市民と連携した「ごみを投棄しにくい環境作り」を進める。また、本市においても、監視カメラや防止看板の設置、パンフレットの配付による啓発を行う。

各主体の役割	【市民】【事業者】 ごみは分別ルールに従い決められた場所に排出し、ポイ捨て・不法投棄をしない。 また、不法投棄を発見した場合は、本市や警察に通報する。
	【行政】 監視パトロールの実施や監視カメラの設置、通報体制の整備等、監視体制を強化するとともに、警察等の地域に根ざした諸団体と連携した監視体制の仕組みづくりについても検討を行う。

◆ 施策2 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行に伴って、近年では国においても在宅医療の推進が行われ、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれている。在宅医療廃棄物の中には注射針など危険なごみも含まれており、他の自治体では注射針がごみ分別作業者に刺さる事故の事例もあるなど、適正な処理が必要とされている。

本市では、在宅医療廃棄物の取り扱いは次のとおりとする。また、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正処理を推進する。

①注射針等鋭利なもの及び血液が付着したもの

感染の危険があることから、医療機関等を通じて専門業者による回収・処理とする。

②上記以外のもの（鋭利でないもの、非感染性のもの）

一般廃棄物として本市が処理を行う。

各 主 体 の 役 割	【市民】 安全上特に問題のある在宅医療廃棄物は、医療機関を通じて専門業者に引き渡す。
	【事業者】 医療機関や薬局等の医療関係事業者は、医療処置を行う市民に対し、安全かつ適切に廃棄物の排出を行うことができるように必要な情報提供や指導を行う。
	【行政】 市民が在宅医療廃棄物について適切な処理を行えるように、情報提供・意識啓発を行う。

◆ 施策3 周辺環境のモニタリング結果等の公表

本市の一般廃棄物処理施設維持管理状況については、本市HPより閲覧が可能である。また、維持管理記録簿は毎月更新している。今後も継続し、広く市民に公表する。

◆ 施策4 水銀使用製品の適正排出の啓発

水俣病で知られる水銀汚染は、我が国にとどまらず途上国においても大きな問題となっていることを背景に、国連環境計画（UNEP）では国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書を制定するため「水銀に関する水俣条約」（Minamata Convention on Mercury）が合意された。

我が国においても、水銀に関する水俣条約を締結したことを受け、水銀汚染防止法が公布され、これに合わせて、廃棄物処理法や大気汚染防止法も順次改正されることとなっている。

水銀汚染防止法では、市町村に対して水銀使用製品の適正回収を責務として規定しており、本市においても対応が必要となる。

主要な水銀使用製品としては、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計・温度計・血圧計が挙げられているが、本市においてこれらは基本的に資源ごみとして主にステーション収集している。しかし

ながら、ごみ排出時に破損があった場合は水銀の飛散へと繋がる。また、市民等が使用もせず廃棄もせずに保持されているもの（退蔵品）の存在が想定される。さらに、水銀使用製品が可燃ごみに混入してしまうことで、焼却施設の排ガスから水銀が飛散することとなる。

従って、分別の徹底と排出時の取扱いの周知徹底を推進するとともに、法規制について住民周知を図り、退蔵品等の適正な回収を行うことが必要である。

各主体の役割	【市民】 タンスや倉庫に眠る退蔵品を改めて確認し、燃やすごみや埋立ごみに混入することがないように適切に分別排出する。
	【行政】 法規制について周知を図り、家庭や事業所の退蔵品が適切に分別排出されるよう啓発を行う。

◇水銀使用製品(使用せずに保持しているもの(退蔵品)も含む)の分別

品目	概要	分別区分
電池	・ボタン電池は、アルカリボタン電池など無水銀化されているが、空気亜鉛電池はほぼすべて水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対する回収、さらに退蔵品の回収が必要	資源ごみ(金属類)として分別収集している。 資源ごみ(蛍光管・体温計)として分別収集している。
蛍光管	・蛍光管1本あたり6mgの水銀が使用されている。 ⇒家庭、事業所からの廃棄に対し、確実な回収を進めることが必要	
水銀体温計	・1本あたり約1.2g程度の水銀が使用され、蛍光管約200本分に相当する。 ⇒家庭における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀温度計	・1本あたり約3.7g程度の水銀が使用され、蛍光管約620本分に相当する。 ⇒農業者における退蔵品の回収を進めることが必要	
水銀血圧計	・1台あたり約48gの金属水銀が使用され、蛍光管約8,000本分に相当する ⇒主に医療系であるが、家庭での使用も懸念され、退蔵品の回収が必要	

資料:環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン(H27.12)

2. その他の施策

◆ 施策5 災害廃棄物対策

災害時に発生する一般廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多いため、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要である。また、状況に応じて県、近隣市町、関係業者へも応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことが必要となる。

本市においては、平成28年5月に「安来市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてごみの処理体制を構築するものとする。

各主体の役割	【市民】【事業者】 災害時はごみの速やかな回収のため本市等が行う収集運搬や適正処理に協力する。
	【行政】 災害廃棄物を安全かつ迅速に収集し、処理するための体制を構築する。

◆ 施策6 ボランティア清掃ごみ回収支援

市内の環境美化のため、市民団体や自治会等で道路や河川など公共の場所をボランティアで清掃した場合に、集めたごみの回収支援を行う。

各主体の役割	【市民】 市民団体や自治会等が行うボランティア清掃に積極的に参加する。
	【行政】 市民のボランティア清掃ごみの回収を行う。また、ボランティア清掃が実施しやすいよう回収支援について周知を図る。

◆ 施策7 地球温暖化防止対策

ごみ処理施設の稼働や収集運搬車両の運行など、廃棄物処理分野においても燃料や電力の使用に起因して温室効果ガスが排出されている。

持続可能な社会を構築していくうえでは、ごみ処理を行う過程においても何らかの対策を講じていく必要がある。そのため、以下に示す施策の実施等を通じ、地球温暖化の防止を推進していくものとする。

①マイバッグ持参・レジ袋削減

原料が石油製品であるレジ袋を削減することで、石油消費量の削減が可能であるため、マイバッグ持参運動を推進する。

②生ごみの減量・水切り

燃やすごみの水分が多い場合、施設での処理時に水分蒸発のために助燃剤が必要になる。そのため、生ごみの水切りや、堆肥化等による燃やすごみへの混入量低減などを推進する。

◆ 施策8 廃棄物処理施設整備基金

廃棄物処理施設の建設、改修及び解体費用に充てるため、基金の積み立てを行うものとする。本市では条例（平成21年12月22日 条例第34号）により安来市廃棄物処理施設整備基金を設置している。

第 5 章

生活排水処理基本計画

第1節 水環境、水質保全に関する状況

1. 水環境

本市は、北部が全国5位の広さを持つ汽水湖である中海と接している。中海は島根県と鳥取県にまたがって位置し、漁場や渡り鳥の飛来地になっているほか、観光資源やレクリエーション等の憩いの場としても重要な役割を担っている。

本市を流れる主要な河川としては、斐伊川水系に属する飯梨川、伯太川、吉田川が挙げられ、飯梨川上流には布部ダム、山佐ダムが存在する。これらの主要河川は市域を南北に流下し、中海に直接流入している。また、これらの河川以外にも複数の小河川が中海に流下している。

2. 水質保全の状況

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれ、水質等の保全に向けた施策を実施していくための目標値として環境基準が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準では、河川、湖沼及び海域について、基準値とその適用を受ける水域のあてはめが類型指定によってなされており、本市管内では河川の類型指定を受ける水域は無く、隣接する中海に湖沼の類型「A」及び「Ⅲ」が指定されている。

本市では、水質保全の状況確認として、定期的に市内の複数河川で水質測定を実施している。このうち、河川の水質汚濁の主な指標であるBODは、河川A類型の環境基準（参考）と比較して同等程度の水質を維持している。一方で、中海の環境基準は達成されていない状況にある。

第2節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の流れ

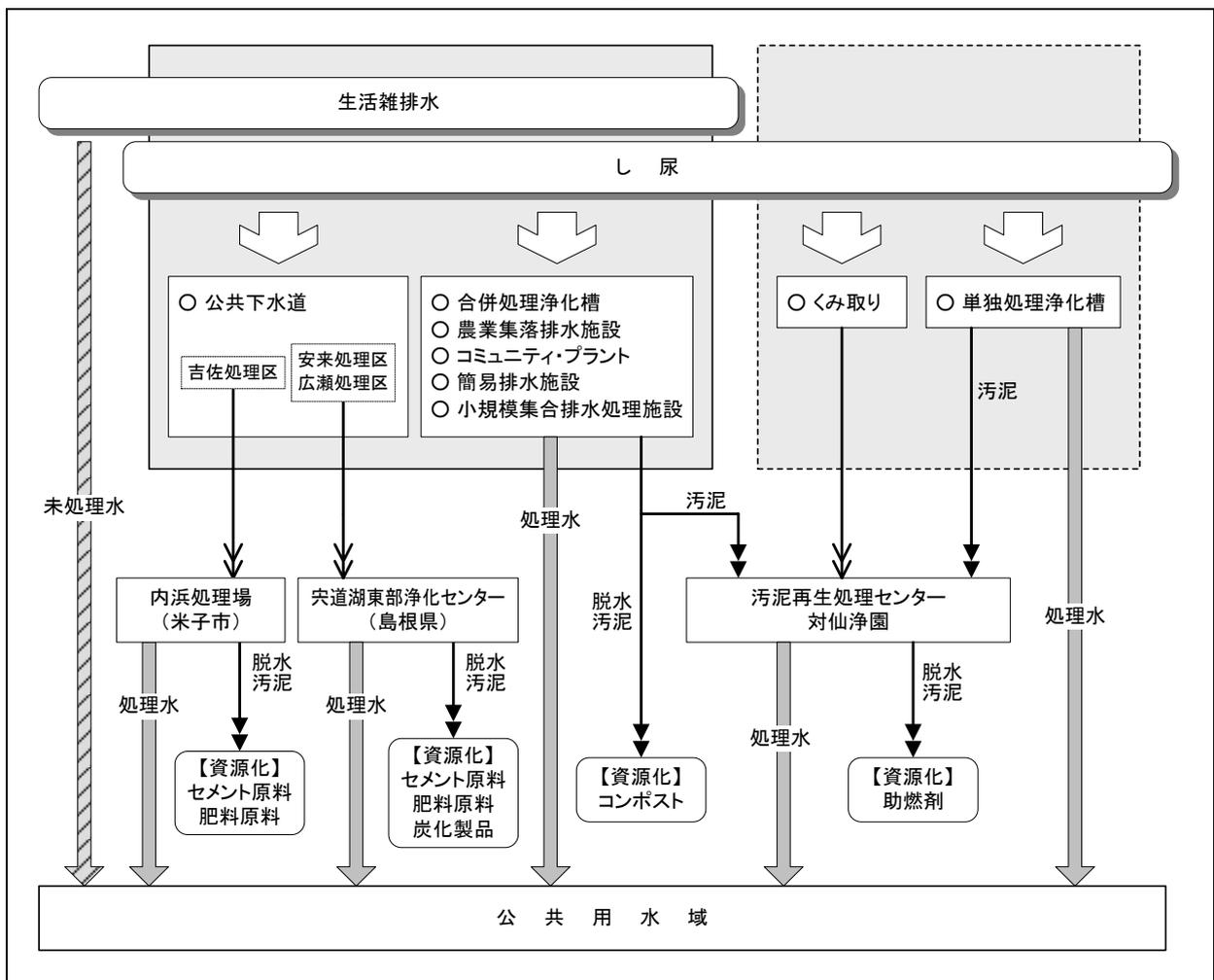
本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図表5-2-1に示すとおりである。

合併処理浄化槽を設置している世帯または公共下水道、農業集落排水及びその他の集合処理施設に接続している世帯ではし尿と合わせて生活雑排水が処理されている。また、本市にはくみ取り便槽または単独処理浄化槽の世帯も存在しており、これらの世帯ではし尿のみが処理され、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に放流されている。

公共下水道は本市内に3処理区を整備しており、安来処理区及び広瀬処理区は島根県が管理する宍道湖東部浄化センター、吉佐処理区は米子市が管理する内浜処理場に接続しており、し尿及び生活雑排水は接続先の施設で適正に処理されている。

くみ取り便槽の世帯等から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽で発生する汚泥は、本市が管理・運営している汚泥再生処理センター「対仙浄園」で適正に処理している。

図表 5-2-1 生活排水処理の流れ



2. 生活排水処理施設整備の状況

本市においては、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、簡易排水施設による集合処理及び合併処理浄化槽による個別処理によって生活排水の処理を行っており、その施設整備の概要は次に示すとおりである。

(1) 公共下水道

公共下水道については、3つの処理区にて整備を行っている。このうち、吉佐処理区及び広瀬処理区は平成27年度末までに整備を終了しており、継続して整備を行うのは安来処理区である。

図表 5-2-2 公共下水道整備事業の概要（平成 27 年度末時点）

処理区	安来 (流域関連)	吉佐 (単独)	広瀬 (特定環境保全)
計画処理人口	19,800 人	250 人	3,500 人
全体計画	745.0 ha	25.3 ha	131.5 ha
認可計画	600.3 ha	24.0 ha	131.5 ha
整備済面積	463.4 ha	16.6 ha	118.9 ha
事業状況	継続	整備終了	整備終了

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、12地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-3 農業集落排水施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	井尻	赤屋	横屋	峠之内	母里・古市	安田
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了
地区	布部	宇賀荘	大塚	能義	吉田	西比田
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントについては、1地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-4 コミュニティ・プラントの概要（平成 27 年度末時点）

地区	福頼団地
事業状況	整備完了

(4) 小規模集合排水処理施設

小規模集合排水処理施設については、3地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-5 小規模集合排水処理施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	日次	布部中学校周辺	西谷
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了

(5) 簡易排水施設

簡易排水施設については、5地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-6 簡易排水施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	仲村	寸次	与一畑	守合	粕原
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

(6) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、合併以前の平成 8 年から設置整備を行っている。近年では毎年 40 基程度の整備を行っており、これまでの累計整備基数は 871 基となっている。

図表 5-2-7 合併処理浄化槽の整備計画の概要

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
各年度整備基数（基）	1	9	9	0	13	0	24	109	117	80
累計整備基数（基）	0	10	19	19	32	32	56	165	282	362
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
各年度整備基数（基）	69	69	61	52	52	28	47	50	46	35
累計整備基数（基）	431	500	561	613	665	693	740	790	836	871

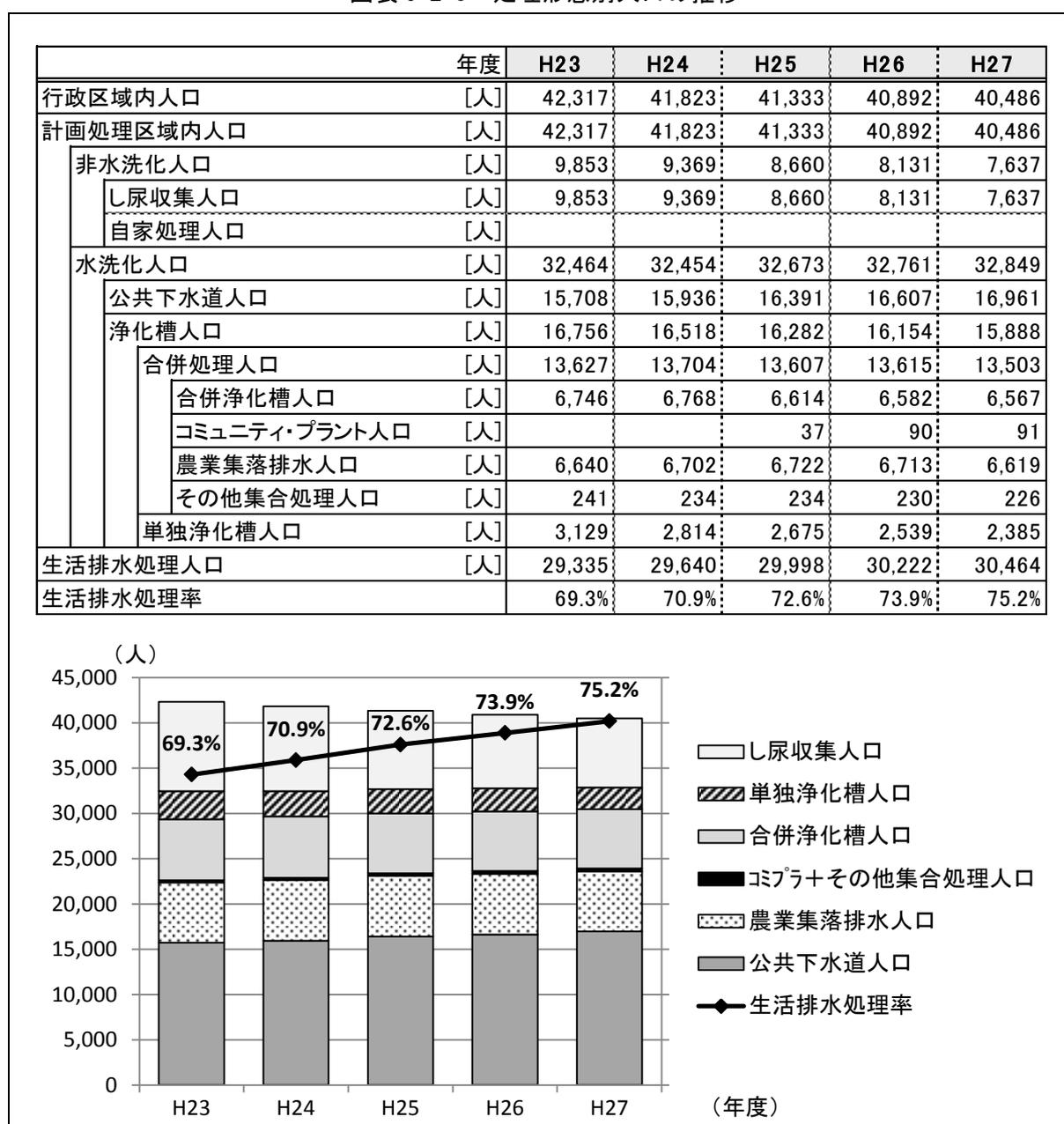
3. 処理形態別人口

本市における過去5年間の処理形態別人口の推移は図表5-2-8に示すとおりである。

平成27年度においては、計画処理区域内人口40,486人のうち、公共下水道による処理人口は16,961人で概ね40%を占めている。また、農業集落排水及び合併処理浄化槽による処理人口が共に6,500人程度となっているほか、コミュニティ・プラントやその他の集合処理施設による処理人口もわずかにあり、平成27年度における生活排水処理率は75.2%となっている。

一方、残りの概ね25%となる10,022人が単独浄化槽またはし尿収集による処理であり、風呂、台所、洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっている。

図表 5-2-8 処理形態別人口の推移



4. 収集運搬の状況

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は許可業者3者、浄化槽汚泥は許可業者3者による体制で行っている。なお、浄化槽清掃については、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が併せて実施している。

図表 5-2-9 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

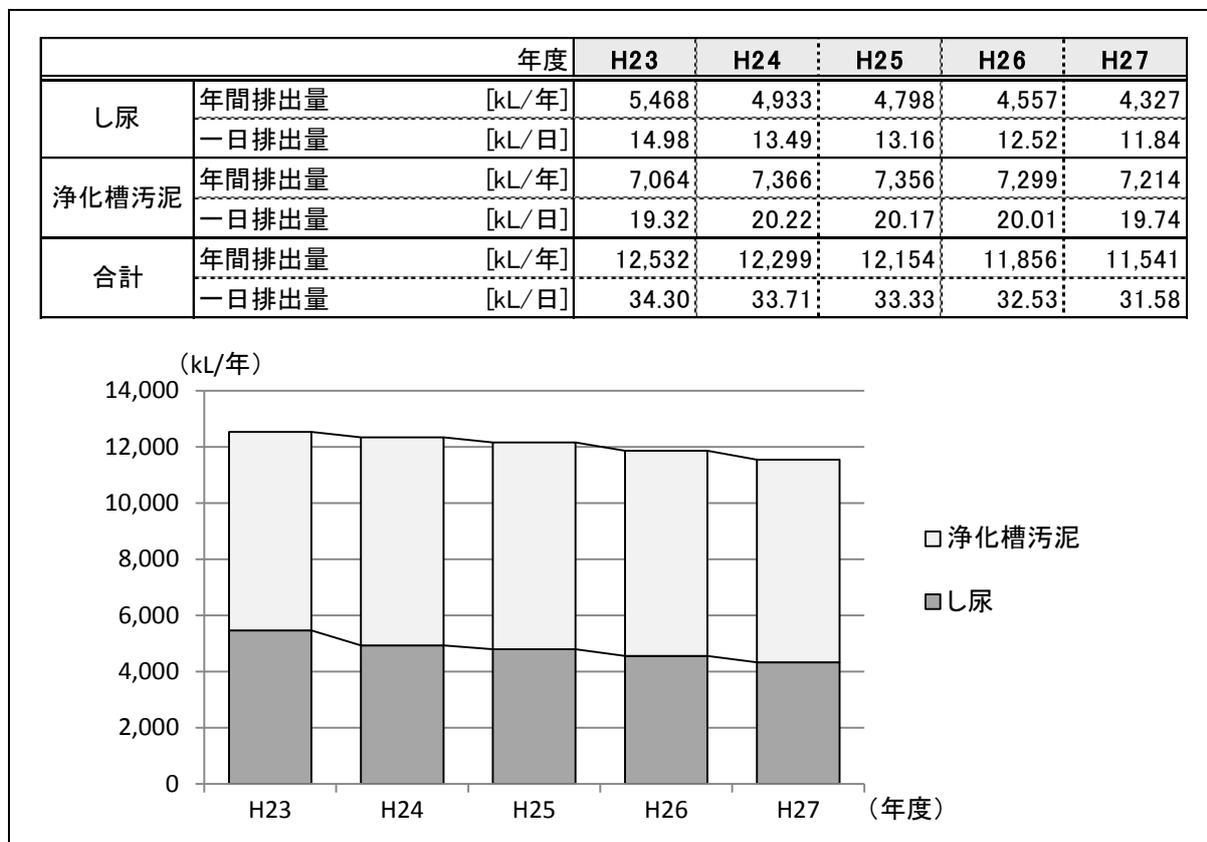
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（3者）	許可業者（3者）
収集運搬車両	バキューム車8台	バキューム車8台

(2) 収集実績

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、図表5-2-10に示すとおりである。

全体の収集量は、公共下水道の普及により減少傾向となっている。浄化槽汚泥は下水道処理区域外への合併浄化槽設置もあるため概ね横ばいとなっているが、し尿の収集量は大きく減少している。

図表 5-2-10 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



5. 中間処理・資源化・最終処分の状況

(1) 中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制により収集し、安来市対仙浄園汚泥再生処理センター（以下「対仙浄園」という。）にて適正に中間処理している。また、農業集落排水施設やその他の集合処理施設で発生している汚泥の一部についても対仙浄園に搬入し中間処理を行っている。

対仙浄園は平成元年8月にし尿処理施設として整備した施設であるが、施設の老朽化や処理対象物の量や性状の変化などに対応するため、平成24年度に汚泥再生処理センターとしてリニューアルしている。

図表 5-2-11 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設概要

施設名称	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター
所在地	安来市東赤江町 871 番地
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	36 kL/日 （し尿：12.9 kL/日 浄化槽汚泥：23.1 kL/日）
竣工	平成 25 年 3 月

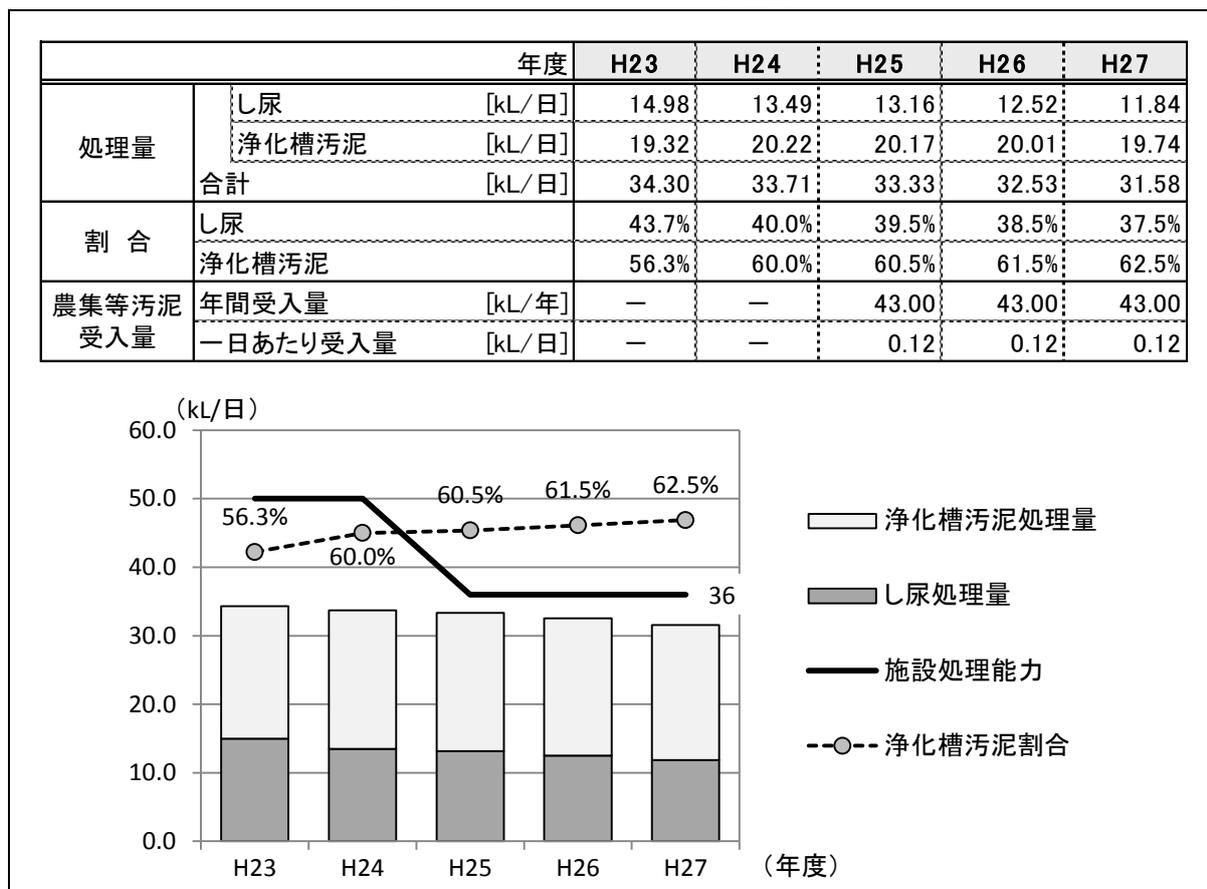
(2) 中間処理量の実績

対仙浄園での中間処理量の実績は図表 5-2-12 に示すとおりである。

各世帯等から収集したし尿及び浄化槽汚泥に加え、対仙浄園が汚泥再生処理センターに転換した平成25年度からは、農業集落排水施設の一部の汚泥を受け入れて併せて処理している。

施設処理能力36 kL/日に対し、実績では概ね32 kL/日で処理を行っており、施設稼働率は約90%となっている。

図表 5-2-12 し尿等の中間処理量の実績



(2) 資源化・最終処分の状況

対仙浄園の処理工程から発生する汚泥は、脱水して助燃剤として有効利用しており、し渣と併せてごみ焼却施設に搬入している。

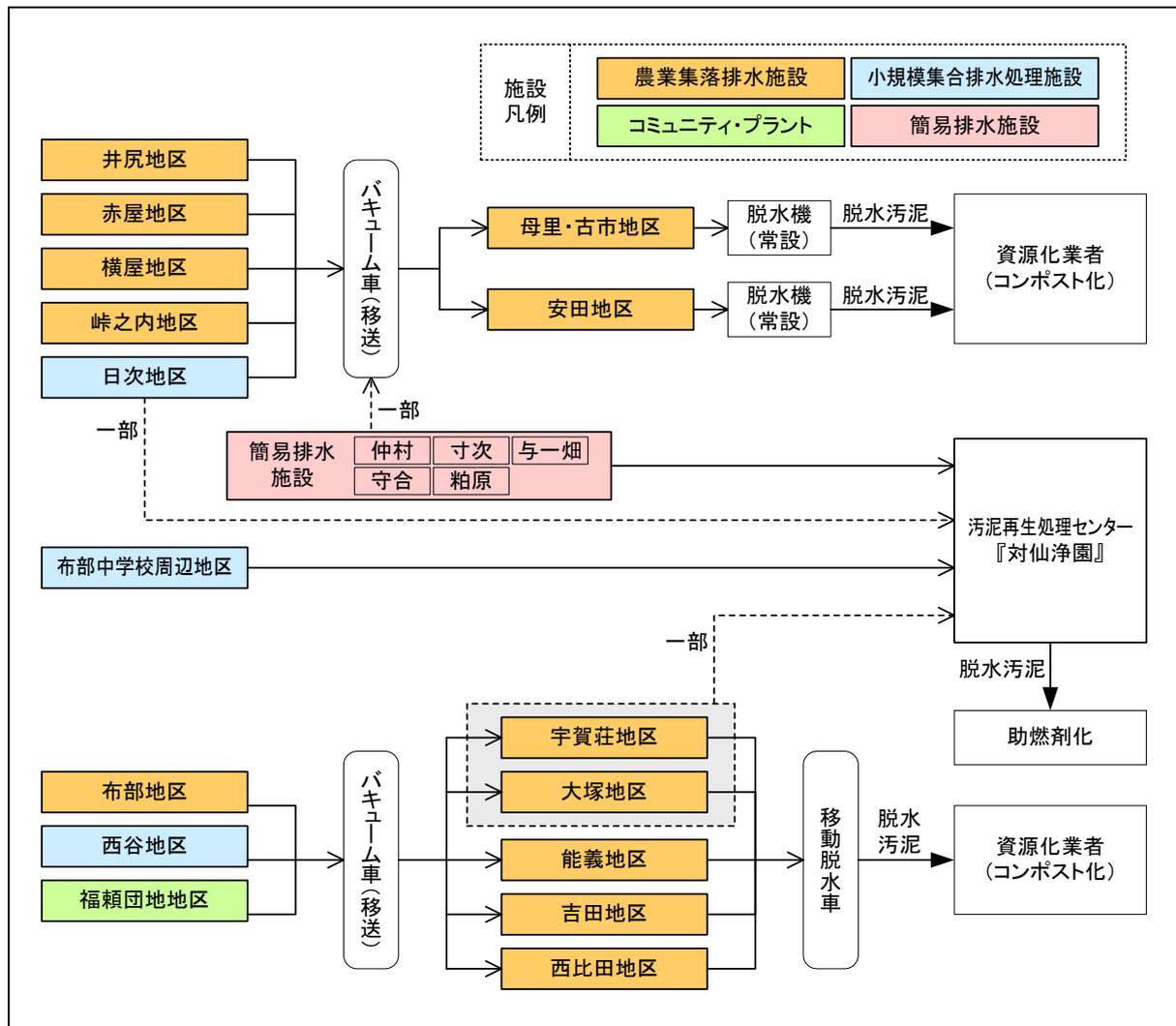
また、農業集落排水施設の汚泥については、施設に付設する脱水機または移動脱水車にて脱水汚泥としたのちに資源化業者に引き渡し、コンポストとして有効利用している。

なお、公共下水道による処理工程で発生する汚泥については、島根県においてセメント原料、肥料原料、炭化製品など様々な資源化が実施されている。

図表 5-2-13 資源化量・最終処分量の実績

		年度	H23	H24	H25	H26	H27
対仙浄園	処理残渣搬出量	[t/日]	147	363	229	230	241
	資源化量	[t/日]	5	52	229	300	241
	【処理残渣の処理内訳】						
	施設内焼却量	[t/日]	211				
	施設内焼却の残渣埋立量	[t/日]	34				
	焼却施設搬入量	[t/日]	113	7	28	30	30
	その他の処理量	[t/日]		356	201	200	211
農集汚泥 処理量 (脱水処理)	安来地区	[kL/年]	713.50	802.50	928.00	984.30	1,132.50
	広瀬地区	[kL/年]	176.50	154.00	293.20	343.80	354.20
	伯太地区	[kL/年]	3,226.49	2,825.29	3,512.98	3,640.32	3,411.86
	合計	[kL/年]	4,116.49	3,781.79	4,734.18	4,968.42	4,898.56

図表 5-2-14 農業集落排水施設及びその他の集合処理施設から発生する汚泥処理の流れ

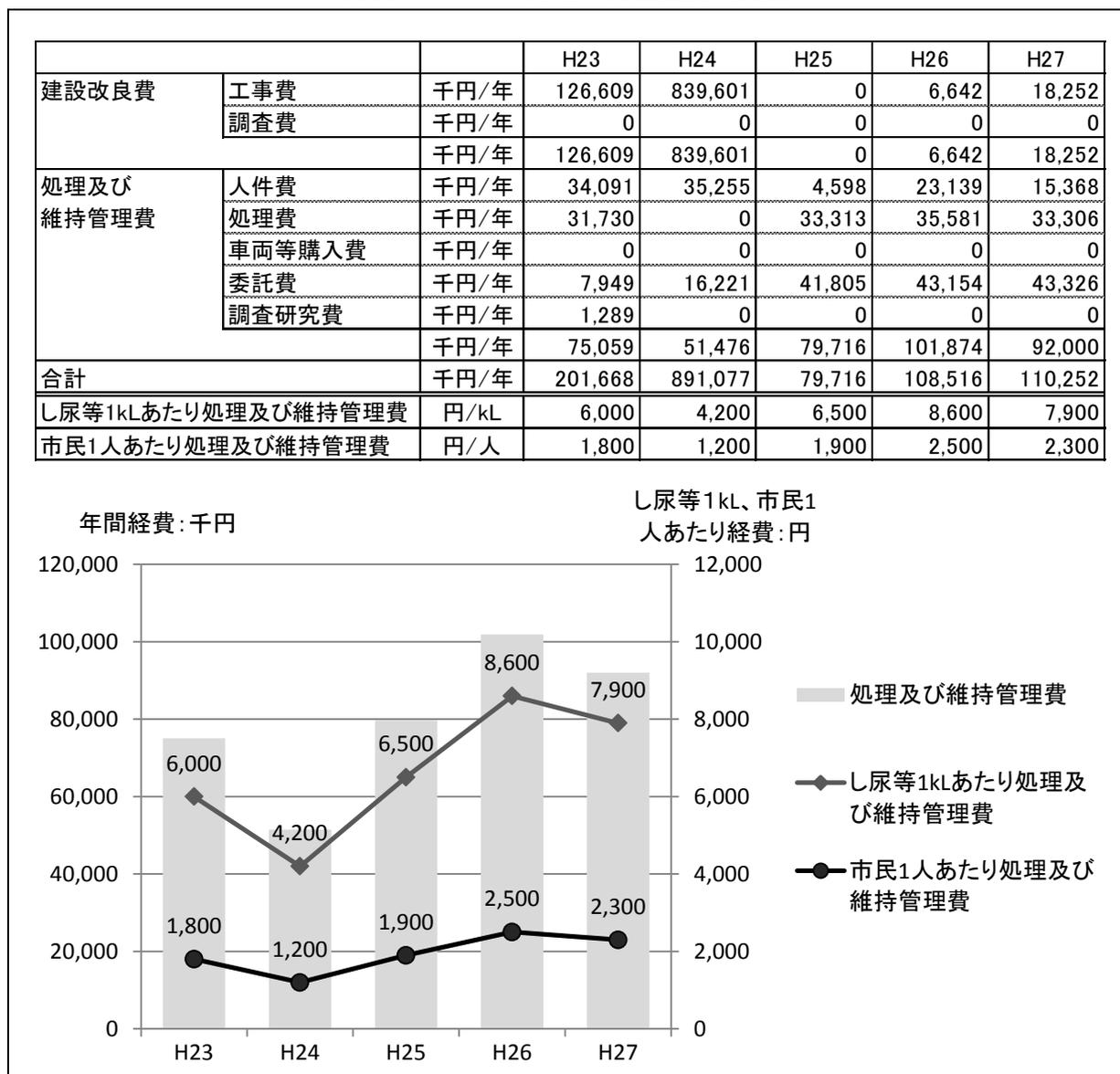


6. し尿等の処理に係る経費

本市におけるし尿等の処理経費の実績は図表5-2-15に示すとおりである。

し尿等1kLあたりの処理及び維持管理費は、平成27年度において7,900円/kLとなっている。平成23年度及び平成24年度の建設改良費は、対仙浄園の汚泥再生処理センター化に係るものである。また、平成24年度の処理及び維持管理費のうち処理費については、建設改良費のうち工事費に含まれている。

図表 5-2-15 し尿等の処理経費の実績



7. 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水処理の現状における課題・問題点を以下のとおり抽出した。

(1) 生活排水処理の推進

市内の水環境の保全に努めるとともに、水質汚濁源の一因となっている生活排水をより一層適正に処理していく必要がある。

(2) 生活排水集合処理施設への接続及び合併処理浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設などの集合処理施設を整備した地域において、未接続世帯などに対して速やかに接続を促す必要がある。

また、集合処理施設を整備地域外におけるくみ取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のため合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

(3) し尿収集量への対応

今後、公共下水道等の集合処理施設を整備や接続、合併処理浄化槽の整備・普及を背景に、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少することによって、特にし尿の収集運搬の非効率化が予想される。し尿及び浄化槽汚泥発生量に注視し、状況によっては収集運搬体制の見直し等を検討するなどの対応が必要である。

(4) 処理施設の安定稼働の維持

本市が運営・管理するし尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設である対仙浄園は、平成24年度に汚泥再生処理センター化したところであるが、今後も汚泥再生処理センターとして安定稼働を続けるため、処理対象物の搬入量や性状の変化を見極め、適正な維持管理を行う必要がある。

第3節 生活排水処理計画

1. 基本理念

水は、人の日常生活から産業分野に至るまで、広くあらゆる場面で使用される今日の社会を支える必要不可欠な要素の一つである。しかしながら、社会経済の発展に伴って生活水準が向上したことで、同時に水環境は悪化する結果となっている。

現在では産業分野の排水対策が十分に進み、水質汚濁の主因は家庭から出る生活排水へと変化していることから、一般家庭から排出される生活排水対策の必要性や緊急性は、新たな環境問題として社会的に深く認識される状況を迎えている。

こうした状況を踏まえ、生活排水処理計画における基本理念は、生活排水の適正処理を行い、身近な公共用水域や下流中海水域の水質改善及び保全を推進し、地域住民の理解と協力のもと、自然と共生した快適で豊かな水環境を得ることとする。

2. 基本方針

水の適正利用に関する生活排水の発生源対策を普及啓発するほか、生活排水の処理施設を逐次整備することとし、これに係わる基本方針を次に示すとおりとする。

- ①都市計画区域を含む市街地は、流域関連公共下水道の整備促進を図り、接続供用を促す。
- ②農業振興地域は、農業用水の水質改善や再利用のために、早期に接続供用を促す。
- ③公共下水道や農業集落排水等の集合処理区域外については、合併処理浄化槽の普及及びコミュニティ・プラントの整備を推進する。
- ④し尿の処理については、浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の処理を含めてし尿処理施設の整備を行う。
- ⑤水環境の保全や家庭における生活排水対策の普及啓発活動を推進する。

3. 生活排水処理の目標

本市における諸政策に基づき、基本理念及び基本方針に沿って、各地域の実情を勘案したうえで、できるだけ多くの生活排水を公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理する体制を構築するものとし、生活排水処理に関しては生活排水処理率を指標として次に示す数値を目標とする。

◎ 生活排水処理の目標

	平成 27 年度 【現状】	平成 33 年度 【数値目標年度】	平成 38 年度 【計画目標年度】
生活排水処理率	75.2%	83.6%	90.1%

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表 5-3-1 に示すとおりとする。

図表 5-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	島根県
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	本市
小規模集合排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
簡易排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市及び個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汚泥再生処理センター (し尿処理施設)	し尿及び浄化槽汚泥 (一部の集落排水汚泥を含む)	本市

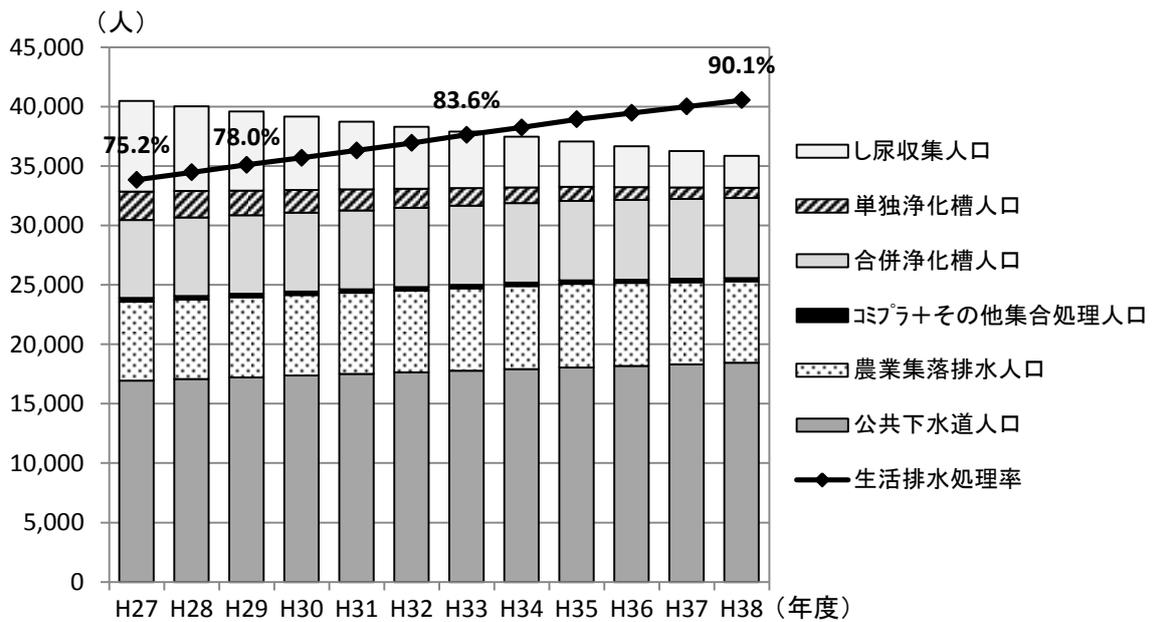
5. 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本市の行政区域全域とする。そのうち、集落や人口密集地は公共下水道、農業集落排水施設及びその他の集合処理施設による集合処理を行う。集合処理を行う区域以外での区域では、合併処理浄化槽の整備を推進し個別処理を行うものとする。

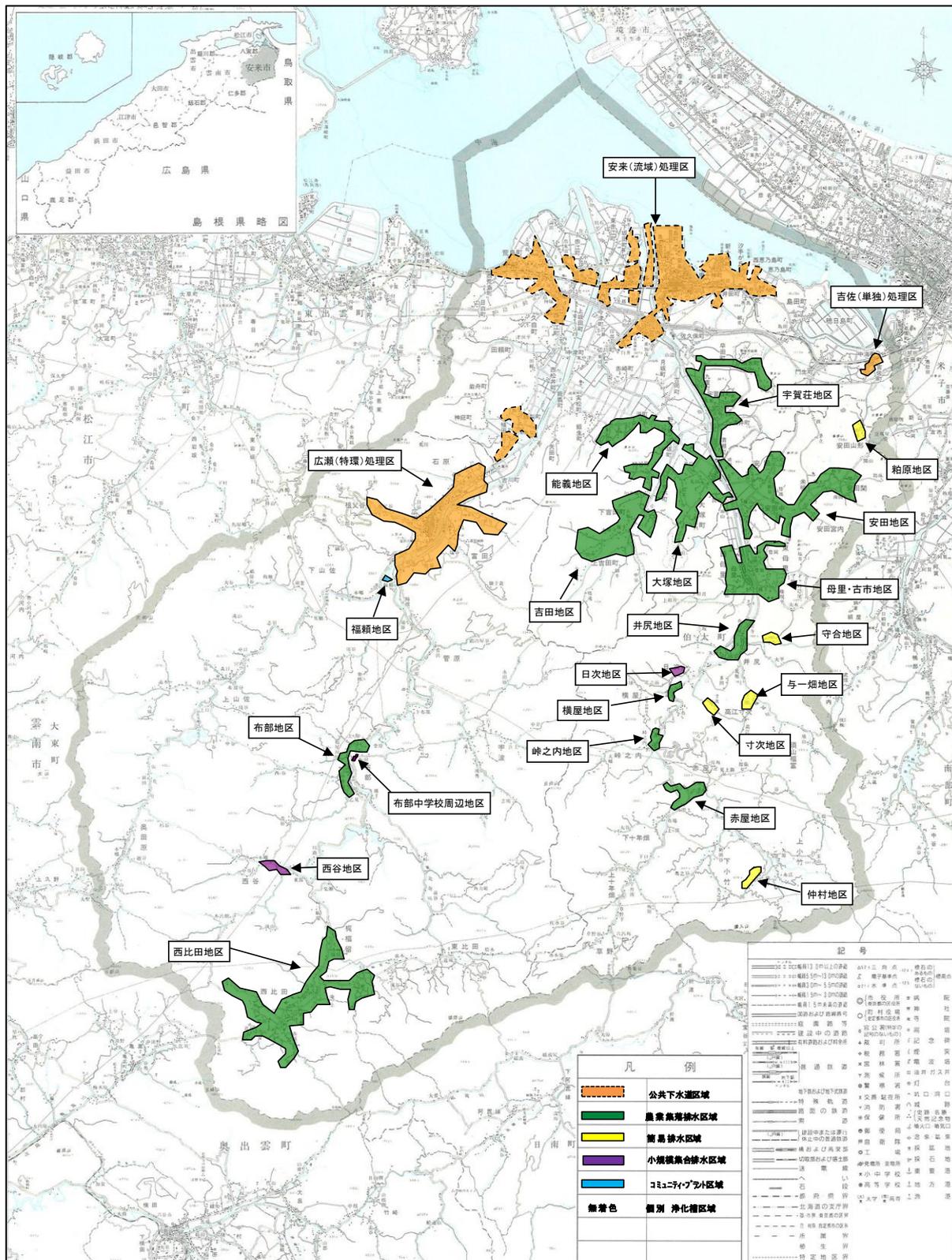
生活排水処理形態別人口の将来推計結果は図表 5-3-2 に示すとおりである。また、処理区域については図表 5-3-3 に示すとおりである。

図表 5-3-2 処理形態別人口の推移

	年度	実績値		推計値	
		【現状】	【計画初年度】	【数値目標年度】	【計画目標年度】
		H27	H29	H33	H38
行政区域内人口	[人]	40,486	39,604	37,898	35,868
計画処理区域内人口	[人]	40,486	39,604	37,898	35,868
非水洗化人口	[人]	7,637	6,654	4,741	2,698
し尿収集人口	[人]	7,637	6,654	4,741	2,698
自家処理人口	[人]				
水洗化人口	[人]	32,849	32,950	33,157	33,170
公共下水道人口	[人]	16,961	17,232	17,776	18,456
浄化槽人口	[人]	15,888	15,718	15,381	14,714
合併処理人口	[人]	13,503	13,640	13,900	13,872
合併浄化槽人口	[人]	6,567	6,605	6,665	6,740
コミュニティ・プラント人口	[人]	91	88	84	79
農業集落排水人口	[人]	6,619	6,726	6,938	6,850
その他集合処理人口	[人]	226	221	213	203
単独浄化槽人口	[人]	2,385	2,078	1,481	842
生活排水処理人口	[人]	30,464	30,872	31,676	32,328
生活排水処理率		75.2%	78.0%	83.6%	90.1%



图表 5-3-3 生活排水处理区域



6. 生活排水処理施設整備事業方針

本市における今後の生活排水処理施設の整備に関する方針は図表5-3-4に示すとおりである。

図表 5-3-4 生活排水処理施設の整備事業方針

	新規整備	継続整備	整備済施設の維持
公共下水道	—	○	○
農業集落排水施設	—	—	○
コミュニティ・プラント	(○)	—	○
小規模集合排水処理施設	—	—	○
簡易排水施設	—	—	○
合併処理浄化槽	○		○

(1) 公共下水道

公共下水道については、3つの処理区のうち整備が完了していない安来処理区の整備を引き続き行うものとする。安来処理区は現状の認可計画について平成35年度まで整備を行う計画としており、次期計画への着手については未定である。

今後、全体計画の見直し等によって整備が完了しない区域または整備完了まで長期間を要する区域がある場合は、合併処理浄化槽の整備を行うものとする。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、既に整備が完了している12地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントについては、既に整備が完了している1地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとするが、公共下水道の処理区外に新たな宅地開発等が行われた場合は、開発規模に応じて施設整備を検討するものとする。

(4) 小規模集合排水処理施設

小規模集合排水処理施設については、既に整備が完了している3地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(5) 簡易排水施設

簡易排水施設については、既に整備が完了している5地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(6) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、市町村設置

型及び個人設置型の整備を行うものとする。また、整備する地域は公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設整備区域外とし、公共下水道の整備計画等に合わせて見直しを図るものとする。

図表 5-3-5 合併処理浄化槽の整備計画の概要

年 度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
市町村設置型	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
個人設置型	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

7. 生活排水の適正処理推進施策

本市管内において排出される生活排水の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとする。

(1) 水に優しい家庭生活の推進

公共用水域の環境保全と併せて生活排水対策の必要性、重要性や、家庭でも実践可能な水質汚濁物質排出抑制の取組などの情報を市広報やホームページなどで広く市民に提供する。

また、学校や地域での環境学習の場においても水に優しい家庭生活について啓発を図る。

(2) 処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道や農業集落排水施設の整備が完了している地域においてはできるだけ早期に接続するよう市民に呼びかけを行う。また、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している個人に対しては合併処理浄化槽への転換を呼びかける。

(3) 浄化槽の適正管理推進

浄化槽の処理機能が安定して維持されるように、市民に対して浄化槽の適正な保守点検や清掃を行うよう周知を図る。また、保守点検や清掃を行う許可業者に対し、市民への啓発に協力してもらうよう要請するとともに浄化槽の適正な管理について指導を行う。

みんなで実行！ 家計にもやさしい生活排水対策・10の工夫



水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回めの濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。
(多く使っても洗浄力が高まるわけではありません)。
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

出典：環境省「生活排水読本」

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 排出抑制・再資源化計画

(1) 浄化槽清掃の適正化

浄化槽は定期的な清掃を行い、清掃時に汚泥の引き抜きを行うことが必要である。一方で、必要以上に汚泥を引き抜いたり、引き抜き（清掃）頻度が過剰であったりすると、浄化槽汚泥排出量の変動や排出原単位の増加へ繋がる。そのため、無意味な汚泥排出を抑制し、適正な排出量が維持されるよう、清掃を行う許可業者に対して指導を行う。また、市民に対して所有している浄化槽の適正管理について周知を図る。

(2) 脱水汚泥の利活用

現在、本市が所有する生活排水処理施設の処理工程で発生する汚泥は、脱水後に資源化業者においてコンポストとして有効利用されている。また、一部の汚泥は対仙浄園に搬入し、し尿及び浄化槽汚泥とともに処理を行い、発生する汚泥を脱水し、ごみ焼却施設の助燃剤として有効利用を行っている。今後も現状の汚泥利活用を継続して行うものとする。

2. 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う範囲は本市全域とする。当面の間、収集運搬体制は現状を維持し、許可業者による収集運搬を行うものとする。

今後はし尿及び浄化槽汚泥発生量の減少が見込まれるが、質的及び量的に大きな変動は処理施設での安定処理に影響を及ぼすことが懸念されるため、し尿及び浄化槽汚泥発生量に対して安定した収集運搬が実施できない可能性が予見された場合は、収集運搬体制の見直し等を検討する。

図表 5-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

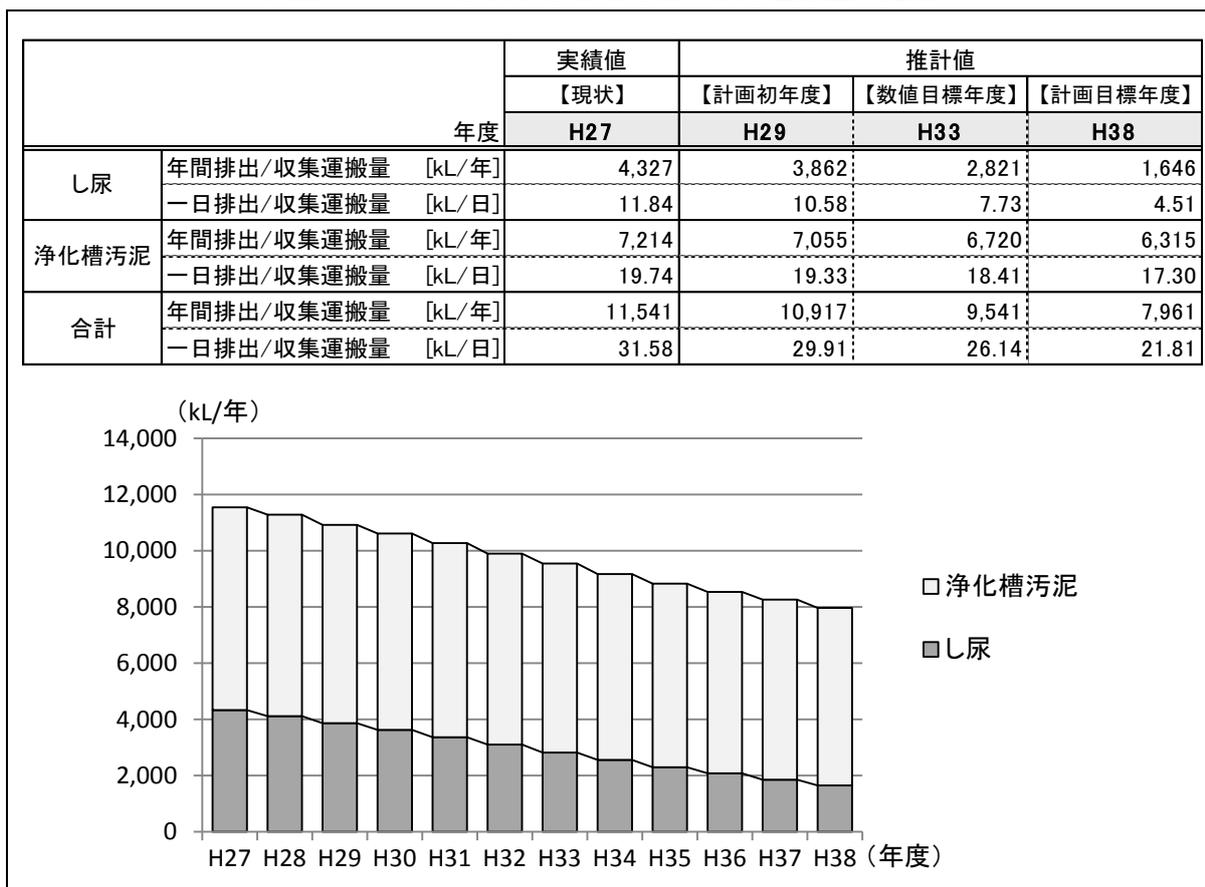
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（3者）	許可業者（3者）
収集運搬車両	バキューム車8台	バキューム車8台

(2) 収集運搬の量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の将来推計結果は図表5-4-2に示すとおりである。

し尿、浄化槽汚泥ともに今後の収集量は減少すると見込まれる。特に、し尿は公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置整備により減少し、目標を達成した場合は年間1,600 kL程度になると見込まれる。

図表 5-4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み



3. 中間処理計画・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分の体制

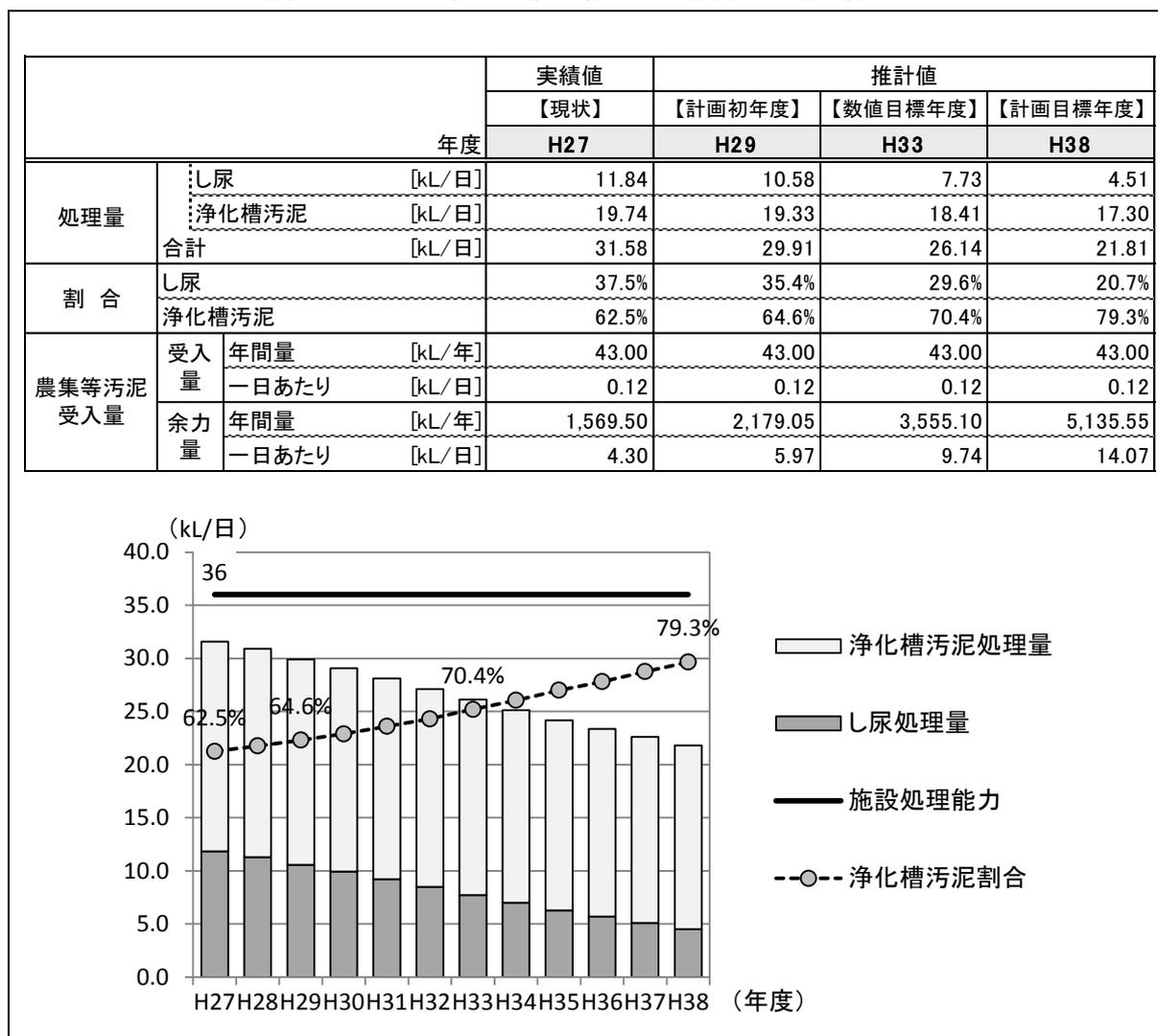
中間処理を行う施設は現状を維持し対仙浄園にて行うものとする。また、中間処理を行う対象は、本市管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥とし、農業集落排水施設等の汚泥についても一部対象とする。

(2) 中間処理・最終処分量

中間処理量は収集したし尿及び浄化槽汚泥全量とする。また、農業集落排水施設等の汚泥については、当面、現状と同程度の量を処理するものとする。

なお、今後のし尿及び浄化槽汚泥排出量の減少に伴い、対仙浄園は処理能力の余力が増加すると見込まれる。目標を達成した場合、計画目標年度には単純試算で年間5,000kLを処理できる余力が生まれる。これは、農業集落排水施設等の汚泥発生量全量を上回るが、し尿と汚泥の比率の大きな変化が処理能力にも影響することや、対仙浄園に搬入していない農業集落排水施設の汚泥等は現状においても資源化していることなどから、実際に汚泥の受入量を増やす場合はこれらの状況を総合的に検討したうえで実施するものとする。

図表 5-4-3 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の見込み



第5節 その他の事項

1. 災害廃棄物処理

災害時に発生するし尿や、使用不能となったくみ取り便槽、浄化槽に貯まっているし尿及び浄化槽汚泥は、災害地域の衛生確保及び防疫の観点から早急な収集運搬が必要となる。本市においては、平成28年5月に「安来市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてし尿等の処理体制を構築するものとする。

2. その他諸計画との整合

公共下水道計画やその他に関連する諸計画との整合を図り、これらの計画に見直しがあった際には、本計画への影響を整理・検討し、必要に応じて本計画の見直しや対策を講じていくものとする。

第 6 章

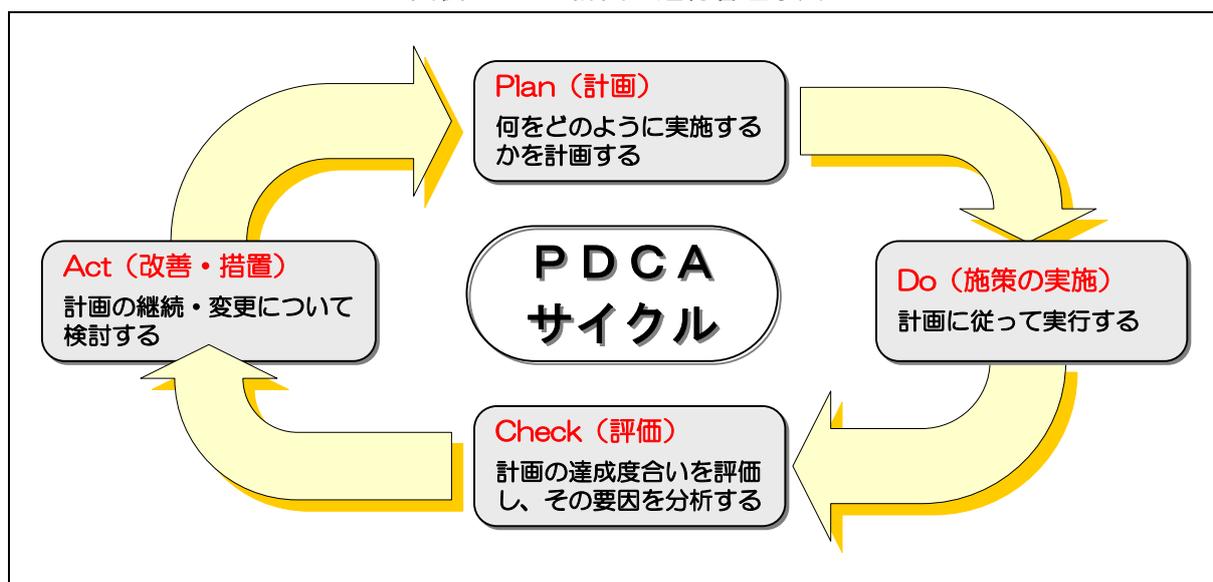
計画の進行管理

第1節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要である。

計画の進行管理については、廃棄物処理事業の執行機関及び担当課である安来市市民生活部環境政策課において、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・処置）のPDCAサイクルに基づき、継続的に管理していくものとする。

図表 6-1-1 計画の進行管理手法



第2節 計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を取りまとめる。なお、計画の進行管理のための指標は、以下のとおりとする。

図表 6-2-1 計画の進行管理指標

	進行管理指標	算出式など
ごみ	人口一人一日当たりごみ総排出量	年間ごみ総排出量 ÷ 365 日 ÷ 行政区域内人口
	リサイクル率	リサイクル量 ÷ 年間ごみ総発生量
	廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
	人口一人当たり年間処理経費	年間処理経費 ÷ 総人口
生活排水	生活排水処理率	生活排水処理人口 ÷ 行政区域内人口
	人口一人当たり年間処理経費	年間処理経費 ÷ 総人口

検討資料

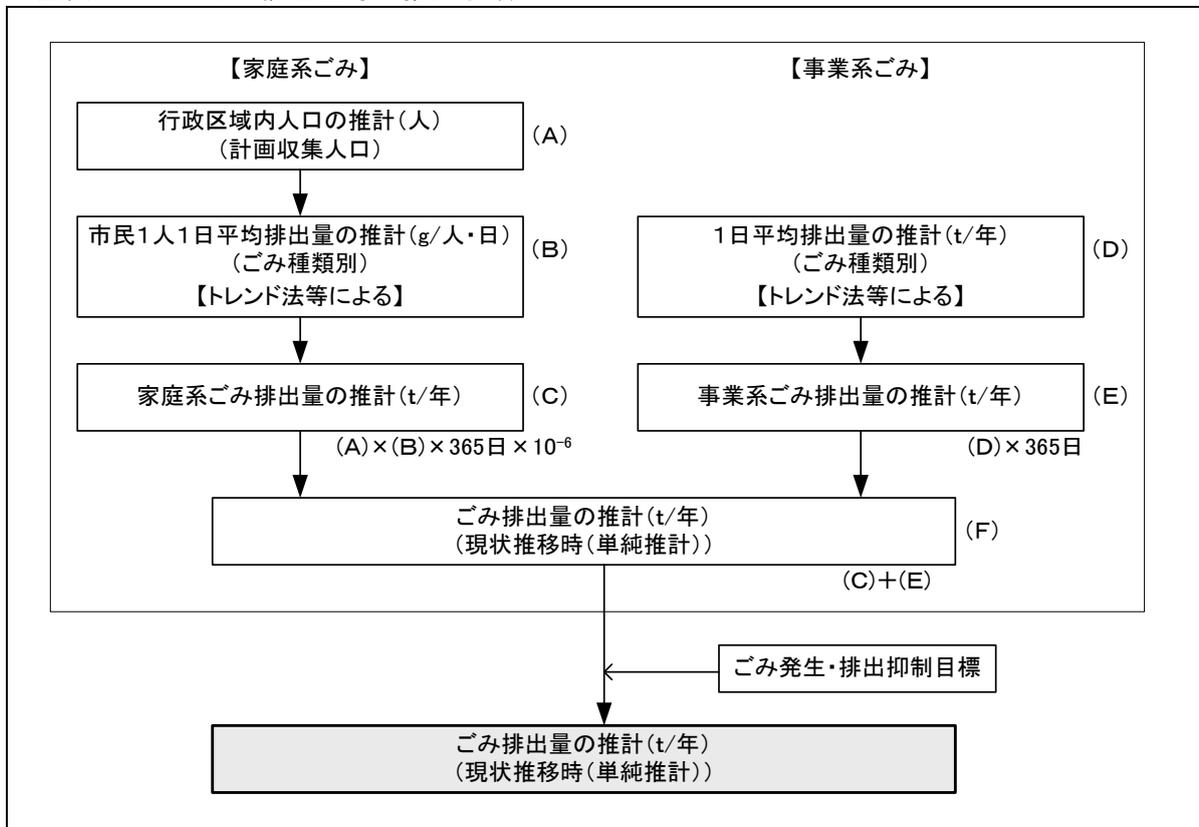
検討資料1	人口及びごみ排出量等の将来推計	1
検討資料2	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の将来推計	2 2

検討資料 1 人口及びごみ排出量等の将来推計

1. 将来見込みの算出手順

本計画における人口及びごみ排出量の将来見込みは、図表 1-1 に示す手順で算出した。

◆図表 1-1 ごみ排出量等の推計手順



2. 行政区域内人口の推計

(1) 安来市人口ビジョンの将来人口

日本国内の人口減少によって消費・経済力の低下が懸念されることを背景として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同12月には人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（国の長期ビジョン）及び、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）が閣議決定された。これを受け、地方公共団体においては、国の長期ビジョンおよび総合戦略を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に努めることとなっている。

本市においても、今後目指すべき将来の方向と展望を示す「安来市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を平成27年10月に策定し、これを基にした「安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定している。

人口ビジョンにおける将来人口は、平成27年度（目標年度）において30,442人とし、3万人の維持を目標としている。この人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、出生率の回復やUIターン施策、転出者抑制施策などの実施を考慮した推計人口である。

(2) 総合計画の将来人口

本市では「第2次安来市総合計画」（以下「総合計画」という。）を平成28年3月に策定している。総合計画において、将来人口は人口ビジョンを前提とした人口としており、総合計画の基本構想目標年度である平成32年度及び平成37年度では、それぞれ約3.8万人、約3.7万人としている。

(3) 本計画における将来人口

本計画は、ごみの適正処理を推進するための基本方針を定めるものであることから、実態に近く、また進捗管理が容易な人口とすることが必要である。

そのため、本計画における将来人口は、住民基本台帳10月1日付人口（外国人を含む）を基にトレンド法により推計するものとした。

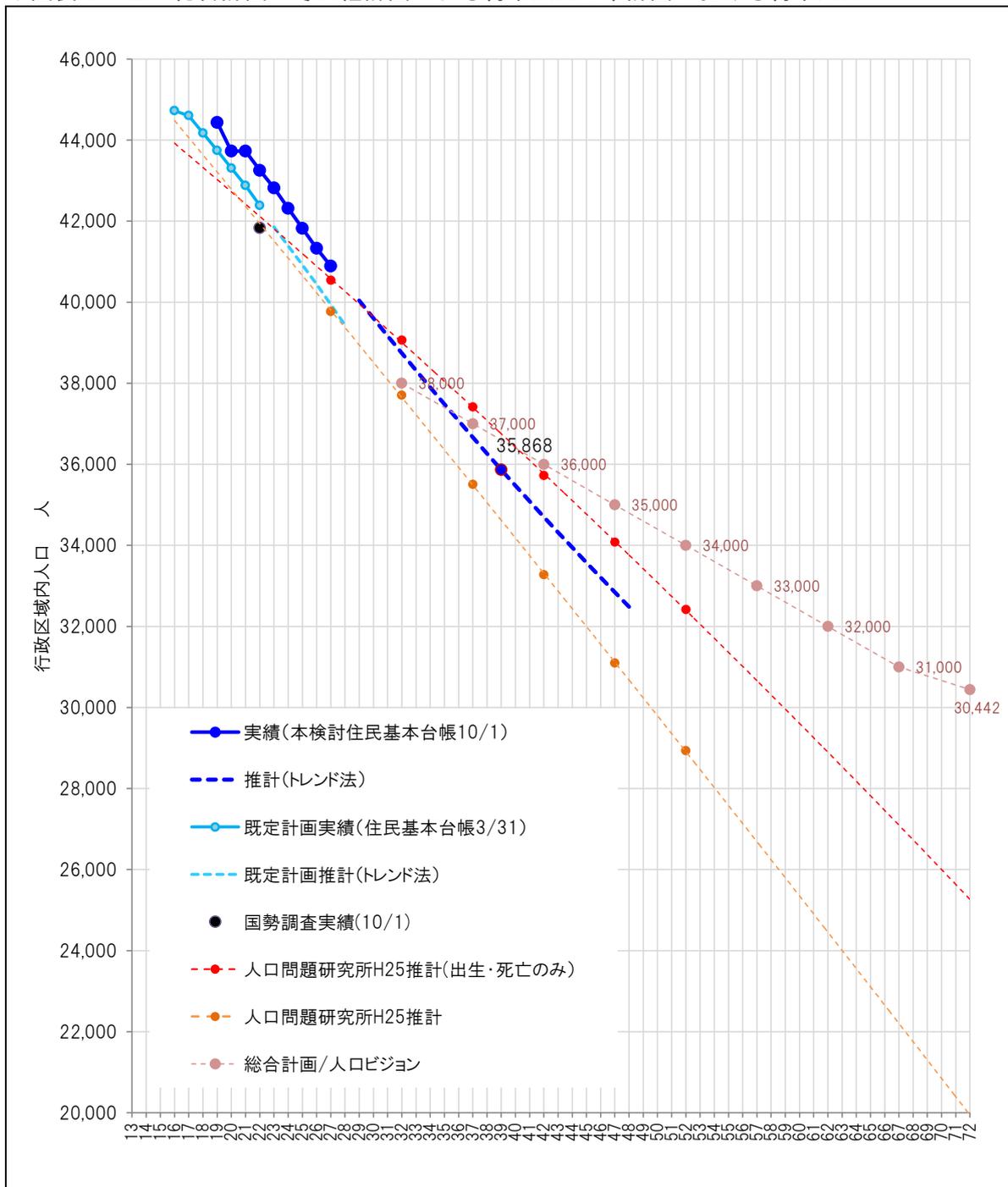
【採用理由】

○環境省が毎年度実施している調査である一般廃棄物処理実態調査票では、外国人を含む10月1日現在の人口が採用されている。一般廃棄物処理実態調査票の人口データと同一とすることで、出典の一元化及び他自治体との比較が容易になる。

○総合計画／人口ビジョンの人口は、政策目標として掲げられた人口であり、比較的近い将来において推計値と実績値の乖離を生じる可能性があるかと判断した。

○近年の実績値の傾向を踏まえた推計値となり、計画目標年度までの将来推計値として妥当性が高い。

◆図表1-2 総合計画・その他計画による将来人口と本計画における将来人口



3. ごみ排出量の将来推計（単純推計）

（1）単純推計方法

家庭系ごみ及び集団回収量については、ごみ種類別の1人1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、行政区域内人口の将来推計結果を乗じることにより、収集ごみ排出量及び集団回収量の将来推計値（単純推計）とした。

また、事業系ごみは、1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計することによりごみ排出量の将来推計値（単純推計）とした。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した。

家庭系ごみ・集団資源回収

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当} \text{た} \text{り} \text{ご} \text{み} \text{排} \text{出} \text{量} (\text{g}/\text{人} \cdot \text{日}) \\ &= \text{年} \text{間} \text{排} \text{出} \text{量} (\text{t}/\text{年}) \div \text{計} \text{画} \text{収} \text{集} \text{人} \text{口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6 \end{aligned}$$

事業系ごみ

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{日} \text{平} \text{均} \text{排} \text{出} \text{量} (\text{t}/\text{日}) \\ &= \text{年} \text{間} \text{排} \text{出} \text{量} (\text{t}/\text{年}) \div 365 (\text{日}) \end{aligned}$$

（2）処理内訳等の設定

ごみの排出量に対して、ごみ種類別の量や施設での処理量、処理の内訳などの比率を乗じて資源化量や埋立量等を算出する。ごみ処理内訳等については、平成27年度実績を基に以下のとおり設定した。

●清瀬クリーンセンターでの可燃ごみの選別

	H27	内訳	処理方法
可燃ごみ（清瀬クリーンセンター）	8,565	-	-
中継運搬量	8,563	99.98%	焼却
紙類	2	0.02%	資源化

●可燃ごみの処理残渣

	H27	内訳	処理方法
焼却処理量	8,563	-	-
焼却残渣【主灰】	450	5.3%	資源化
焼却残渣【飛灰】	24	0.3%	資源化
（減量化）	8,089	94.5%	-

●資源ごみの中間処理施設搬入割合

	H27	内訳
資源ごみ	1,837	-
高尾クリーンセンター	401	21.8%
広瀬一般廃棄物最終処分場	33	1.8%
直接資源化	1,403	76.4%

【高尾クリーンセンターでの処理内訳等】

●資源ごみの種類組成

	H27	内訳
資源ごみ搬入量	392	-
びん類	198	50.4%
金属類	170	43.4%
紙類	14	3.6%
プラスチック類	10	2.6%

高尾クリーンセンターにおける資源ごみの搬入量と搬出量（資源化量）実績値には、資源物等の搬出時期の違い等による乖離が大きいいため、資源ごみの種類組成の内訳は搬入量の実績により算出した。

●びん類の処理内訳

	H27	内訳	処理方法
びん類	175	-	-
白色びん	51	29.1%	資源化
茶色びん	49	28.0%	資源化
残渣その他	75	42.9%	埋立

●金属類の処理内訳

	H27	内訳	処理方法
金属類	191	-	-
鉄類	155	81.1%	資源化
銅・アルミ他	20	10.5%	資源化
乾電池	8	4.2%	資源化
小型家電その他	8	4.2%	資源化

●粗大ごみの処理内訳

	H27	内訳	処理方法
粗大ごみ	380	-	-
木製品	121	31.8%	資源化
布団類	69	18.2%	資源化
畳	19	5.0%	資源化
その他	48	12.6%	資源化
処理残渣	123	32.4%	埋立

【広瀬一般廃棄物最終処分場での処理内訳等】

●資源ごみの種類組成

	H27	内訳
資源ごみ搬入量	33	-
缶類	30	90.9%
プラスチック類	3	9.1%

●金属類の処理内訳

	H27	内訳	処理方法
缶類の処理内訳	30	-	-
スチール缶	7	23.3%	資源化
アルミ缶	23	76.7%	資源化

【直接資源化物の種類組成】

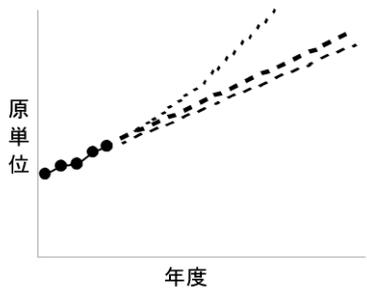
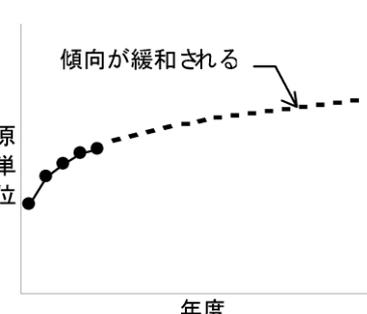
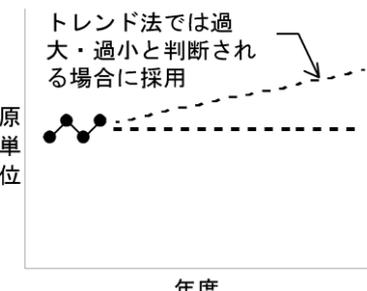
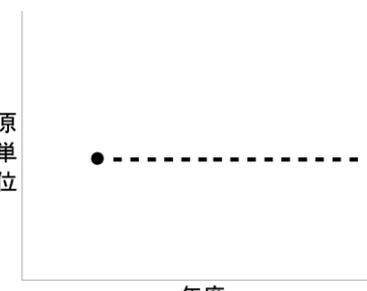
●直接資源化物の種類組成

	H27	内訳	処理方法
直接資源化量	1,415	-	-
紙類	727	51.3%	資源化
段ボール	149	10.5%	資源化
紙パック	4	0.3%	資源化
ペットボトル	38	2.7%	資源化
プラスチック類	423	29.9%	資源化
衣類	62	4.4%	資源化
蛍光管・体温計	7	0.5%	資源化
板ガラス	5	0.4%	資源化

一般廃棄物処理実態調査票（H27）において、直接資源化量は蛍光管・体温計及び板ガラスを含まずに1,403tとなっている。蛍光管・体温計については中間処理後資源化量の項に含まれているが、実際には直接資源化物と同様の取扱がなされているため、直接資源化量の内訳に含めて整理した。また、板ガラスについては、市民から排出されており、施設への搬入量にも実績があるが、平成27年度は搬出を行っておらず資源化量の実績に挙がっていないことから、搬入量を前提に直接資源化量の内訳に含めて整理した。

単純推計に基づくごみの将来見込みは、図表1-4及び図表1-5に示すとおりである。

◆図表 1-3 採用する推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 ○ 過大過小とならないよう、3方法の中位を採用。 
対数回帰法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと判断できる場合に採用。 ○ 前出の推計は、直線的に増減するため、長期的にみると過大となったり、減少傾向の場合にゼロとなったりする可能性があるが、こうしたことは起こり得ないと判断できる場合等に採用。 
平均	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的には横ばい傾向で、各年では増減を繰り返しているような場合で、最小二乗法では実績値を反映した推計が困難と判断される場合に採用。 ○ 最新年のデータが増加している場合に増加傾向を示す推計となり、長期的に不合理となる場合がある。 
指定年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならないと判断される場合に最新年をもって将来推計値とする場合等に採用。 

◆図表1-4 ごみ排出量の推計結果(単純推計)

		← 実績										推計										数値目標年度		計画目標年度	
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
人口	行政区域内人口 [人]	43,729	43,729	43,255	42,822	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868				
	計画処理区域内人口(計画収集人口) [人]	43,729	43,729	43,255	42,822	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868				
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やすごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	6,143	6,103	6,130	5,959	6,124	6,154	6,142	6,267	6,254	6,231	6,201	6,165	6,125	6,081	6,037	5,993	5,946	5,898	5,847	5,796		
			一日ごみ量 [t/日]	16.83	16.72	16.80	16.33	16.78	16.86	16.83	17.17	17.13	17.07	16.99	16.89	16.78	16.66	16.54	16.42	16.29	16.16	16.02	15.88		
			原単位 [g/人/日]	384.9	382.4	388.3	381.3	396.5	403.1	407.1	419.9	423.2	426.3	428.9	431.1	433.1	434.9	436.5	438.0	439.3	440.6	441.7	442.8		
		埋立ごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	219	222	212	210	100	224	236	200	168	164	164	161	157	157	153	150	150	146	146	146	142	
			一日ごみ量 [t/日]	0.60	0.61	0.58	0.57	0.28	0.61	0.64	0.55	0.46	0.45	0.45	0.44	0.43	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	0.39		
			原単位 [g/人/日]	13.7	13.9	13.4	13.4	6.5	14.7	15.6	13.4	11.4	11.3	11.3	11.2	11.2	11.1	11.1	11.0	11.0	10.9	10.9	10.8		
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	2,845	2,670	2,436	2,303	2,304	2,263	2,295	1,909	1,807	1,741	1,686	1,643	1,602	1,570	1,537	1,507	1,478	1,453	1,427	1,405		
			一日ごみ量 [t/日]	7.79	7.32	6.67	6.31	6.31	6.20	6.29	5.23	4.95	4.77	4.62	4.50	4.39	4.30	4.21	4.13	4.05	3.98	3.91	3.85		
			原単位 [g/人/日]	178.2	167.3	154.3	147.3	149.2	148.2	152.1	127.9	122.3	119.0	116.7	114.9	113.4	112.2	111.1	110.1	109.3	108.5	107.8	107.2		
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	20	18	17	12	13	13	13	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
			一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.05	0.05	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
			原単位 [g/人/日]	1.3	1.1	1.1	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	9,227	9,013	8,795	8,484	8,541	8,654	8,686	8,388	8,241	8,147	8,062	7,980	7,895	7,819	7,738	7,661	7,585	7,508	7,431	7,354			
		一日ごみ量 [t/日]	25.28	24.70	24.10	23.24	23.40	23.71	23.80	22.98	22.57	22.32	22.09	21.86	21.63	21.42	21.20	20.99	20.78	20.57	20.36	20.15			
		原単位 [g/人/日]	578.1	564.7	557.1	542.8	553.0	566.9	575.7	562.0	557.7	557.4	557.7	558.1	558.3	559.1	559.4	560.0	560.6	561.0	561.4	561.7			
	直接搬入ごみ	燃やすごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	25	26	27	33	40	55	50	62	80	80	84	88	88	91	91	91	91	91	91	91		
			一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.09	0.11	0.15	0.14	0.17	0.22	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
			原単位 [g/人/日]	1.6	1.6	1.7	2.1	2.6	3.6	3.3	4.2	5.4	5.6	5.9	6.0	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.1		
		埋立ごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	25	27	103	72	28	155	271	69	37	69	69	69	69	66	66	66	66	66	62	62		
			一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.28	0.20	0.08	0.43	0.74	0.19	0.10	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17		
			原単位 [g/人/日]	1.6	1.7	6.5	4.6	1.8	10.2	18.0	4.6	2.5	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	
		資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	175	109	118	87	64	36	24	26	27	29	29	29	33	33	33	33	33	37	33	37		
			一日ごみ量 [t/日]	0.48	0.30	0.32	0.24	0.17	0.10	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10		
			原単位 [g/人/日]	11.0	6.8	7.5	5.6	4.1	2.4	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7		
		粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	196	247	208	192	278	342	272	309	336	339	347	350	354	358	358	361	361	361	361	361		
			一日ごみ量 [t/日]	0.54	0.68	0.57	0.53	0.76	0.94	0.74	0.85	0.92	0.93	0.95	0.96	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99		
			原単位 [g/人/日]	12.3	15.5	13.2	12.3	18.0	22.4	18.0	20.7	22.7	23.2	23.9	24.5	25.0	25.5	25.9	26.3	26.7	27.0	27.3	27.7		
直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	421	409	456	384	410	588	617	466	480	517	529	536	544	548	548	551	551	555	547	551				
	一日ごみ量 [t/日]	1.16	1.12	1.24	1.06	1.12	1.62	1.69	1.28	1.31	1.42	1.45	1.47	1.49	1.50	1.50	1.51	1.51	1.52	1.50	1.51				
	原単位 [g/人/日]	26.4	25.6	28.9	24.6	26.5	38.5	40.9	31.2	32.5	35.4	36.6	37.5	38.5	39.2	39.6	40.3	40.7	41.5	41.3	42.1				
家庭系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	9,648	9,422	9,251	8,868	8,951	9,242	9,303	8,854	8,721	8,664	8,591	8,516	8,439	8,367	8,286	8,212	8,136	8,063	7,978	7,905			
		一日ごみ量 [t/日]	26.44	25.82	25.34	24.30	24.52	25.33	25.49	24.26	23.88	23.74	23.54	23.33	23.12	22.92	22.70	22.50	22.29	22.09	21.86	21.66			
		原単位 [g/人/日]	604.5	590.3	585.9	567.4	579.5	605.4	616.6	593.2	590.2	592.8	594.3	595.6	598.8	599.3	600.2	601.3	602.5	602.7	602.7	603.8			
事業系ごみ	搬入可業者	燃やすごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	1,842	1,676	1,564	1,547	1,657	1,715	1,799	1,782	1,767	1,759	1,752	1,748	1,741	1,737	1,734	1,734	1,730	1,726	1,723			
		一日ごみ量 [t/日]	5.05	4.59	4.28	4.24	4.54	4.70	4.93	4.88	4.84	4.82	4.80	4.79	4.77	4.76	4.75	4.75	4.74	4.73	4.72	4.72			
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	1,842	1,676	1,564	1,547	1,657	1,715	1,799	1,782	1,767	1,759	1,752	1,748	1,741	1,737	1,734	1,734	1,730	1,726	1,723	1,723			
		一日ごみ量 [t/日]	5.05	4.59	4.28	4.24	4.54	4.70	4.93	4.88	4.84	4.82	4.80	4.79	4.77	4.76	4.75	4.75	4.74	4.73	4.72	4.72			
	直接搬入ごみ	燃やすごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	450	496	518	485	482	461	425	435	464	475	482	489	493	500	504	507	511	511	515	518		
		一日ごみ量 [t/日]	1.23	1.36	1.42	1.33	1.32	1.26	1.16	1.19	1.27	1.30	1.32	1.34	1.35	1.37	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.42			
		埋立ごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]			5	3	1				1	1												
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]			0.01	0.01																			
		一日ごみ量 [t/日]																							
		原単位 [g/人/日]																							
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]			28	39	68				56	32	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44			
		一日ごみ量 [t/日]																							
原単位 [g/人/日]																									
直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	464	512	580	566	620	496	445	496	500	526	533	540	544	551	555	558	562	562	566	569				
	一日ごみ量 [t/日]	1.27	1.40	1.59	1.56	1.70	1.36	1.21	1.35	1.37	1.44	1.46	1.48	1.49	1.51	1.52	1.53	1.54	1.54	1.55	1.56				
	原単位 [g/人/日]	23.06	21.88	21.44	21.13	22.77	22.11	22.44	22.78	22.67	22.85	22.85	22.88	22.85	22.88	22.88	22.89	22.92	22.92	22.88	22.89	22.92			
事業系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	2,306	2,188	2,144	2,113	2,277	2,211	2,244	2,278	2,267	2,285	2,285	2,288	2,285	2,288	2,289	2,292	2,292	2,288	2,289	2,292			
		一日ごみ量 [t/日]	6.32	5.99	5.87	5.80	6.24	6.06	6.14	6.23	6.21	6.26	6.26	6.27	6.27	6.27	6.28	6.28	6.28	6.27	6.27	6.28			
排出量	燃やすごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	8,460	8,301	8,239	8,024	8,303	8,385	8,416	8,546	8,565	8,545	8,519	8,490	8,447	8,409	8,366	8,325	8,278	8,226	8,176	8,128			
		一日ごみ量 [t/日]	23.18	22.74	22.57	21.99	22.75	22.97	23.06	23.41	23.46	23.41	23.34	23.26	23.14	23.04	22.92	22.81	22.68	22.54	22.40	22.27			
	埋立ごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	244	249	320	285	129	379	507	270	206	233	233	230	226	223	219	216	216	212	208	204			
		一日ごみ量 [t/日]	0.67	0.68	0.87	0.78	0.36	1.04	1.38	0.74	0.56	0.64	0.64	0.63	0.62	0.61	0.60	0.59	0.59	0.58	0.57	0.56			
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	3,034	2,795	2,583	2,429	2,437	2,334	2,339	1,939	1,837	1,777	1,722	1,679	1,642	1,610	1,577	1,547	1,518	1,497	1,467	1,449			
		一日ごみ量 [t/日]	8.31	7.66	7.07	6.66	6.67	6.40	6.41	5.31	5.03	4.87	4.72	4.60	4.50	4.41	4.32	4.24	4.16	4.10	4.02	3.97			
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	216	265	253	243	359	355	285	377	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416</			

◆図表 1-5 ごみ処理内訳の将来見込み
(単純推計)

実績 ← 推計 →

数値目標年度

計画目標年度

ごみ排出量	区分	処理	年度	実績 ← 推計 →														
				27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38			
A 可燃ごみ	可燃ごみ		t/年	8,565	8,545	8,519	8,490	8,447	8,409	8,366	8,325	8,278	8,226	8,176	8,128			
			t/年	8,565	8,545	8,519	8,490	8,447	8,409	8,366	8,325	8,278	8,226	8,176	8,128			
			t/年	8,565	8,545	8,519	8,490	8,447	8,409	8,366	8,325	8,278	8,226	8,176	8,128			
B 不燃ごみ	清瀬クリーンセンター	100.0%焼却	t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	212	208	204				
			t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	212	208	204				
			t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	212	208	204				
C 資源ごみ	広瀬一般廃棄物最終処分場	100.0%埋立①	t/年	1,837	1,777	1,722	1,679	1,642	1,610	1,577	1,547	1,518	1,497	1,467	1,449			
			t/年	1,837	1,777	1,722	1,679	1,642	1,610	1,577	1,547	1,518	1,497	1,467	1,449			
			t/年	1,837	1,777	1,722	1,679	1,642	1,610	1,577	1,547	1,518	1,497	1,467	1,449			
D 粗大ごみ	高尾クリーンセンター	100.0%選別②	t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416			
			t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416			
			t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416			
E 排出量計=(A~D)の合計	清瀬クリーンセンター		t/年	10,988	10,949	10,876	10,804	10,724	10,655	10,575	10,504	10,428	10,351	10,267	10,197			
			t/年	10,988	10,949	10,876	10,804	10,724	10,655	10,575	10,504	10,428	10,351	10,267	10,197			
			t/年	10,988	10,949	10,876	10,804	10,724	10,655	10,575	10,504	10,428	10,351	10,267	10,197			
焼却処理	委託処理中継	焼却	t/年	8,565	8,545	8,519	8,490	8,447	8,409	8,366	8,325	8,278	8,226	8,176	8,128			
			t/年	8,563	8,543	8,517	8,488	8,445	8,407	8,364	8,323	8,276	8,224	8,174	8,126			
			t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
			t/年	474	479	478	475	473	471	468	466	464	461	458	455			
			t/年	450	453	452	450	448	446	443	441	439	436	433	431			
			t/年	24	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	24			
			t/年	781	781	777	771	767	764	757	753	747	742	736	732			
			t/年	401	387	375	366	358	351	344	337	331	326	320	316			
			t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416			
			t/年	401	363	351	343	336	329	323	316	310	306	300	297			
破砕・選別処理	資源ごみ	びん類	t/年	176	195	188	184	181	177	174	170	166	165	161	160			
			t/年	51	57	55	53	52	51	50	49	48	48	47	46			
			t/年	49	54	52	51	50	49	48	47	46	46	45	44			
			t/年	39	38	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32			
			t/年	75	45	43	43	43	42	41	40	39	38	37	38			
			t/年	191	168	163	159	155	152	149	146	144	141	139	137			
			t/年	155	136	132	128	125	124	121	119	117	114	112	111			
			t/年	20	18	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14			
			t/年	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6			
			t/年	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6			
処理・処分内訳	資源ごみ	紙類	t/年	19	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	11			
			t/年	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8			
			t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416			
			t/年	121	125	128	129	130	131	131	132	132	132	132	132			
			t/年	69	72	73	74	74	75	75	76	76	76	76	76			
			t/年	19	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21			
			t/年	48	50	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52			
			t/年	123	127	130	131	133	134	134	135	135	135	135	135			
			t/年	33	32	31	30	30	29	28	28	27	27	26	26			
			t/年	33	32	31	30	30	29	28	28	27	27	26	26			
選別処理	資源ごみ	缶類	t/年	30	29	28	27	27	26	25	25	25	24	24				
			t/年	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6				
			t/年	23	22	21	21	21	20	19	19	19	19	18	18			
			t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2				
			t/年	1,403	1,358	1,316	1,283	1,254	1,230	1,205	1,182	1,160	1,144	1,121	1,107			
			t/年	1,403	1,358	1,316	1,283	1,254	1,230	1,205	1,182	1,160	1,144	1,121	1,107			
			t/年	727	696	675	658	643	631	617	606	595	587	576	568			
			t/年	149	143	138	135	132	129	127	124	122	120	118	116			
			t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3			
			t/年	38	37	36	35	34	33	33	32	31	31	30	30			
直接資源化	資源ごみ	段ボール	t/年	423	406	393	384	375	368	360	353	347	342	335	331			
			t/年	62	60	58	56	55	54	53	52	51	50	49	49			
			t/年	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
			t/年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4			
			t/年	406	405	406	404	402	399	394	391	390	385	380	377			
			t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	216	212	208	204			
			t/年	200	172	173	174	176	176	175	175	174	173	172	173			
			t/年	2,493	2,480	2,431	2,387	2,350	2,320	2,285	2,256	2,226	2,203	2,171	2,149			
			t/年	22.7%	22.7%	22.4%	22.1%	21.9%	21.8%	21.6%	21.5%	21.3%	21.3%	21.1%	21.1%			
			最終処分場	資源化(マテリアルリサイクル)	(リサイクル率)	t/年	406	405	406	404	402	399	394	391	390	385	380	377
t/年	3.7%	3.7%				3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%				
最終処分場	資源化(最終処分率)	(最終処分率)	t/年	406	405	406	404	402	399	394	391	390	385	380	377			
			t/年	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%				

家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

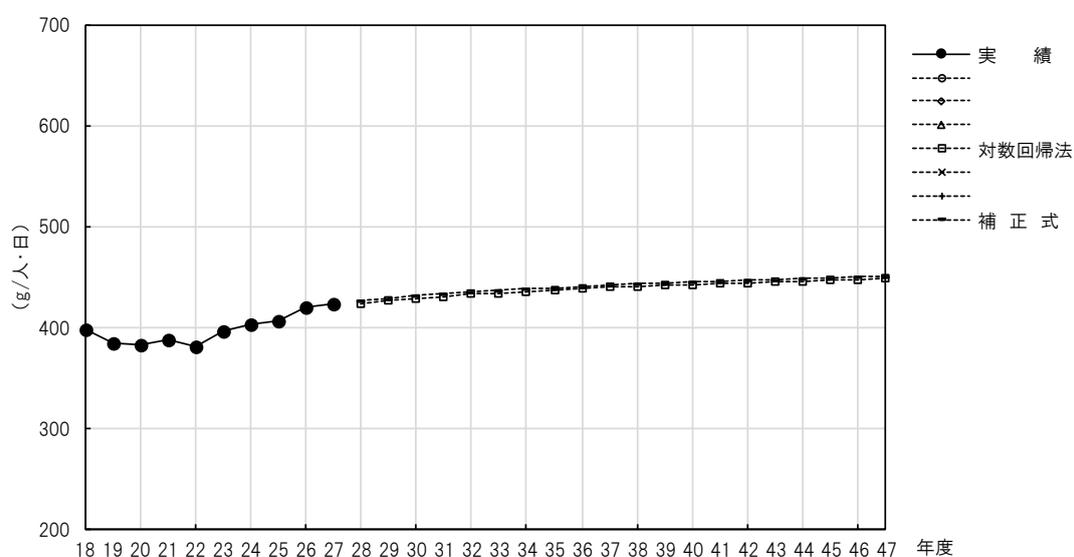
年 度	18	19	20	21	22
実績値	397.5	384.9	382.4	388.3	381.3
前年差	-	-12.6	-2.5	5.9	-7.0
前年比	-	0.96830	0.99350	1.01543	0.98197
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	396.5	403.1	407.1	419.9	423.2
前年差	15.2	6.6	4.0	12.8	3.3
前年比	1.03986	1.01665	1.00992	1.03144	1.00786
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=393.84+16.83 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-22)$	444.3	○	0.9470130
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=393.84+16.83 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-22)+2.3$	446.6	◎	-



家庭系収集ごみ(家庭系収集可燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

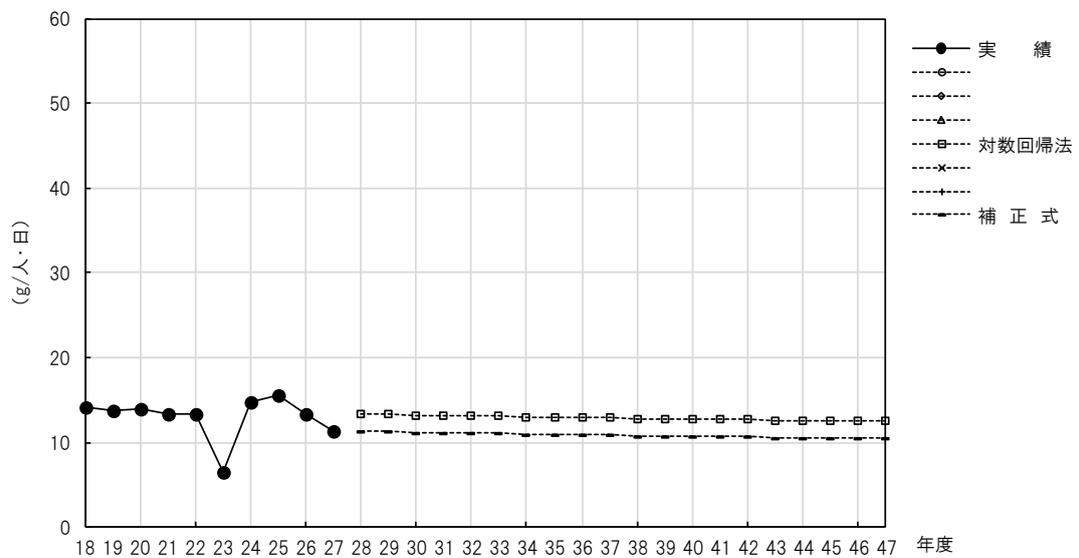
年 度	18	19	20	21	22
実績値	14.1	13.7	13.9	13.4	13.4
前年差	-	-0.4	0.2	-0.5	
前年比	-	0.97163	1.01460	0.96403	1.00000
採用データ	不採用	○	○	○	○

年 度	23	24	25	26	27
実績値	6.5	14.7	15.6	13.4	11.4
前年差	-6.9	8.2	0.9	-2.2	-2.0
前年比	0.48507	2.26154	1.06122	0.85897	0.85075
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=18.91-1.67 \times \text{Ln}(\text{平成年度})$	12.7	○	0.1547467
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=18.91-1.67 \times \text{Ln}(\text{平成年度})+2$	10.7	◎	-



家庭系収集ごみ(家庭系収集不燃ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

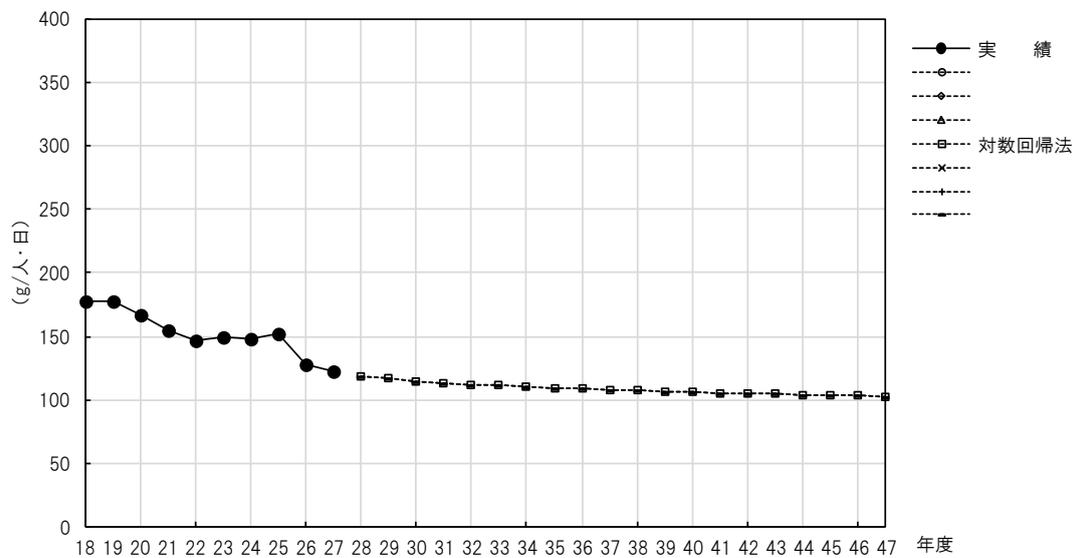
年 度	18	19	20	21	22
実績値	177.0	178.2	167.3	154.3	147.3
前年差	-	1.2	-10.9	-13.0	-7.0
前年比	-	1.00678	0.93883	0.92230	0.95463
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	149.2	148.2	152.1	127.9	122.3
前年差	1.9	-1.0	3.9	-24.2	-5.6
前年比	1.01290	0.99330	1.02632	0.84089	0.95622
採用データ	不採用	不採用	不採用	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=127.90-8.08 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-25)$	105.0	○	1.0000000
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系収集ごみ(家庭系収集資源ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

家庭系収集ごみ(家庭系収集粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の実績

(g/人・日)

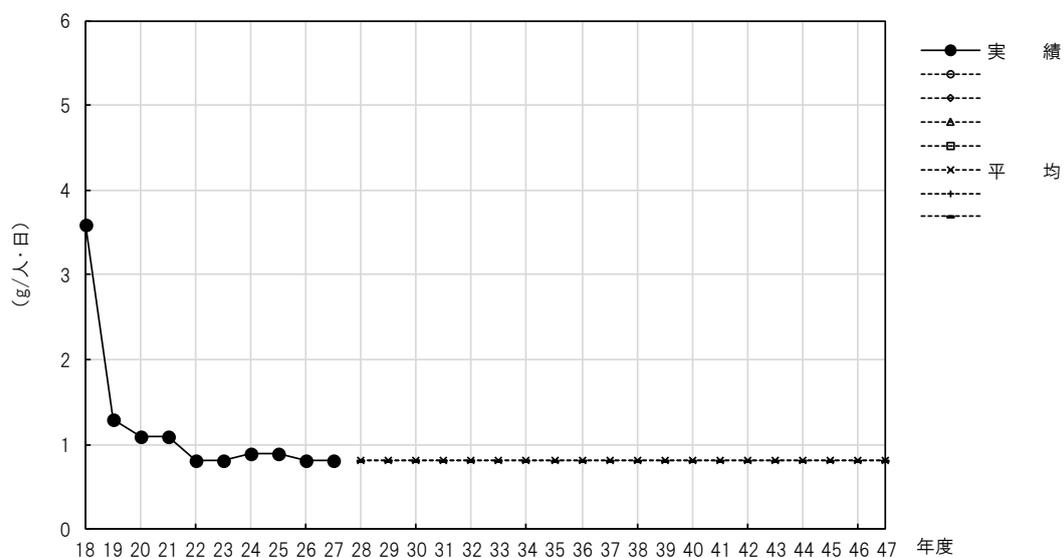
年 度	18	19	20	21	22
実績値	3.6	1.3	1.1	1.1	0.8
前年差	-	-2.3	-0.2		-0.3
前年比	-	0.36111	0.84615	1.00000	0.72727
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8
前年差		0.1		-0.1	
前年比	1.00000	1.12500	1.00000	0.88889	1.00000
採用データ	○	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(g/人・日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=0.8	0.8	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



家庭系収集ごみ(家庭系収集粗大ごみ) 1人1日当たりごみ排出量の推計結果

事業系許可業者等搬入ごみ(許可業者可燃ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

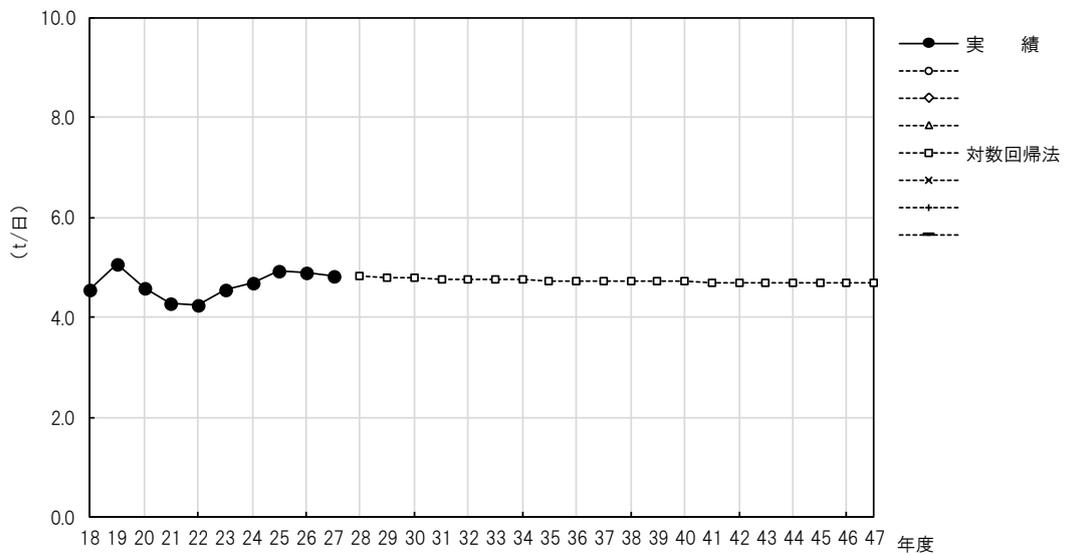
年 度	18	19	20	21	22
実績値	4.54	5.05	4.59	4.28	4.24
前年差	-	0.51	-0.46	-0.31	-0.04
前年比	-	1.11233	0.90891	0.93246	0.99065
採用データ	不採用	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	4.54	4.70	4.93	4.88	4.84
前年差	0.30	0.16	0.23	-0.05	-0.04
前年比	1.07075	1.03524	1.04894	0.98986	0.99180
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
対数回帰法	$Y=4.932-0.081 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-24)$	4.70	○	1.0000000
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-



事業系許可業者等搬入ごみ(許可業者可燃ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

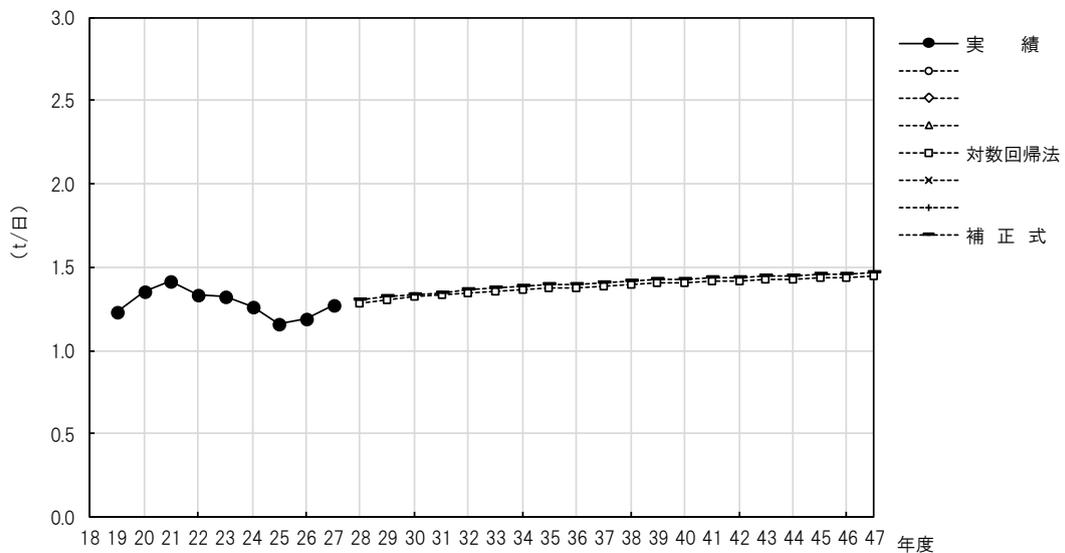
年 度	18	19	20	21	22
実績値		1.23	1.36	1.42	1.33
前年差	-		0.13	0.06	-0.09
前年比	-		1.10569	1.04412	0.93662
採用データ	データなし	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	1.32	1.26	1.16	1.19	1.27
前年差	-0.01	-0.06	-0.10	0.03	0.08
前年比	0.99248	0.95455	0.92063	1.02586	1.06723
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
対数回帰法	$Y=1.151+0.094 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-24)$	1.42	○	0.8853241
-	-	-		-
-	-	-		-
補正式	$Y=1.151+0.094 \times \text{Ln}(\text{平成年度}-24)+0.02$	1.44	○	-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入可燃ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入資源ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

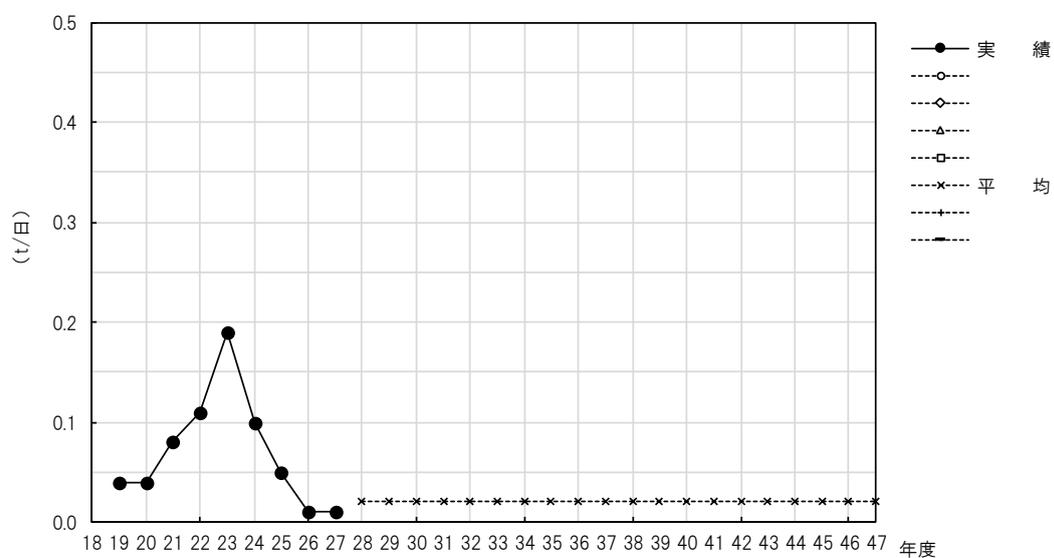
年 度	18	19	20	21	22
実績値		0.04	0.04	0.08	0.11
前年差	-			0.04	0.03
前年比	-		1.00000	2.00000	1.37500
採用データ	データなし	不採用	不採用	不採用	不採用

年 度	23	24	25	26	27
実績値	0.19	0.10	0.05	0.01	0.01
前年差	0.08	-0.09	-0.05	-0.04	
前年比	1.72727	0.52632	0.50000	0.20000	1.00000
採用データ	不採用	不採用	○	○	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=0.02	0.02	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入資源ごみ) 1日平均排出量の推計結果

事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入粗大ごみ) 1日平均排出量の実績

(t/日)

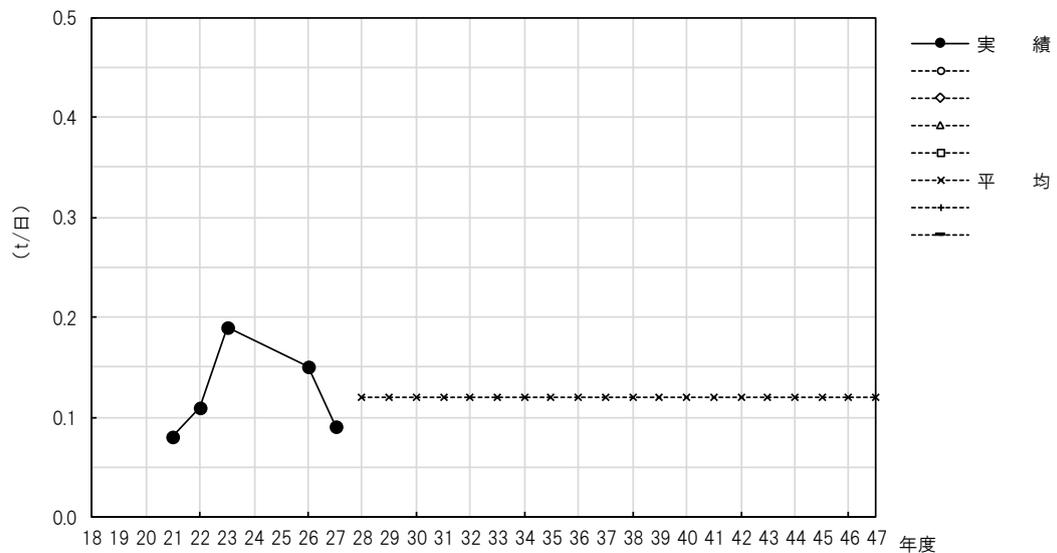
年 度	18	19	20	21	22
実績値				0.08	0.11
前年差	-				0.03
前年比	-				1.37500
採用データ	データなし	データなし	データなし	○	○

年 度	23	24	25	26	27
実績値	0.19			0.15	0.09
前年差	0.08				-0.06
前年比	1.72727				0.60000
採用データ	○	データなし	データなし	○	○

推計式及び推計結果

(t/日)

推計方法	推計式	H.42	採用	相関係数
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
-	-	-		-
平 均	Y=0.12	0.12	○	-
-	-	-		-
-	-	-		-



事業系直接搬入ごみ(事業系直接搬入粗大ごみ) 1日平均排出量の推計結果

4. ごみ排出量の将来推計（目標達成）

（1）排出削減目標値等の設定

本計画における数値目標は、近年増加傾向となっており、かつ排出量の多い可燃ごみを対象に設定するものとした。具体的には絶対量の多い家庭系の収集可燃ごみ、事業系の許可業者搬入及び直接搬入可燃ごみとし、家庭系の直接搬入可燃ごみは対象外とした。

家庭系の可燃ごみについては、手付かず食品や調理くず・食べ残しなどの食品ロスを対象に削減を目指すものとして目標量を設定した。一方で、事業系の許可業者搬入可燃ごみ及び直接搬入可燃ごみについては、過去10年程度の期間で排出量が下限となった実績と同程度まで削減することを目標量として設定した。

また、ごみ組成調査結果等からは、家庭系の可燃ごみには資源化可能なごみが一定量混入していることがうかがえる。そこで、分別徹底によりこれらのごみが資源ごみに排出されるよう啓発を進め、特に紙類及びプラスチックについて、島根県内の他市町村の資源化実績を基に資源物増加の目標量を設定した。（具体的な考え方は、本編p45～p47参照）

排出削減目標は、数値目標年度とした平成33年度に達成を目指すこととし、計画初年度から数値目標年度まで段階的に排出削減が進行するものとした。

数値目標年度から計画目標年度である平成38年度までは、目標達成までに目指すこととした排出削減が半分程度の進行度で継続するものとして設定している。一般廃棄物処理基本計画は概ね5年を目途に改定することとされていることから、今後の改定の際には、計画目標年度における排出量等については見直しを行うものとする。

目標を達成した場合の将来見込みは、排出削減のみの場合と排出削減＋分別徹底の場合それぞれ図表1-6及び図表1-7に示すとおりである。また、ごみ処理の内訳（排出削減＋分別徹底）は図表1-8に示すとおりである。

◆図表1-6 ごみ排出量の推計結果(目標達成【排出削減のみ】)

		数値目標年度																			計画目標年度			
		← 実績 推計 →																			▼ 計画目標年度 ▼			
		年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
人口	行政区域内人口	[人]	43,729	43,729	43,255	42,822	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868		
	計画処理区域内人口(計画収集人口)	[人]	43,729	43,729	43,255	42,822	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868		
家庭系ごみ	収集ごみ	燃えるごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	6,143	6,103	6,130	5,959	6,124	6,154	6,142	6,267	6,254	6,231	6,085	5,942	5,804	5,665	5,533	5,435	5,340	5,245	5,154	5,063	
			一日ごみ量 [t/日]	16.83	16.72	16.80	16.33	16.78	16.86	16.83	17.17	17.13	17.07	16.67	16.28	15.90	15.52	15.16	14.89	14.63	14.37	14.12	13.87	
			原単位 [g/人/日]	384.9	382.4	388.3	381.3	396.5	403.1	407.1	419.9	423.2	426.3	421.0	415.7	410.4	405.1	400.0	397.4	394.7	392.1	389.4	386.8	
		燃えないごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	219	222	212	210	100	224	236	200	168	164	164	161	157	157	153	150	150	146	146	146	142
			一日ごみ量 [t/日]	0.60	0.61	0.58	0.57	0.28	0.61	0.64	0.55	0.46	0.45	0.45	0.44	0.43	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	0.39	
			原単位 [g/人/日]	13.7	13.9	13.4	13.4	6.5	14.7	15.6	13.4	11.4	11.3	11.3	11.2	11.2	11.1	11.1	11.0	11.0	10.9	10.9	10.9	10.8
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	2,845	2,670	2,436	2,303	2,304	2,263	2,295	1,909	1,807	1,741	1,686	1,643	1,602	1,570	1,537	1,507	1,478	1,453	1,427	1,405		
		一日ごみ量 [t/日]	7.79	7.32	6.67	6.31	6.31	6.20	6.29	5.23	4.95	4.77	4.62	4.50	4.39	4.30	4.21	4.13	4.05	3.98	3.91	3.85		
		原単位 [g/人/日]	178.2	167.3	154.3	147.3	149.2	148.2	152.1	127.9	122.3	119.0	116.7	114.9	113.4	112.2	111.1	110.1	109.3	108.5	107.8	107.2		
	粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	20	18	17	12	13	13	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
		一日ごみ量 [t/日]	0.06	0.05	0.05	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03		
		原単位 [g/人/日]	1.3	1.1	1.1	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8		
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	9,227	9,013	8,795	8,484	8,541	8,654	8,686	8,388	8,241	8,147	7,946	7,757	7,574	7,403	7,234	7,103	6,979	6,855	6,738	6,621		
		一日ごみ量 [t/日]	25.28	24.70	24.10	23.24	23.40	23.71	23.80	22.98	22.57	22.32	21.77	21.25	20.75	20.28	19.82	19.46	19.12	18.78	18.46	18.14		
		原単位 [g/人/日]	578.1	564.7	557.1	542.8	553.0	566.9	575.7	562.0	557.7	557.4	549.7	542.5	535.6	529.3	523.0	519.2	515.8	512.2	509.0	505.7		
	直接搬入ごみ	燃えるごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	25	26	27	33	40	55	50	62	80	80	84	88	88	91	91	91	91	91	91	91	
			一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.07	0.09	0.11	0.15	0.14	0.17	0.22	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
			原単位 [g/人/日]	1.6	1.6	1.7	2.1	2.6	3.6	3.3	4.2	5.4	5.6	5.9	6.0	6.2	6.4	6.5	6.6	6.7	6.9	7.0	7.1	
燃えないごみ(不燃ごみ)		年間ごみ量 [t/年]	25	27	103	72	28	155	271	69	37	69	69	69	69	66	66	66	66	66	66	62	62	
		一日ごみ量 [t/日]	0.07	0.07	0.28	0.20	0.08	0.43	0.74	0.19	0.10	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17		
		原単位 [g/人/日]	1.6	1.7	6.5	4.6	1.8	10.2	18.0	4.6	2.5	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8		
資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	175	109	118	87	64	36	24	26	27	29	29	29	33	33	33	33	33	37	33	37			
	一日ごみ量 [t/日]	0.48	0.30	0.32	0.24	0.17	0.10	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10			
	原単位 [g/人/日]	11.0	6.8	7.5	5.6	4.1	2.4	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7			
粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]	196	247	208	192	278	342	272	309	336	339	347	350	354	358	358	361	361	361	361	361			
	一日ごみ量 [t/日]	0.54	0.68	0.57	0.53	0.76	0.94	0.74	0.85	0.92	0.93	0.95	0.96	0.97	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99				
	原単位 [g/人/日]	12.3	15.5	13.2	12.3	18.0	22.4	18.0	20.7	22.7	23.2	23.9	24.5	25.0	25.5	25.9	26.3	26.7	27.0	27.3	27.7			
直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	421	409	456	384	410	588	617	466	480	517	529	536	544	548	548	551	551	555	547	551			
	一日ごみ量 [t/日]	1.16	1.12	1.24	1.06	1.12	1.62	1.69	1.28	1.31	1.42	1.45	1.47	1.49	1.50	1.50	1.51	1.51	1.52	1.50	1.51			
	原単位 [g/人/日]	26.4	25.6	28.9	24.6	26.5	38.5	40.9	31.2	32.5	35.4	36.6	37.5	38.5	39.2	39.6	40.3	40.7	41.5	41.3	42.1			
家庭系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	9,648	9,422	9,251	8,868	8,951	9,242	9,303	8,854	8,721	8,664	8,475	8,293	8,118	7,951	7,782	7,654	7,530	7,410	7,285	7,172		
		一日ごみ量 [t/日]	26.44	25.82	25.34	24.30	24.52	25.33	25.49	24.26	23.88	23.74	23.22	22.72	22.24	21.78	21.32	20.97	20.63	20.30	19.96	19.65		
		原単位 [g/人/日]	604.5	590.3	585.9	567.4	579.5	605.4	616.6	593.2	590.2	592.8	586.3	580.0	574.1	568.5	562.6	559.4	556.5	553.7	550.4	547.8		
事業系ごみ	搬入可業者	燃えるごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	1,842	1,676	1,564	1,547	1,657	1,715	1,799	1,782	1,767	1,759	1,719	1,679	1,639	1,599	1,551	1,531	1,511	1,491	1,471	1,451	
			一日ごみ量 [t/日]	5.05	4.59	4.28	4.24	4.54	4.70	4.93	4.88	4.84	4.82	4.71	4.60	4.49	4.38	4.25	4.20	4.14	4.09	4.03	3.98	
	収集ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	1,842	1,676	1,564	1,547	1,657	1,715	1,799	1,782	1,767	1,759	1,719	1,679	1,639	1,599	1,551	1,531	1,511	1,491	1,471	1,451		
		一日ごみ量 [t/日]	5.05	4.59	4.28	4.24	4.54	4.70	4.93	4.88	4.84	4.82	4.71	4.60	4.49	4.38	4.25	4.20	4.14	4.09	4.03	3.98		
	直接搬入ごみ	燃えるごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	450	496	518	485	482	461	425	435	464	475	464	453	442	431	420	414	409	403	398	392	
			一日ごみ量 [t/日]	1.23	1.36	1.42	1.33	1.32	1.26	1.16	1.19	1.27	1.30	1.27	1.24	1.21	1.18	1.15	1.14	1.12	1.11	1.09	1.08	
		燃えないごみ(不燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]			5	3	1			1	1												
	資源ごみ	年間ごみ量 [t/年]	14	16	29	39	69	35	20	4	3	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
		一日ごみ量 [t/日]	0.04	0.04	0.08	0.11	0.19	0.10	0.05	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
		原単位 [g/人/日]			0.08	0.11	0.19					0.15	0.09	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12		
粗大ごみ	年間ごみ量 [t/年]			28	39	68			56	32	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44			
	一日ごみ量 [t/日]			0.08	0.11	0.19			0.15	0.09	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			
	原単位 [g/人/日]			0.08	0.11	0.19			0.15	0.09	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12			
直接搬入ごみ計	年間ごみ量 [t/年]	464	512	580	566	620	496	445	496	500	526	515	504	493	482	471	465	460	454	449	443			
	一日ごみ量 [t/日]	1.27	1.40	1.59	1.56	1.70	1.36	1.21	1.35	1.37	1.44	1.41	1.38	1.35	1.32	1.29	1.28	1.26	1.25	1.23	1.22			
	原単位 [g/人/日]	2,306	2,188	2,144	2,113	2,277	2,211	2,244	2,278	2,267	2,285	2,234	2,183	2,132	2,081	2,022	1,996	1,971	1,945	1,920	1,894			
事業系ごみ合計		年間ごみ量 [t/年]	2,306	2,188	2,144	2,113	2,277	2,211	2,244	2,278	2,267	2,285	2,234	2,183	2,132	2,081	2,022	1,996	1,971	1,945	1,920	1,894		
		一日ごみ量 [t/日]	6.32	5.99	5.87	5.80	6.24	6.06	6.14	6.23	6.21	6.26	6.12	5.98	5.84	5.70	5.54	5.47	5.40	5.33	5.26	5.19		
排出量	燃えるごみ(可燃ごみ)	年間ごみ量 [t/年]	8,460	8,301	8,239	8,024	8,303																	

◆図表 1-8 ごみ処理内訳の将来見込み
 (目標達成【排出削減+分別徹底】)

実績← →推計
 数値目標年度
 計画目標年度

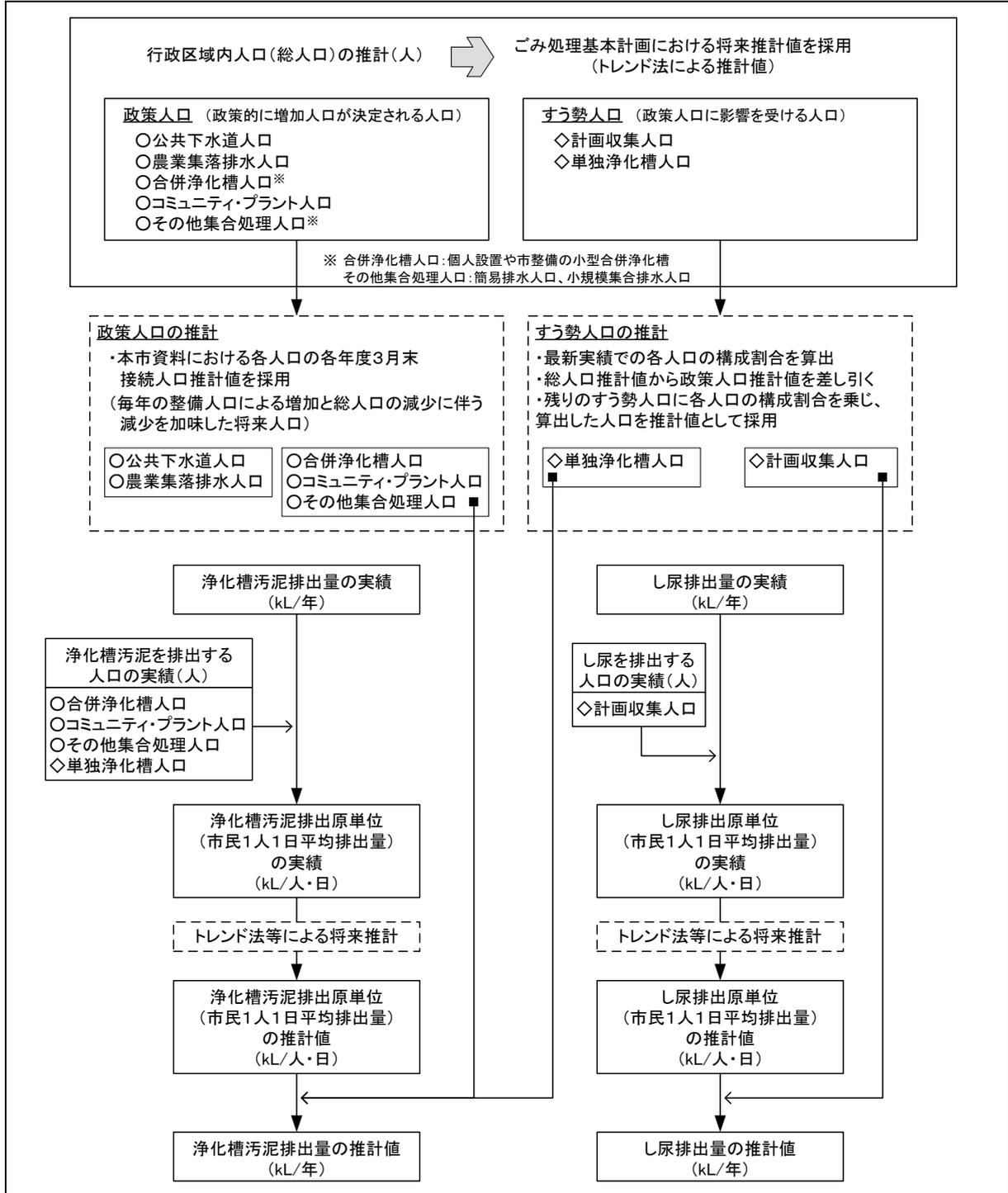
ごみ排出量	区分	処理	年度	実績← →推計															計画目標年度
				27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
A 可燃ごみ	可燃ごみ		t/年	8,565	8,545	8,293	8,049	7,801	7,563	7,318	7,172	7,026	6,883	6,745	6,606				
			t/年	8,565	8,545	8,293	8,049	7,801	7,563	7,318	7,172	7,026	6,883	6,745	6,606				
	不燃ごみ	焼却	t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	216	212	208	204				
			t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	216	212	208	204				
	C 資源ごみ	埋立①	t/年	1,837	1,777	1,781	1,796	1,814	1,833	1,854	1,850	1,843	1,844	1,835	1,844				
			t/年	1,837	1,777	1,722	1,679	1,642	1,610	1,577	1,547	1,518	1,497	1,467	1,449				
	D 粗大ごみ	埋立②	t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416				
			t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416				
	E 排出量計(A~D)の合計	高尾クリーンセンター	選別①	t/年	10,988	10,949	10,709	10,480	10,250	10,032	9,804	9,654	9,501	9,355	9,204	9,070			
				t/年	10,988	10,949	10,709	10,480	10,250	10,032	9,804	9,654	9,501	9,355	9,204	9,070			
委託処理中継		焼却	t/年	8,565	8,545	8,293	8,049	7,801	7,563	7,318	7,172	7,026	6,883	6,745	6,606				
			t/年	8,565	8,545	8,291	8,047	7,799	7,561	7,317	7,171	7,025	6,882	6,744	6,605				
紙類		資源化	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1				
			t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1				
処理内訳		資源化	t/年	474	479	464	450	436	424	410	402	393	386	377	370				
			t/年	450	453	439	426	413	401	388	380	372	365	357	350				
高尾クリーンセンター		選別②	t/年	24	26	25	24	23	23	22	22	21	21	20	20				
			t/年	781	781	777	771	767	764	757	753	747	742	736	732				
資源ごみ	選別①	t/年	401	387	375	366	358	351	344	337	331	326	320	316					
		t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416					
粗大ごみ	選別②	t/年	401	363	351	343	336	329	323	316	310	306	300	297					
		t/年	176	195	188	184	181	177	174	170	166	165	161	160					
資源ごみ	資源化	t/年	51	57	55	53	52	51	50	49	48	48	47	46					
		t/年	49	54	52	51	50	49	48	47	46	46	45	44					
資源ごみ	資源化	t/年	39	39	38	37	36	35	35	34	33	33	32	32					
		t/年	75	45	43	43	43	42	41	40	39	38	37	38					
資源ごみ	埋立②	t/年	191	168	163	159	155	152	149	146	144	141	139	137					
		t/年	155	136	132	128	125	124	121	119	117	114	112	111					
資源ごみ	資源化	t/年	20	18	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14					
		t/年	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6					
資源ごみ	資源化	t/年	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6					
		t/年	19	14	14	13	13	13	12	12	12	12	12	11					
資源ごみ	資源化	t/年	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8					
		t/年	380	394	402	405	409	413	413	416	416	416	416	416					
資源ごみ	資源化	t/年	121	125	128	129	130	131	131	132	132	132	132	132					
		t/年	69	72	73	74	74	75	75	76	76	76	76	76					
資源ごみ	資源化	t/年	19	20	20	20	20	21	21	21	21	21	21	21					
		t/年	48	50	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52					
資源ごみ	埋立②	t/年	123	127	130	131	133	134	134	135	135	135	135	135					
		t/年	33	32	31	30	30	29	28	28	27	27	26	26					
資源ごみ	選別圧縮	t/年	33	32	31	30	30	29	28	28	27	27	26	26					
		t/年	30	29	28	27	27	26	25	25	25	24	24	24					
資源ごみ	資源化	t/年	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
		t/年	23	22	21	21	21	20	19	19	19	19	18	18					
資源ごみ	資源化	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2					
		t/年	1,403	1,358	1,375	1,400	1,426	1,453	1,482	1,485	1,485	1,491	1,489	1,502					
資源ごみ	保管	t/年	1,403	1,358	1,375	1,400	1,426	1,453	1,482	1,485	1,485	1,491	1,489	1,502					
		t/年	727	696	690	688	687	691	692	686	683	677	674	670					
資源ごみ	資源化	t/年	727	696	646	600	559	523	484	460	438	418	397	374					
		t/年	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44					
資源ごみ	資源化	t/年	149	143	144	147	150	153	156	156	156	157	156	158					
		t/年	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5					
資源ごみ	資源化	t/年	38	37	37	38	39	39	40	40	40	40	40	41					
		t/年	423	406	426	448	470	489	512	521	524	534	536	548					
資源ごみ	資源化	t/年	423	406	411	419	426	434	443	444	444	446	445	449					
		t/年	15	29	44	55	69	77	80	88	91	99	99	99					
資源ごみ	資源化	t/年	62	60	61	62	63	64	65	65	65	66	66	66					
		t/年	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8					
資源ごみ	資源化	t/年	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
		t/年	406	405	406	404	402	399	394	391	390	385	380	377					
資源ごみ	埋立①	t/年	206	233	233	230	226	223	219	216	216	212	208	204					
		t/年	200	172	173	174	176	176	175	175	174	173	172	173					
資源ごみ	埋立②	t/年	2,493	2,480	2,476	2,479	2,485	2,496	2,503	2,494	2,479	2,474	2,457	2,458					
		t/年	22.7%	22.7%	23.1%	23.7%	24.2%	24.9%	25.5%	25.8%	26.1%	26.4%	26.7%	27.1%					
資源ごみ	(リサイクル率)	t/年	406	405	406	404	402	399	394	391	390	385	380	377					
		t/年	3.7%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.0%	4.0%	4.1%	4.1%	4.1%	4.2%						

検討資料 2 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の将来推計

1. 将来見込みの算出手順

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の推計は、図表 2-1 に示す手順で算出した。

図表 2-1 生活排水処理形態別人口及びし尿排出量等の推計手順



2. 処理形態別人口の推計

(1) 政策人口

本市では、生活排水処理形態別人口の実績に基づき、各処理形態別人口の整備人口及び接続人口について、将来見込み人口を設定している。政策人口の推計値は、この将来見込み人口のうち接続人口を採用するものとした。

なお、この将来見込み人口は、本計画策定時点では平成35年度までの見込みであったため、平成36年度以降から本計画目標年度である平成38年度までの3年間については、将来見込み人口の推移が同様に続くものとして設定した。ただし、農業集落排水人口については、平成36年度にて接続人口が整備人口を上回る。そこで、平成36年度以降の整備人口に、平成35年度の接続率（＝接続人口÷整備人口）を乗じることにより算出した人口を農業集落排水人口の接続人口とした。

図表 2-2 生活排水処理形態別人口の実績と将来見込み人口（整備人口）

生活排水処理形態		実績					将来見込み人口								本検討による追加分		
		H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H34末	H35末	H36末	H37末	H38末
公共 下水道	安来(流域)	16,022	16,247	16,423	16,543	16,790	16,975	17,160	17,345	17,530	17,715	17,900	18,085	18,270	18,455	18,640	18,825
	吉佐(単独)	53	86	160	205	288	285	280	275	270	265	260	255	250	245	240	235
	広瀬(特環)	3,616	3,631	3,597	3,562	3,533	3,505	3,475	3,445	3,415	3,385	3,355	3,325	3,295	3,265	3,235	3,205
	小計	19,691	19,964	20,180	20,310	20,611	20,765	20,915	21,065	21,215	21,365	21,515	21,665	21,815	21,965	22,115	22,265
農業集落排水		8,035	8,043	7,940	7,829	7,653	7,590	7,525	7,460	7,395	7,330	7,265	7,200	7,135	7,070	7,005	6,940
簡易排水		161	159	161	161	159	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149
小規模集合排水		94	88	87	83	81	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
コミュニティプラント		0	32	56	91	92	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84
合併 浄化槽	個別浄化槽	311	295	286	288	285	283	281	279	277	275	273	271	269	267	265	263
	市整備(市設置)	2,325	2,441	2,546	2,677	2,764	2,847	2,929	3,011	3,093	3,175	3,257	3,339	3,421	3,503	3,585	3,667
	市整備(個人設置)	2,482	2,131	2,096	2,027	1,985	1,983	1,981	1,979	1,977	1,975	1,973	1,971	1,969	1,967	1,965	1,963
	小計	5,118	4,867	4,928	4,992	5,034	5,113	5,191	5,269	5,347	5,425	5,503	5,581	5,659	5,737	5,815	5,893
	個人設置浄化槽	1,646	1,357	1,290	1,217	1,092	1,055	1,015	975	935	895	855	815	775	735	695	655
合計(政策人口)		34,745	34,510	34,642	34,683	34,722	34,855	34,975	35,095	35,215	35,335	35,455	35,575	35,695	35,815	35,935	36,055

図表 2-3 生活排水処理形態別人口の実績と将来見込み人口（接続人口）

生活排水処理形態		実績					将来見込み人口								本検討による追加分		
		H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H34末	H35末	H36末	H37末	H38末
公共 下水道	安来(流域)	12,790	12,924	13,332	13,508	13,818	13,931	14,042	14,153	14,264	14,375	14,486	14,597	14,708	14,819	14,930	15,041
	吉佐(単独)	8	33	52	96	132	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141
	広瀬(特環)	2,910	2,979	3,007	3,003	3,011	3,034	3,058	3,082	3,106	3,130	3,154	3,178	3,202	3,226	3,250	3,274
	小計	15,708	15,936	16,391	16,607	16,961	17,096	17,232	17,368	17,504	17,640	17,776	17,912	18,048	18,184	18,320	18,456
農業集落排水		6,640	6,702	6,722	6,713	6,619	6,673	6,726	6,779	6,832	6,885	6,938	6,991	7,044	7,097	7,150	7,203
簡易排水		158	156	158	158	156	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144
小規模集合排水		83	78	76	72	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
コミュニティプラント		0	0	37	90	91	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79
合併 浄化槽	個別浄化槽	293	276	270	270	267	268	266	264	262	260	258	256	254	252	250	248
	市整備(市設置)	2,325	2,441	2,546	2,677	2,764	2,847	2,929	3,011	3,093	3,175	3,257	3,339	3,421	3,503	3,585	3,667
	市整備(個人設置)	2,482	2,439	2,359	2,299	2,253	2,236	2,217	2,198	2,179	2,160	2,141	2,122	2,103	2,084	2,065	2,046
	小計	5,100	5,156	5,175	5,246	5,284	5,351	5,412	5,473	5,534	5,595	5,656	5,717	5,778	5,839	5,900	5,961
	個人設置浄化槽	1,646	1,612	1,439	1,336	1,283	1,239	1,193	1,147	1,101	1,055	1,009	963	917	871	825	779
合計(政策人口)		29,335	29,640	29,998	30,222	30,464	30,671	30,872	31,073	31,274	31,475	31,676	31,877	32,078	32,279	32,480	32,681

図表 2-4 農業集落排水人口（接続人口）の補正

	H34末	H35末	H36末	H37末	H38末	
整備人口	7,200	7,135	7,070	7,005	6,940	①
接続人口	6,991	7,044	7,097	7,150	7,203	②
接続率	97.1%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	③(=②÷①)
補正後接続人口	6,991	7,044	6,978	6,914	6,850	=①×③

(2) すう勢人口

公共下水道や農業集落排水、補助事業による合併処理浄化槽の将来人口（政策人口）は、政策に強い影響を受けて設定される人口となる。一方、計画収集人口や自家処理人口、単独処理浄化槽人口は、政策人口の増加に相反して減少するすう勢人口となる。

すう勢人口は行政区域内人口から、公共下水道人口等の政策人口を差し引いた残りの人口となることを踏まえ、計画収集人口、自家処理人口、単独処理人口の推計値は、前年の各人口の構成比率を当該年度におけるすう勢人口の合計値に乗じることで設定した。

図表 2-5 すう勢人口の実績と推計値

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
①基本計画推計値(総人口)	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868
②下水道資料-生排処理人口	30,464	30,671	30,872	31,073	31,274	31,475	31,676	31,877	32,078	32,279	32,480	32,681

	実績		推計値									
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
①行政区域内人口(総人口)	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868
②政策人口	30,464	30,671	30,872	31,073	31,274	31,475	31,676	31,877	32,078	32,279	32,480	32,681
③すう勢人口 (= ①-②)	10,022	9,372	8,732	8,098	7,468	6,842	6,222	5,606	4,994	4,387	3,785	3,187

人口	すう勢人口											
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
すう勢人口	10,022	9,372	8,732	8,098	7,468	6,842	6,222	5,606	4,994	4,506	4,021	3,540
単独浄化槽人口	2,385	2,231	2,078	1,927	1,777	1,628	1,481	1,334	1,189	1,072	957	842
計画収集人口(くみ取り)	7,637	7,141	6,654	6,171	5,691	5,214	4,741	4,272	3,805	3,434	3,064	2,698
構成割合	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%	23.8%
	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%	76.2%

※H27 実績値は一般廃棄物処理実態調査のデータによる。

3. し尿及び浄化槽汚泥量

し尿及び浄化槽汚泥量については、1人1日平均排出量を原単位とし、これを将来推計したうえで、処理形態別人口の将来推計結果を乗じることにより、し尿等排出量の将来推計値とした。

なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択した（前出図表1-3）。

し尿

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{平均} \text{排出量} (\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}) \\ &= \text{年間排出量} (\text{kL}/\text{年}) \div \text{計画収集人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^3 \end{aligned}$$

浄化槽汚泥

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{平均} \text{排出量} (\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}) \\ &= \text{年間排出量} (\text{kL}/\text{年}) \div \text{浄化槽人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^3 \end{aligned}$$

以上より、生活排水処理に関する将来見込みは、図表 2-6 に示すとおりとなる。

し尿原単位 の実績

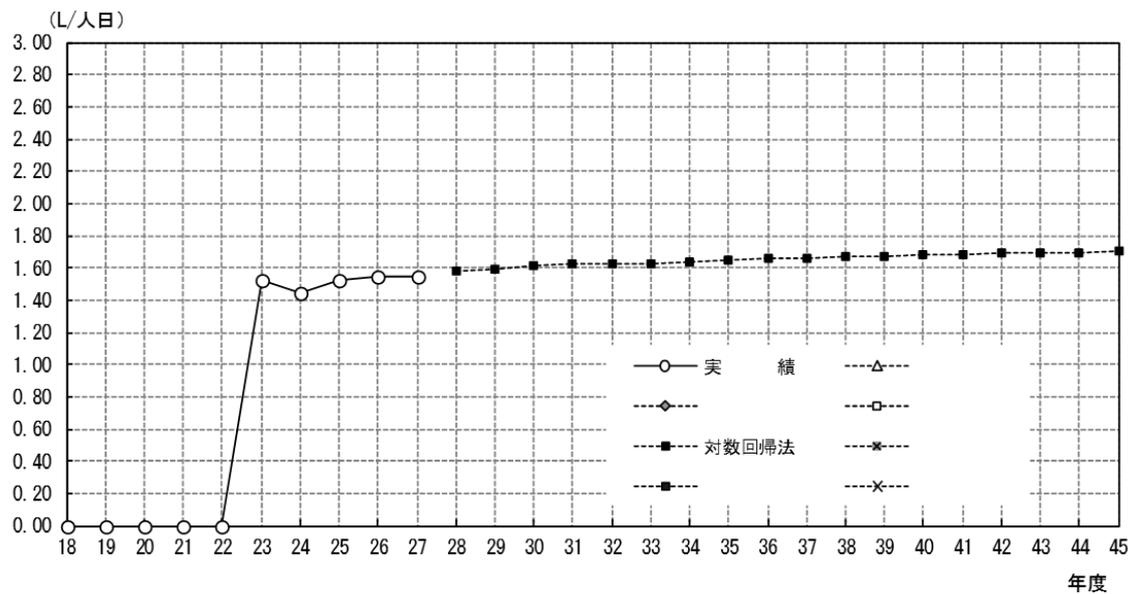
(L/人日)

年 度	23	24	25	26	27
し尿原単位	1.52	1.44	1.52	1.54	1.55
前年差	—	-0.08	0.08	0.02	0.01
前年比	—	0.94737	1.05556	1.01316	1.00649
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(L/人日)

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
対数回帰法	$Y = 1.448 + 0.081 \times L_n$ (平成年度-23)	1.63	○	0.9591254
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-



し尿原単位の推計結果

浄化槽汚泥原単位 の実績

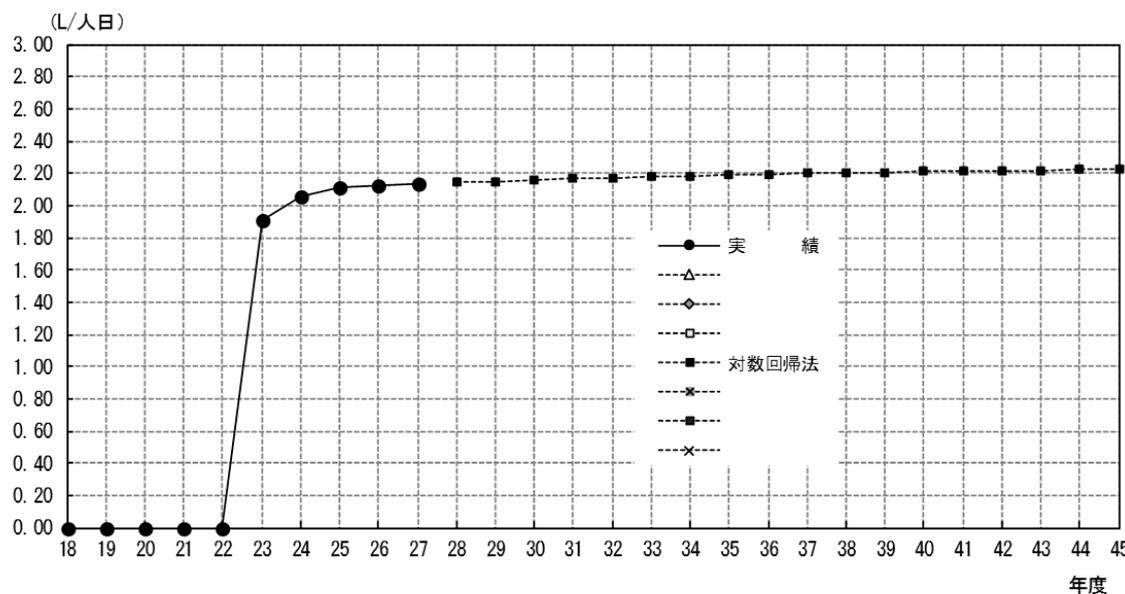
(L/人日)

年 度	23	24	25	26	27
浄化槽汚泥原単位	1.91	2.06	2.11	2.12	2.13
前年差	—	0.15	0.05	0.01	0.01
前年比	—	1.07853	1.02427	1.00474	1.00472
採用データ	不採用	○	○	○	○

推計式及び推計結果

(L/人日)

推計方法	推計式	H33	採用	相関係数
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
対数回帰法	$Y = 2.065 + 0.050 \times L_n$ (平成年度-23)	2.18	○	0.9725291
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-



浄化槽汚泥原単位の推計結果

◆図表 2-6 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果

項目	年度	実績 ← → 推計															計画目標年度▼		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
人 口	行政区域内人口	[人]	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868	
	計画処理区域内人口	[人]	42,317	41,823	41,333	40,892	40,486	40,043	39,604	39,171	38,742	38,317	37,898	37,483	37,072	36,666	36,265	35,868	
	非水洗化人口	[人]	9,853	9,369	8,660	8,131	7,637	7,141	6,654	6,171	5,691	5,214	4,741	4,272	3,805	3,434	3,064	2,698	
	計画収集人口	◎ [人]	9,853	9,369	8,660	8,131	7,637	7,141	6,654	6,171	5,691	5,214	4,741	4,272	3,805	3,434	3,064	2,698	
	自家処理人口	[人]																	
	水洗化人口	[人]	32,464	32,454	32,673	32,761	32,849	32,902	32,950	33,000	33,051	33,103	33,157	33,211	33,267	33,232	33,201	33,170	
	公共下水道人口	◆ [人]	15,708	15,936	16,391	16,607	16,961	17,096	17,232	17,368	17,504	17,640	17,776	17,912	18,048	18,184	18,320	18,456	
	浄化槽人口	[人]	16,756	16,518	16,282	16,154	15,888	15,806	15,718	15,632	15,547	15,463	15,381	15,299	15,219	15,048	14,881	14,714	
	合併処理人口	[人]	13,627	13,704	13,607	13,615	13,503	13,575	13,640	13,705	13,770	13,835	13,900	13,965	14,030	13,976	13,924	13,872	
	合併浄化槽人口	● ◆ [人]	6,746	6,768	6,614	6,582	6,567	6,590	6,605	6,620	6,635	6,650	6,665	6,680	6,695	6,710	6,725	6,740	
	個別設置人口	[人]	293	276	270	270	267	268	266	264	262	260	258	256	254	252	250	248	
	市町村設置型浄化槽人口	[人]	4,807	4,880	4,905	4,976	5,017	5,083	5,146	5,209	5,272	5,335	5,398	5,461	5,524	5,587	5,650	5,713	
	個人設置型浄化槽人口	[人]	1,646	1,612	1,439	1,336	1,283	1,239	1,193	1,147	1,101	1,055	1,009	963	917	871	825	779	
	コミュニティ・プラント人口	● ◆ [人]			37	90	91	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	
	農業集落排水人口	◆ [人]	6,640	6,702	6,722	6,713	6,619	6,673	6,726	6,779	6,832	6,885	6,938	6,991	7,044	6,978	6,914	6,850	
	その他集合処理人口	● ◆ [人]	241	234	234	230	226	223	221	219	217	215	213	211	209	207	205	203	
	単独浄化槽人口	● [人]	3,129	2,814	2,675	2,539	2,385	2,231	2,078	1,927	1,777	1,628	1,481	1,334	1,189	1,072	957	842	
生活排水処理人口(◆)	[人]	29,335	29,640	29,998	30,222	30,464	30,671	30,872	31,073	31,274	31,475	31,676	31,877	32,078	32,160	32,244	32,328		
生活排水処理率		69.3%	70.9%	72.6%	73.9%	75.2%	76.6%	78.0%	79.3%	80.7%	82.1%	83.6%	85.0%	86.5%	87.7%	88.9%	90.1%		
排 出 量	し尿	年間排出量	[kL/年度]	5,468	4,933	4,798	4,557	4,327	4,117	3,862	3,628	3,365	3,103	2,821	2,559	2,292	2,081	1,858	1,646
		一日排出量	[kL/日]	14.98	13.49	13.16	12.52	11.84	11.28	10.58	9.94	9.22	8.50	7.73	7.01	6.28	5.70	5.09	4.51
		原単位	[L/人/日]	1.52	1.44	1.52	1.54	1.55	1.58	1.59	1.61	1.62	1.63	1.63	1.64	1.65	1.66	1.66	1.67
	浄化槽汚泥	年間排出量	[kL/年度]	7,064	7,366	7,356	7,299	7,214	7,169	7,055	6,979	6,902	6,793	6,720	6,610	6,534	6,450	6,398	6,315
		一日排出量	[kL/日]	19.32	20.22	20.17	20.01	19.74	19.64	19.33	19.12	18.91	18.61	18.41	18.11	17.90	17.67	17.53	17.30
		原単位	[L/人/日]	1.91	2.06	2.11	2.12	2.13	2.15	2.15	2.16	2.17	2.17	2.18	2.18	2.19	2.19	2.20	2.20
	合計	年間排出量	[kL/年度]	12,532	12,299	12,154	11,856	11,541	11,286	10,917	10,607	10,267	9,896	9,541	9,169	8,826	8,531	8,256	7,961
		一日排出量	[kL/日]	34.30	33.71	33.33	32.53	31.58	30.92	29.91	29.06	28.13	27.11	26.14	25.12	24.18	23.37	22.62	21.81
		原単位	[L/人/日]	1.72	1.76	1.83	1.85	1.87	1.90	1.91	1.93	1.95	1.97	1.98	2.00	2.02	2.03	2.05	2.07
	割合 (一日量)	し尿		43.7%	40.0%	39.5%	38.5%	37.5%	36.5%	35.4%	34.2%	32.8%	31.4%	29.6%	27.9%	26.0%	24.4%	22.5%	20.7%
合併処理浄化槽汚泥			56.3%	60.0%	60.5%	61.5%	62.5%	63.5%	64.6%	65.8%	67.2%	68.6%	70.4%	72.1%	74.0%	75.6%	77.5%	79.3%	
し尿排出口(◎)			9,853	9,369	8,660	8,131	7,637	7,141	6,654	6,171	5,691	5,214	4,741	4,272	3,805	3,434	3,064	2,698	
浄化槽汚泥排出口(●)			10,116	9,816	9,560	9,441	9,269	9,133	8,992	8,853	8,715	8,578	8,443	8,308	8,175	8,070	7,967	7,864	
対象人口(合計)			19,969	19,185	18,220	17,572	16,906	16,274	15,646	15,024	14,406	13,792	13,184	12,580	11,980	11,504	11,031	10,562	